

資料5-1-1 袋井市消防(水防)団待機場所及び連絡先

(各分団連絡系統と災害時の通信方法)

袋井消防本部(署) 袋井市国本2907番地	火災専用電話 119 一般用電話(代表) 42-0119 消防無線 ふくろいしょうぼう
--------------------------	---

令和5年4月1日現在

分団	人数	待機場所	連絡先	無線番号 [車載型無線]	車両台数
袋井市消防団 本部	34	国本2907	袋井消防団本部44-6092 無線ふくろい71、無線ふくろい72	(71号車)400 (72号車)420	指令車1 連絡車1
女性消防隊	10				
袋井方面隊	第1分団	川井950-5	分団車庫42-9630 無線ふくろいにし1	401	消防車1
	第2分団	高尾754-1	分団車庫42-9626 無線ふくろいたかお1	402	" 1
	第3分団	豊沢2281-3	分団車庫42-9627 無線ふくろいあいとよ1(ポンプ車)、2(可搬積載車)	(愛豊1)403 (愛豊2)419	" 2
	第4分団	久能1330-3	分団車庫42-9628 無線ふくろいきた1	404	" 1
	第5分団	広岡2498-4	分団車庫42-9625 無線ふくろいひがし1	405	" 1
	第6分団	太田66-8	分団車庫42-9629 無線ふくろいまい1	406	" 1
	第7分団	友永147	分団車庫49-0046 無線ふくろいみつかわ1(ポンプ車)、2(可搬積載車)	(三川1)407 (三川2)417	" 2
	第8分団	岡崎2506-4	分団車庫23-4010 無線ふくろいかさはら1(ポンプ車)、2(可搬積載車)	(笠原1)408 (笠原2)418	" 2
	第9分団	上山梨3-1-7	分団車庫49-0047 無線ふくろいやまなし1	409	" 1
	第10分団	宇刈784-10	分団車庫49-0048 無線ふくろいうがり1(ポンプ車)、2(可搬積載車)	(宇刈1) 410	" 2
浅羽方面隊	第1分団	浅羽190-2	分団車庫23-9290 無線あさば1 1(ポンプ車)、1(可搬積載車)	(浅羽11)411 (浅羽1)421	" 2
	第2分団	浅名1044-1	分団車庫23-9241 無線あさば1 2(ポンプ車)、2(可搬積載車)	(浅羽12)412 (浅羽2)422	" 2
	第3分団	長溝864	分団車庫23-9257 無線あさば1 3(ポンプ車)、3(可搬積載車)	(浅羽13)413 (浅羽3)423	" 2
	第4分団	梅山37	分団車庫23-9263 無線あさば1 4(ポンプ車)、4(可搬積載車)	(浅羽14)414 (浅羽4)424	" 2
	第5分団	18	湊685	分団車庫23-9284 無線あさば1 5(ポンプ車)	(浅羽15)415
大野2867-1			分団車庫23-9298 無線あさば1 6(ポンプ車)、6(可搬積載車)	(浅羽16)416 (浅羽6)426	" 2
計	490				指令車1 連絡車1 消防車24

資料5-1-2 袋井消防本部(署)、袋井市消防(水防)団の設備状況及び管轄区域

令和5年4月1日現在

名称	配置人員	車両等	管轄区域
袋井消防本部	25	指令車(51号車) 指揮支援車(52号車) 査察車(65号車) 広報車(73号車) 支援車(66号車)	袋井市内全域
袋井消防署	55	指揮車(62号車) 水槽付消防ポンプ自動車(1号車) 消防ポンプ自動車(2号車) 化学消防ポンプ自動車(7号車) 小型はしご付消防ポンプ自動車(31号車) 救助工作車(41号車) 救急車(救急袋井1号車、救急袋井2号車) その他の車両(61号車、74号車) 救助用ボート2艇 可搬式動力ポンプ2台	
山梨分遣所	10	水槽付消防ポンプ自動車(8号車) 救急車(救急山梨1号車) 救助用ボート1艇	
浅羽分署	21	水槽付消防ポンプ自動車(3号車) 消防ポンプ自動車(6号車) 救急車(救急浅羽1号車) その他の車両(64号車) 救助用ボート1艇 可搬式動力ポンプ2台	
袋井市消防団 本部	34	指令車1台 連絡車1台	
女性消防隊	10		
袋井方面隊 第1分団	38	消防ポンプ自動車 1台 可搬式動力ポンプ 1台	袋井、川井、袋井西、 田原、方丈地区全域
袋井方面隊 第2分団	40	消防ポンプ自動車 1台 可搬式動力ポンプ 1台	駅前、高尾、高南地区全域
袋井方面隊 第3分団	40	消防ポンプ自動車 1台 可搬積載車 1台 可搬式動力ポンプ 2台	豊沢、愛野地区全域
袋井方面隊 第4分団	31	消防ポンプ自動車 1台 可搬式動力ポンプ 1台	袋井北、袋井北四町地区全域
袋井方面隊 第5分団	30	消防ポンプ自動車 1台 可搬式動力ポンプ 1台	袋井東一、袋井東二地区全域
袋井方面隊 第6分団	37	消防ポンプ自動車 1台 可搬式動力ポンプ 1台	今井地区全域

名称	配置人員	車両等	管轄区域
袋井方面隊 第7分団	26	消防ポンプ自動車 1台 可搬積載車 1台 可搬式動力ポンプ 2台	三川地区全域
袋井方面隊 第8分団	28	消防ポンプ自動車 1台 可搬積載車 1台 可搬式動力ポンプ 2台	笠原地区全域
袋井方面隊 第9分団	40	消防ポンプ自動車 1台 可搬式動力ポンプ 1台	上山梨、下山梨地区全域 及び春岡
袋井方面隊 第10分団	28	消防ポンプ自動車 1台 可搬積載車 1台 可搬式動力ポンプ 2台	宇刈地区(春岡除く)
浅羽方面隊 第1分団	16	消防ポンプ自動車 1台 可搬積載車 1台 可搬式動力ポンプ 2台	諸井、浅羽
浅羽方面隊 第2分団	34	消防ポンプ自動車 1台 可搬積載車 1台 可搬式動力ポンプ 2台	浅名、豊住
浅羽方面隊 第3分団	18	消防ポンプ自動車 1台 可搬積載車 1台 可搬式動力ポンプ 2台	浅羽西地区全域
浅羽方面隊 第4分団	22	消防ポンプ自動車 1台 可搬積載車 1台 可搬式動力ポンプ 2台	浅羽東地区全域
浅羽方面隊 第5分団	18	消防ポンプ自動車 2台 可搬積載車 1台 可搬式動力ポンプ 2台	浅羽南地区全域

資料5-1-3 袋井市管内消防水利施設数一覧表

令和5年4月1日現在

1 消防水利施設数(公設)

(1) 消火栓

市町名	合計	内基準	内基準外	基準		基準外
				75mm以上150mm未満	150mm以上	150mm未満
袋井市	1,259	894	365	452	442	365

(2) 防火水槽

市町名	総数	基準	基準外
		40m ³ 以上	40m ³ 未満
袋井市	646	454	192

2 袋井市消防団袋井方面隊分団別(公設)

(1) 消火栓

分団名	合計	内基準	内基準外	基準		基準外
				75mm以上150mm未満	150mm以上	150mm未満
第1分団	132	94	38	53	41	38
第2分団	122	112	10	62	50	10
第3分団	121	76	45	33	43	45
第4分団	164	119	45	66	53	45
第5分団	94	71	23	31	40	23
第6分団	54	39	15	13	26	15
第7分団	53	33	20	15	18	20
第8分団	74	24	50	10	14	50
第9分団	102	84	18	48	36	18
第10分団	35	28	7	10	18	7
合計	951	680	271	341	339	271

(2) 防火水槽

分団名	総数	基準	基準外
		40m ³ 以上	40m ³ 未満
第1分団	57	43	14
第2分団	41	38	3
第3分団	55	41	14
第4分団	69	53	16
第5分団	36	23	13
第6分団	41	26	15
第7分団	36	23	13
第8分団	56	32	24
第9分団	42	37	5
第10分団	30	18	12
合計	463	334	129

3 袋井市消防団浅羽方面隊分団別(公設)

(1) 消火栓

分団名	合計	内基準	内基準外	基準		基準外
				75mm以上150mm未満	150mm以上	150mm未満
第1分団	84	66	18	30	36	18
第2分団	36	32	4	13	19	4
第3分団	55	22	33	14	8	33
第4分団	49	28	21	19	9	21
第5分団	84	66	18	35	31	18
合計	308	214	94	111	103	94

(2) 防火水槽

分団名	総数	基準	基準外
		40m ³ 以上	40m ³ 未満
第1分団	45	27	18
第2分団	26	17	9
第3分団	35	25	10
第4分団	35	27	8
第5分団	42	24	18
合計	183	120	63

資料5-1-4 耐震性防火水槽自治会別一覧表

分団名	自治会名	設置数	分団名	自治会名	設置数	分団名	自治会名	設置数	分団名	自治会名	設置数		
袋井方面隊 第1分団	新町	2	袋井方面隊 第4分団	鷺巢上	3	袋井方面隊 第8分団	五十岡	2	浅羽方面隊 第1分団	諸井	6		
	本町	1		鷺巢下	5		西区	3		浅羽	7		
	永楽町	1		可睡	2		上区	4		浅羽山の手	3		
	川井東	3		北町	2		東区	1		浅羽南	1		
	川井中	2		上久能	7		下区	1	浅名	13			
	川井西第一	4		中久能	3		南区	4	豊住	2			
	川井西第二	4		下久能	2		三沢	5	浅羽方面隊 第3分団	長溝	7		
	木原	4		天神町	3		三輪	3		浅岡上	1		
	土橋	3		堀越上	5		柏木	2		浅岡下	3		
	西田	1		堀越中	0		上町	3		中	1		
	上新池	2		堀越一丁目	0	中町	2	風の街		1			
	下新池	5		堀越二丁目	3	下町	8	浅羽一色		1			
	松袋井	2		堀越三丁目	2	月見町	1	富里上		2			
	彦島	1		堀越五丁目	1	入古	1	富里中		2			
	方丈東	1		山科上	4	金屋敷	1	富里下		1			
	方丈中	1		山科下	3	冲山梨	1	西ヶ崎		2			
	方丈南	1		田町	3	下山梨上	2	浅羽方面隊 第4分団	新堀	4			
	方丈西	1		泉町	2	下山梨下	4		梅山	10			
	方丈北	1		葵町	2	平宇	1		松原	8			
	袋井方面隊 第2分団	西通		2	旭町	2	春岡		8	初越	4		
東通		7	袋井方面隊 第5分団	上貫名	1	袋井方面隊 第9分団	可睡の杜北	2	浅羽方面隊 第5分団	西同笠	3		
栄町		2		下貫名	2		可睡の杜南	1		太郎助	1		
睦町		1		新屋	4		一色	2		湊東	4		
掛之上		3		久津部西	2		馬ヶ谷	2		湊中	1		
田端		1		久津部東	2		宇刈三沢	4		湊西	1		
下地		4		名栗北原川	2		中村	1		東同笠	3		
三門町		2		不入斗	1		大日	3		大野	2		
大門一丁目		0		菅ヶ谷	1		袋井方面隊 第10分団	浅羽方面隊 第4分団		西同笠	3		
大門二丁目		1		久津部北	0					深見北	2	太郎助	1
大門三丁目		1		村松下	2					深見南	3	湊東	4
大門五丁目		1		村松上	2	深見東			3	湊中	1		
柳原		1		村松西	3	太田			3	湊西	1		
南町		2		深見北	2	太田東			1	東同笠	3		
青木町第一		1		深見南	3	太田西			0	大野	2		
青木町第二		0		深見東	3	延久			4	中新田	3		
小川町		2		太田	3	横井			2	袋井方面隊 第3分団	合計設置数	407	
清水町		1		太田東	1	徳光			3				
砂本町		1		太田西	0	小山	5						
高尾台		1		延久	4	見取	4						
上田町	2	横井		2	大谷	4							
袋井方面隊 第3分団	神長南	2	徳光	3	友永	4							
	神長中	2	小山	5	萱間	5							
	神長北	1	見取	4	川会	1							
	宝野	6	大谷	4	山田	2							
	大通	1	友永	4									
	菩提	6	萱間	5									
	法多	4	川会	1									
	上石野	4	山田	2									
	祢宜弥	2											
	下石野	1											
山田川	2												
寺前	1												
小野田	8												

資料5-1-5 他市町消防団に対する応援協定(市外応援出動区分)

令和5年4月1日現在

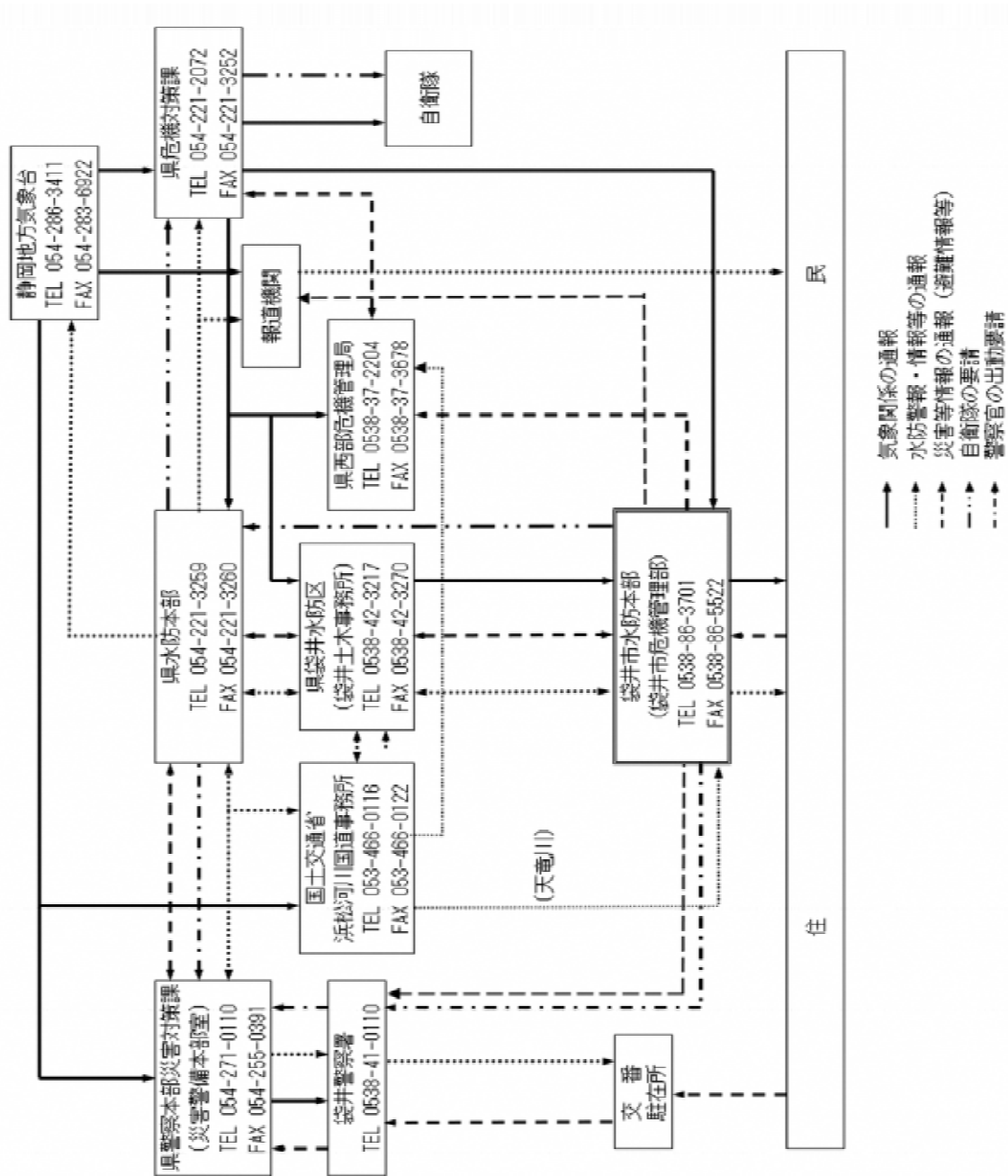
被市町村 応援出動本分団名	磐田市	掛川市	森 町
袋井市消防団 本 部	分 団 出 動 区 域 全 域		
袋井方面隊 第1分団	田原地区 新貝地区		
袋井方面隊 第2分団	田原地区		
袋井方面隊 第3分団		曾我地区 山崎地区 横須賀地区	
袋井方面隊 第4分団			
袋井方面隊 第5分団		曾我地区 和田岡地区	
袋井方面隊 第6分団	向笠地区		
袋井方面隊 第7分団	向笠地区 東 地 区 (旧敷地) 杜山地区		一宮地区 園田地区
袋井方面隊 第8分団		山崎地区	
袋井方面隊 第9分団			森 地 区 飯田地区 園田地区
袋井方面隊 第10分団		和田岡地区 原谷地区	森 地 区 飯田地区
浅羽方面隊 第1分団	田原地区		
浅羽方面隊 第2分団	田原地区		
浅羽方面隊 第3分団	新貝地区 福田地区		
浅羽方面隊 第4分団		山崎地区 横須賀地区	
浅羽方面隊 第5分団	福田地区	横須賀地区	

資料5-1-6 消防(水防)業務分掌事務

区 分	部・班	分 掌 事 務
消防本部(署)	対 策 班	1 消防の地震防災等の実施の総括に関する事。 2 本部長の命令、指示等の伝達に関する事。
	総 務 班	1 市町災害対策本部との連絡に関する事。 2 庁舎及び各施設の点検整備に関する事。 3 食料等の緊急物資の確保に関する事。 4 職員の非常招集、配備、集計、解除に関する事。 5 職員の勤務体制及び健康管理のに関する事。 6 議員との連絡調整に関する事。 7 記者発表及び報道機関への対応に関する事。 8 その他総務に関する事。
	統括・支援 対応班	1 警戒本部の設置及び運営に関する事。 2 各班との連絡調整に関する事。 3 関係機関との連絡に関する事。 4 消防団との連絡共助に関する事。 5 その他警防に関する事。
	情 報 班	1 災害情報の収集に関する事。 2 地震、気象、交通及び道路情報の収集伝達に関する事。 3 その他情報収集に関する事。
	記 録 班	1 災害警戒実施状況の記録整理に関する事。 5 その他情報記録に関する事。
	無 線 班	1 消防通信に関する事。
	警 備 班	1 機械器具の点検整備に関する事。 2 消防水利の確保に関する事。 3 警戒区域への出動隊の派遣に関する事。 4 高所監視、広報に関する事。 5 消防通信に関する事。 6 その他出動隊に関する事。
消防(水防)団 (本部)	庶務部	団長の命により消防(水防)団本部全般の運営にあたり、統計、情報の収集、記録等にあたり非常の際は直ちに消防(水防)団本部を設置する。
	経理部	団員の報酬、分団交付金、消防(水防)団本部経理の処理をつかさどるとともに分団経理の指導にあたる。
	指導部	消防(水防)団員の教養を高め消防に必要なポンプ操法、規律訓練等の指導にあたる。
	機械部	消防車の整備を保つとともに非常の際における活動に支障のないよう機械技術の指導にあたる。
	火先部	火災時において有効適切な消火作業の指導にあたりとともに防火に必要な資材の整備にあたる。
	水利部	常に各地域の水源、水利の位置及び状況を把握し非常の際における効果的な放水指導にあたる。
	調査部	出動状況、公務災害状況、火災原因の調査等にあたる。
	警戒部	非常線の実施、災害の警戒等を行ない消火活動に支障のないように努める。
	連絡救急部	命令の伝達、報告、連絡等にあたり、ラッパ手の育成指導及び負傷者の救護搬送にあたる。
消防(水防)団 (分団)	庶務班	} 消防(水防)団(本部)に準じる。
	経理班	
	機械班	
	水利班	
	警戒班	
	連絡救急班	

資料5-1-7 水防連絡系統

(袋井市水防計画 資料編 資料400-1)



資料5-1-8 水防倉庫一覧

倉庫番号	河川名	位置	名称	備考
第1号倉庫	原野谷川	諸井	諸井水防倉庫	
第2号倉庫	原野谷川	川井	川井水防倉庫	
第7号倉庫	太田川	上山梨	山梨水防倉庫	
第8号倉庫	"	太田	太田水防倉庫	
第11号倉庫	宇刈川	宇刈	宇刈水防倉庫	
第16号倉庫	小笠沢川	大門	大門水防倉庫	
第17号倉庫	敷地川	友永	友永水防倉庫	
第19号倉庫	敷地川、一宮川	川会	川会水防倉庫	
第21号倉庫	原野谷川	新池	新池水防倉庫	
第22号倉庫	"	愛野	小野田水防倉庫	
第23号倉庫	三沢川	山崎三沢	笠原水防倉庫	
予備第2号倉庫	小笠沢川	宝野	豊沢水防倉庫	

資料5-1-9 水防倉庫資機材保有状況一覧表

令和5年4月1日現在

品名	倉庫名	単位	川井	新池	大門	豊沢	小野田	法多	太田	友永	川会	笠原	上山梨	宇刈	諸井	計
			(2号)	(21号)	(16号)	(千歳2)	(22号)	(8号)	(17号)	(19号)	(23号)	(7号)	(11号)	(1号)		
杭木(短(0.1m未満))		本	20	127	27	29	230		130	48	190	54	55		32	942
杭木(中(0.1~1.5m))		本	133	101	70	42	51	23	43	125	60	82	44	2	277	1053
杭木(長(0.15m以上))		本	332	677	378	134	462	19	354	64	490	236	261	300	43	3750
鉄杭		本	50		60		50	10	59	60		10	70	9	119	497
土のう		枚	2470	1315	1970	1458	2192	1389	2503	1827	60	890	1395	1117		18586
大型土のう		枚			10		5		5		1700		30	10	2400	4160
縄(麻等、細(0.1cm未満))		kg			17	57	68			2		2	3	12	1	162
縄(麻等、太(0.1cm以上))		kg	5	2	12		29	10	35	14	9	4	19	30	2	171
縄(ポリエチレン等、細(0.1cm未満))		kg	13	6	3	18	2	9	2				1			54
縄(ポリエチレン等、太(0.1cm以上))		kg						4			5		1		14	24
鉄線(細(0.1cm未満))		kg	50	100	85	214	380	10	190	75	100	80	50	80	12	1426
鉄線(太(0.1cm以上))		kg	50													50
蛇籠(短(5m未満))		本											5			5
蛇籠(長(5m以上))		本														
ビニールシート(小(5.4m×5.4m未満))		枚	1		20			36	26	13		21		24	1	142
ビニールシート(大(5.4m×5.4m以上))		枚	8						2		4		23		19	56
蝟木		丁														
掛矢		丁	10	10	10	5	19	4	23	6	8	13	5	11	23	147
ハンマー(小)		丁		2	4		10		9	5	5		2	8	1	46
ハンマー(大)		丁	2		2		2	1			2		5		13	27
シヨベル(丸)		丁	6	30	30	16	59	15	60	33	30	32	35	35	69	450
シヨベル(角)		丁	1										11		8	20
ジヨレン		丁	2	3	2	1	12	1	6	7	5	3	4	4	22	72
石籠(竹製)		ヶ	11	3	6	17	8		2	7	5	3	6			68
石籠(樹脂製)		ヶ	1									1				2
つるはし(小)		丁		2					1			4			2	9
つるはし(大)		丁	4	1	3	3	7		2	3	3		9	4	12	51
くわ		丁	2		2	2	9	5	3		1		2	5	5	36
鋸(片刃縦)		丁		5	5	12	10	6		4		6	4	9		61
鋸(片刃横)		丁							12					1	8	21
鋸(両刃)		丁													1	1
チェーンソー		丁	2							1			1			4
斧(大)		丁	3		1			1	1	5		1	5	1	2	20
斧(小)		丁		4	4	5	11	1	11			5		5		46
鎌(草刈鎌)		丁		8	9	9	17	6	25	9	13	8	16	10	44	174
鎌(ナタ鎌)		丁		1		16		9	3		7	16		2	10	64
ペンチ		丁		6	5		6		10	2	5	4	4	2	1	45
バール		丁	20		9			21	21	12	1			26	8	118
懐中電灯		灯		5	4		5			5	4	4	10			37
投光器		灯	1				1	1			9	4	2			18
その他照明具		灯	2													2
発電機(小(3kVA未満))		台	1				1									2

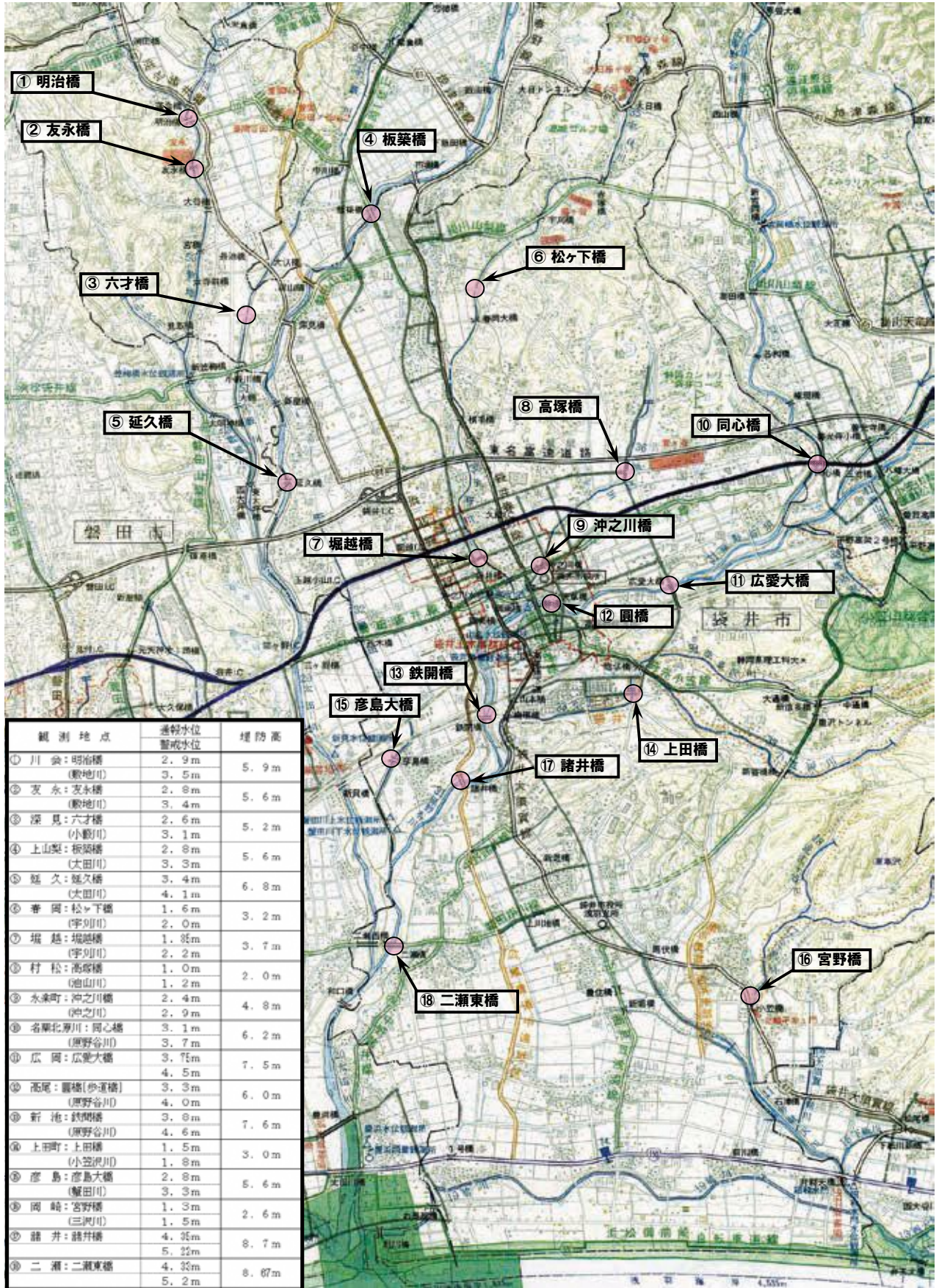
品名	倉庫名	単位	川井	新池	大門	豊沢	小野田	法多	太田	友永	川会	笠原	上山梨	宇刈	諸井	計
			(2号)	(21号)	(16号)	(予備2)	(22号)	(8号)	(17号)	(19号)	(23号)	(7号)	(11号)	(1号)		
発電機(中(3~5kVA未満))		台														
発電機(大(5kVA以上))		台														
コードリール		丁	1										2			3
担架		本		2	1		1	3		3		1	2	1		14
救命綱(綿等、細(φ1cm未満))		本	4						6							10
救命綱(綿等、太(φ1cm以上))		本			3				5	7				4	12	31
救命綱(ポリエチレン等、細(φ1cm未満))		本										1		5		6
救命綱(ポリエチレン等、太(φ1cm以上))		本										1	3	1	2	7
工 具 セ ッ ト		丁														
う ま		台	20		7		10	10	21	4	13	18	18	20		141
う ま 用 ラ イ ト		ヶ	8					9	10					10		37
救 命 胴 衣		着	30								17		23		6	76
キ ャ ッ プ ラ イ ト		ヶ														
テ ン ト		張	2		2				2			3	2	2		13
飲 料 水 タ ン ク		ヶ	5		12				5	5			11			38
リ ヤ カ ー		台	1		1				1	1		1	1			6
麻 袋					462									430		892
む し ろ					8									16		24
鉄 線 カ ッ タ ー					2									1		3
竹 ぼ う き					5											5
し の					2											2
カ ラ ー コ ー ン					8											8
ト ラ 棒					5											5
可 搬 ポ ン プ					2											2
筒 先					2						1					3
油 圧 ジ ャ ッ キ														3		3
吸 管					1											1
水 ど の う					170											170
水 槽					2						1					3
パ イ プ 椅 子					8						2					10
ヘ ル メ ッ ト											6					6
ア ク ア ブ ロ ッ ク											40					40
消 火 栓 開 閉 工 具											1			4		5
背 負 い											1					1
ホ ー ス バ ッ ク											1					1

資料5-1-10 河川水位観測地点

観測地点	観測者		通報水位 警戒水位	堤防高
	市	消防(水防)団		
① 川会・明治橋 (敷地川)	市水位観測者	袋井方面隊第7分団	2.9m 3.5m	5.9m
② 友永・友永橋 (敷地川)	〃	袋井方面隊第7分団	2.8m 3.4m	5.6m
③ 深見・六才橋 (小藪川)	〃	袋井方面隊第6分団	2.6m 3.1m	5.2m
④ 上山梨・板築橋 (太田川)	〃	袋井方面隊第9分団	2.8m 3.3m	5.6m
⑤ 延久・延久橋 (太田川)	〃	袋井方面隊第6分団	3.4m 4.1m	6.8m
⑥ 春岡・松ヶ下橋 (宇刈川)	〃	袋井方面隊第9分団	1.6m 2.0m	3.2m
⑦ 堀越・堀越橋 (宇刈川)	〃	袋井方面隊第4分団	1.85m 2.2m	3.7m
⑧ 村松・高塚橋 (沖之川)	〃	袋井方面隊第5分団	1.0m 1.2m	2.0m
⑨ 永楽町・沖之川橋 (沖之川)	〃	袋井方面隊第1分団	2.4m 2.9m	4.8m
⑩ 名栗北原川・同心橋 (原野谷川)	〃	袋井方面隊第5分団	3.1m 3.7m	6.2m
⑪ 広岡・広愛大橋 (原野谷川)	〃	袋井方面隊第3分団	3.75m 4.5m	7.5m
⑫ 高尾・圓橋(歩道橋) (原野谷川)	県土木総合防災情報 (水位スレーダ-)山名観測 地点で観測	袋井方面隊第2分団	3.3m 4.0m	6.0m
⑬ 新池・鉄開橋 (原野谷川)	市水位観測者	袋井方面隊第2分団	3.8m 4.6m	7.6m
⑭ 上田町・上田橋 (小笠沢川)	〃	袋井方面隊第2分団	1.5m 1.8m	3.0m
⑮ 彦島・彦島大橋 (蟹田川)	県土木総合防災情報 (水位スレーダ-)蟹田川観 測地点で観測	袋井方面隊第1分団	2.8m 3.3m	5.6m
⑯ 岡崎・宮野橋 (三沢川)	市水位観測者	袋井方面隊第8分団	1.3m 1.5m	2.6m
⑰ 諸井・諸井橋 (原野谷川)	〃	浅羽方面隊第1分団	4.35m 5.22m	8.7m
⑱ 二瀬・二瀬東橋 (原野谷川)	〃	浅羽方面隊第3分団	4.33m 5.2m	8.67m

※市水位観測者の配置は、別に定める「袋井市地震災害警戒(災害対策)本部 編成表」による。

資料5-1-11 河川水位観測地点図



資料5-1-12 水害時の避難のための立退き計画

避難地区	避難先	収容人員	避難指示者	避難責任者
駅前、高尾	袋井南小学校、袋井南コミュニティセンター 旧袋井南保育所	1,530	袋井市長	袋井方面隊 第2分団長
高南	高南小学校、高南コミュニティセンター サンライフ袋井、袋井体育センター 袋井特別支援学校	2,357	〃	〃
豊沢、愛野	袋井南中学校、袋井高校、豊沢ふれあい会館 小笠山総合運動公園、静岡理工科大学	6,840	〃	袋井方面隊 第3分団長
袋井、川井 袋井西、方丈 田原	袋井中学校、袋井西小学校	2,147	〃	袋井方面隊 第1分団長
袋井北 袋井北四町	袋井北小学校、若草こども園 袋井北コミュニティセンター、袋井商業高校 袋井市総合体育館（さわやかアリーナ）	4,001	〃	袋井方面隊 第4分団長
袋井東一 袋井東二	袋井東小学校、袋井東コミュニティセンター	841	〃	袋井方面隊 第5分団長
今井	今井小学校、今井コミュニティセンター 静岡県温室農業協同組合クラウンメロン支所	1,093	〃	袋井方面隊 第6分団長
三川	三川小学校、三川コミュニティセンター	611	〃	袋井方面隊 第7分団長
笠原	笠原小学校、笠原コミュニティセンター プラザホール、旧笠原保育園、笠原こども園 岡崎会館、中遠クリーンセンター、風見の丘	1,252	〃	袋井方面隊 第8分団長
上山梨	山名コミュニティセンター、月見の里学遊館	1,363	〃	袋井方面隊 第9分団長
下山梨	周南中学校	1,360	〃	〃
宇刈	山名小学校、山梨こども園、宇刈いきいきセンター	1,677	〃	袋井方面隊 第10分団長
浅羽北	浅羽北コミュニティセンター 浅羽東小学校、浅羽東こども園 浅羽北小学校、浅羽北幼稚園、浅羽中学校 メロープラザ	4,415	〃	浅羽方面隊 第1,2分団長
浅羽西	浅羽西コミュニティセンター、浅羽西幼稚園	244	〃	浅羽方面隊 第3分団長
浅羽東、浅羽南	浅羽南小学校	953	〃	浅羽方面隊 第4,5分団長

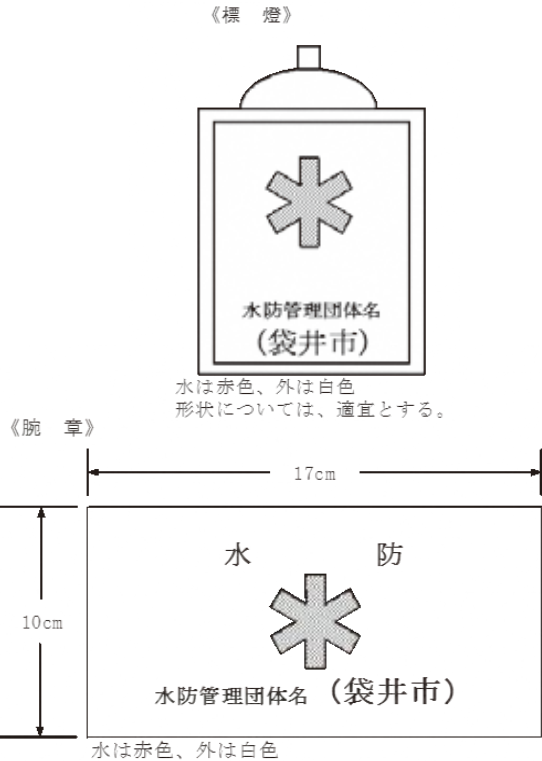
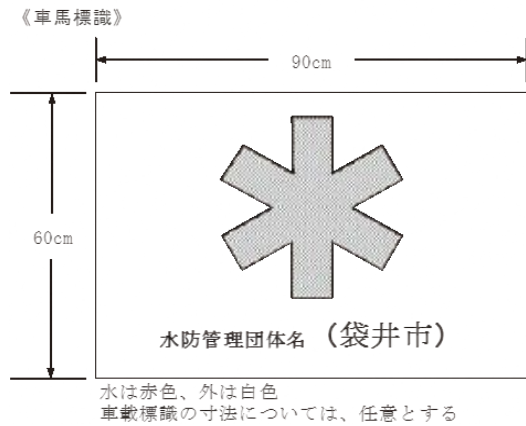
資料5-1-13 水防信号及び水防標識

1 水防信号 (袋井市水防計画 資料編 資料900-4)
 水防法第20条の規定による水防信号(昭和31年9月28日県規則第75号)は、次表のとおりである。

- (1) 信号は適當の時間継続する。
- (2) 必要あるときは、警鐘、サイレン信号及び同報無線を併用する。
- (3) 前記によるほか、伝令の称呼による通報を考慮すること。

種類	説明	警鐘信号	サイレン信号
第1信号	はん濫注意水位(警戒水位)に達したことを知らせるもの	(1点) ○ ○ ○ ○	約5秒 約15秒 約5秒 ○ー 休止 ○ー 約15秒 約5秒 約15秒 休止 ○ー 休止
第2信号	水防団員及び消防機関に属するものの全員が出動すべき事を知らせるもの	(3点) ○ー○ー○	約5秒 約6秒 約5秒 ○ー 休止 ○ー 約6秒 約5秒 約6秒 休止 ○ー 休止
第3信号	当該水防管理団体の区域内に居住するものが出動すべき事を知らせるもの	(4点) ○ー○ー○ー○	約10秒 約5秒 約10秒 ○ー 休止 ○ー 約5秒 約10秒 約5秒 休止 ○ー 休止
第4信号	当該水防管理団体の区域内居住者の避難の為、立ち退くべき事を知らせるもの	乱 打	約1分 約5秒 約1分 ○ー 休止 ○ー 約5秒 約1分 約5秒 休止 ○ー 休止
注 意	1 信号は、適切な時間継続すること。 2 必要があれば警鐘、サイレン信号を併用することをさまたげない。 3 危険が去った時は、口頭伝達により周知させるものとする。		

2 水防標識 (袋井市水防計画 資料編 資料900-5)



資料5-1-14 公用負担権限委任証明書

<p>No. _____</p> <p style="text-align: center; font-weight: bold;">公 用 負 担 命 令 権 限 書</p> <p style="text-align: right; margin-right: 20px;"> 所属 袋井市消防団 身分 第 分団長 氏名 </p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;"> 上記の者に袋井市第 分団の区域における水防法第28条第1項の規定 による権限行使を委任したことを証明する。 </p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;"> 年 月 日 </p> <p style="text-align: right; margin-right: 20px; margin-top: 20px;"> 静岡県袋井市長 氏 名 印 </p>

資料5-1-15 公用負担命令書

<p style="font-weight: bold;">公 用 負 担 命 令 書</p>			
第 号	目的物 負担内容	種類 使用	員数 処分 収用
	年 月 日		
○○○○○ 殿			静岡県袋井市長 氏 名 印 事務取扱者 氏 名 印
<p>切 取 線</p>			
<p style="font-weight: bold;">受 領 書</p>			
第 号	公用負担命令書 右受領した		
	年 月 日		
	住 所 氏 名 ○ ○ ○ ○ 印		
静岡県袋井市長	殿		

資料5 - 1 - 16 水防管理団体水防活動実施報告書

(袋井市水防計画 資料編 資料1300-1)

様式12

水防管理団体水防活動実施報告書

年 月 日

水防管理団体名 _____ 作成責任者 _____

出水の概要	川 警戒水位 m															
	雨量 mm															
水防実施箇所	川 左岸 地先 m															
日時	自 月 日 時		至 月 日 時		所要経費 管理団体 円 県支給分 円 その他 円 計 円 手当て 円 その他 円 計 円 資材費 円 器材費 円 雑費 円 計 円 公用負担 円 合計 円 かます、俵 枚 万年、土俵 枚 なわ kg 丸太 枚 その他 枚 使用資材 県の応援状況											
出動人員	水防団員	消防団員	その他	合計												
	人	人	人	人												
水防作業の概要及び工法	工法 箇所 m															
水防の成果	堤防	田	畑	家							鉄道	道路	人口	その他		
効果	m	m ²	m ²	戸							m	m	人			
被害	m	m ²	m ²	戸							m	m	人			
水防団員 消防団員の 出動状況											立ち退き状況及びそれを指示した事由					
その他の 出動状況											水防関係者の死傷					
居住者の 出動状況											水防功労者の氏名年齢所屬の概要					
雨量水位 の状況					功績概要											
公用負担 内容					水防活動に関する反省点											
他団体の 応援状況																
警察官の 応援状況					備考											

- (注) 1 水防を行った箇所ごとに作成すること。
 2 氾濫箇所図(1/5,000以上)を添付し、氾濫区域及び実施箇所を明示すること。
 3 水防管理団体は、箇所ごとの報告書の集計表及び氾濫箇所図(1/5,000以上)を添付して、水防区長(土木事務所長)に3部提出すること。
 4 集計表は本様式を利用し、水防実施箇所欄には箇所数のみ記入すること。

資料5-1-17 袋井市水防計画書(抜粋)

令和5年4月1日現在

第1章 総 則

第1節 目 的

この計画は、水防法(昭和24年法律第193号)第4条の規定により静岡県知事から指定された指定水防管理団体である袋井市が、同法第33条の規定及び災害対策基本法(昭和36年法律第223号)の趣旨に基づき、静岡県水防計画に応じ、袋井市の地域にかかる河川、湖沼、海岸の洪水、内水(水防法第2条第1項に定める雨水出水のこと。以下同じ。)、津波及び高潮による水災を警戒し、防ぎよし、これによる被害を軽減するために水防上必要な事項を定め、もって公共の安全を保持することを目的とする。

第2節 用語の定義

この計画書における用語の定義は、以下のとおりである。

1 静岡県水防本部

県の地域に係る水防を総括するため設置するもので、水防に関係の深い部、局及び室で編成し、県庁内(交通基盤部河川砂防局)に置くものをいう。

2 水防管理団体

水防の責任を有する市町又は水防事務組合をいう(水防法第2条)。

3 指定水防管理団体

水防上公共の安全に重大な関係があると認めて、知事が指定した水防管理団体をいう(水防法第4条)。

4 水防管理者

水防管理団体である市町の長又は水防事務組合の管理者をいう(水防法第2条第2項)。

5 洪水予報

都道府県知事が指定した河川において都道府県知事と気象庁長官が共同で洪水の恐れがあると認められるとき、その状況を周知するため警告して行う発表をいう(水防法第11条)。

6 洪水予報河川

洪水により相当な損害を生ずるおそれがある河川で、都道府県知事が指定した河川をいう(水防法第11条)。本市においては太田川、原野谷川が該当する。

7 氾濫危険水位の水位情報

都道府県知事が指定した河川において、都道府県知事は氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)(洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位)に達したとき、その状況を周知せしめるため警告して行う発表をいう(水防法第13条第2項)。

8 氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)の設定河川

都道府県知事が指定した洪水予報指定河川以外の河川で、洪水により相当な損害を生ずる恐れがある河川に氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)を定めて都道府県知事が指定した河川をいう。本市においては、敷地川、逆川及び宇刈川がこれにあたる。

9 水防警報

知事が定めた河川、海岸について洪水又は高潮による災害が起こるおそれがあると認められたとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう(水防法第2条第7項、水防法第16条)。

10 水位周知河川

知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う（水防法第13条）。本市においては、宇刈川、逆川、敷地川がこれにあたる。

11 袋井市水防本部

災害対策に関する一元的体制を確立し防災、災害救助、災害警備、災害応急復旧等の措置を迅速、かつ、強力に実施するため災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、市長が必要と認めるとき災害対策基本法に基づき設置する機関をいう。

第3節 水防の責任等

水防の責任は、水防法または河川法に基づき、おのおの次のように規定されている。

1 指定水防管理団体の責任

指定水防管理団体である袋井市は、その管轄区域内の水防が十分に行われるよう、次の事項を整備、確立し、その責任を果たさなければならない。

- (1) 水防組織の確立（法第3条）
- (2) 水防団、消防団の整備（法第5条）
- (3) 水防倉庫、資器材の整備
- (4) 通信連絡系統の確立（法第27条）
- (5) 平常時における河川、遊水地、海岸等の巡視（法第9条）
- (6) 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置（法第15条）
- (7) 洪水予報等の伝達方法や地下街等、要配慮者を含めた避難警戒体制を市町地域防災計画へ定め、これらを記載した印刷物の配布
- (8) 避難確保計画または浸水防止計画を作成していない地下街等の所有者または管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表（法第15条の2）
- (9) 避難確保計画を作成していない要配慮者利用施設の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表（法第15条の3）
- (10) 浸水被害軽減地区の指定・公示及び通知、標識の設置、土地の形状変更の届出を受理した際の通知・届出者への助言又は勧告（法第15条の6、法第15条の7、法第15条の8）
- (11) 予想される水災の危険の周知（法第15条の11）
- (12) 水防協力団体の指定、監督、及び情報の提供（法第36、39、40条）
- (13) 水防時における適正な水防活動の実施

その主たる内容は次のとおりである。

 - ア 水防に要する費用の自己負担の確保（法第41条）
 - イ 水防団または消防団の出動体制の確保（法第17条）
 - ウ 通信網の点検
 - エ 水防資器材の整備点検、調達並びに輸送の確保
 - オ 雨量、水位観測の的確な実施
 - カ 緊急通行により損失を受けた者への損失の補償（法第19条第2項）

- キ 堤防等決壊の通報及び決壊後の措置（法第25、26条）
- ク 水防上緊急に必要な時の公費負担権限の行使（法第28条）
- ケ 住民の水防活動従事の指示（法第24条）
- コ 警察官の出動要請（法第22条）
- サ 避難のための立ち退きの指示（法第29条）
- シ 自衛隊の出動依頼（知事を経由する自衛隊法第83条）
- ス 水防管理団体相互の協力応援（法第23条）
- セ 水防解除の指示
- ソ 水防てん末報告書の提出（法第47条）

なお、指定水防管理団体は上記の外に義務として次の事項を必ず行わなければならない。

(14) 水防機関の整備（法第5条）

(15) 水防計画の樹立（法第33条第1項）

都道府県の水防計画に応じた水防計画を定め、毎年水防計画に検討を加え、必要があるときは変更しなければならない。

(16) 水防計画の都道府県知事への届け出（法第33条第3項）

水防計画を定め、または変更したときは、遅滞なく都道府県知事に届け出をしなければならない。

(17) 水防計画を定め、変更したときは、その要旨の公表（法第33条第3項）

(18) 水防団員数の確保（法第35条）

(19) 水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練（法第32条の2）

(20) 指定水防管理団体の水防協議会設置（法第34条）

(21) 水防協議会を置かない指定水防管理団体の市町防災会議への諮問（法第33条）

(22) 水防事務組合及び水害予防組合の水防協議会設置（法第34条）

2 県の責任

県は、水防管理団体が行う水防が十分に行われるよう、次の事項により水防能力の確保とその指導に努める責任を有する。

(1) 水防計画の樹立

(2) 水防協議会の設置

(3) 水防事務の調整及び円滑な実施

(4) 水防管理団体が行う水防への協力（河川法第22条の2、下水道法第23条の2）

(5) 洪水予報の発令

知事が指定した河川（本市においては、太田川、原野谷川が該当する。）について、気象庁長官と共同で洪水予報を発令しなければならない。

(6) 洪水予報の通知

前記（4）の洪水予報を発令したときは、関係水防管理者及び関係機関に通知しなければならない。

(7) 水位の通報及び公表

洪水若しくは高潮のおそれがあるとき又は洪水予報が発令された場合並びに県で定める水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、県の水防計画で定めるところにより関係市長村長をはじめとする関係者に通報しなければならない。また、氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときはその水位の状況を県の水防計画の定めるところにより公表しなければならない。

(8) 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）の水位情報の発令

国土交通大臣又は知事が指定した洪水予報河川以外の河川で氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）を定めた河川において、当該河川の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して直ちに県水防計画に定める水防管理者及び関係機関に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

(9) 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）の水位情報の通知

国土交通大臣が指定した氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）を設定した河川の通知を受けた場合、直ちに県水防計画に定める水防管理者及び関係機関に、その受けた通知に係る事項を通知しなければならない。

(10) 洪水浸水想定区域

洪水予報河川及び水位周知河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該河川において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として、知事が指定する（水防法第14条）。

(11) 都道府県大規模氾濫減災協議会の設置（法第15条の10）

(12) 水防信号の制定

(13) 水防警報の発令

知事が指定した河川（本市においては、太田川、原野谷川が該当する。）について、水防警報を発令しなければならない。

(14) 水防警報の通知

前記（9）の水防警報を発令したときは、関係水防管理団体及び関係機関に通知しなければならない。

(15) 必要と認める区域の居住者に対する立退きの指示

(16) 水防上緊急を要するときの水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対する指示

(17) 水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体の指定

(18) 水防団体の定員の基準の制定

(19) 水防管理団体に対する勧告及び助言

(20) 水防管理団体の負担する費用補助

(21) 水防に関する必要な報告

3 気象庁長官（静岡地方気象台長）の責任

気象等の状況により、洪水又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を知事に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めてこれを一般住民に周知させなければならない。

4 ダム管理者の責任

洪水が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、水位及び水量等の観測結果及び当該ダムの操作の状況を河川管理者及び関係都道府県知事に通知しなければならない。

5 放送局、西日本電信電話株式会社その他報道機関の責任

水防上緊急を要する通信が最も迅速に行われるよう協力しなければならない。

6 一般住民の義務

常に気象状況、水防状況等に注意し、水防法第24条の規定に基づき水防のため必要がある場合において、水防管理者又は消防長からその水防に従事することを求められたときは、これに協力するよう努めなければならない。

第4節 津波における留意事項

津波は、発生地点から当該沿岸までの距離に応じて「遠地津波」と「近地津波」に分類して考えられる。遠地津波の場合は、原因となる地震発生からある程度時間が経過した後、津波が襲来する。近地津波の場合は、原因となる地震発生から短時間のうちに津波が襲来する。従って、水防活動及び水防団員自身の避難に利用可能な時間は異なる。

遠地津波で襲来まで時間がある場合は、正確な情報収集、水防活動、避難誘導等が可能なことがある。しかし、近地津波で、かつ安全な避難場所への避難に時間がかかる場合は、水防団員自身の避難以外の行動が取れないことが多い。

従って、あくまでも水防団員自身の避難時間を確保したうえで、避難誘導や水防活動を実施しなければならない。

第5節 安全配慮

洪水、内水、津波又は高潮のいずれにおいても、水防団員自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。

避難誘導や水防作業の際も、水防団員自身の安全は確保しなければならない。

特に、津波に関しては、袋井市消防団の定める「袋井市地震災害警戒（災害対策）本部災害対応マニュアル」（平成22年9月1日作成）に基づき、活動を実施することとする。

なお、水防団員自身の安全確保のために配慮すべき事項は下記を参考に活動現場の状況に応じた対応をとるものとする。

- (1) 水防活動時にはライフジャケット等を着用する。
- (2) 水防活動時の安否確認を可能にするため、非常時でも利用可能な通信機器を携行する。
- (3) 水防活動時にはラジオ等を携行するなど、最新の気象情報等を入手可能な状態で活動する。

第2章 重要水防箇所等

第1節 重要水防箇所

「重要水防箇所」とは、洪水時に危険が予想され、重点的に巡視点検が必要な箇所をいい、県管理の河川については、重要度A、Bの2ランクに分けて指定をしている。

市内の2級河川のうち重要水防箇所は、資料200-1<重要水防箇所一覧表>のとおりである。

なお、重要水防箇所の区分については、資料200-2<静岡県重要水防箇所の区分>に定めるとおりであり、評価基準は、資料200-3<静岡県重要水防箇所評価基準>に示すとおりである。

第2節 その他水防上重要かつ密接な関係を有するもの

1 湛水注意箇所

時間雨量50mm及び異常潮位による湛水注意箇所は、資料200-4<湛水注意箇所一覧表>のとおりである。

2 水防上重要なため池

市内における水防上重要なため池は、資料200-5<ため池一覧表>のとおりである。

3 土石流危険渓流

市内における土石流危険渓流は、資料200-6<土石流危険渓流一覧表>のとおりである。

第3節 水防上注意を要する樋門等

水防上重要な水門等は、資料 200-7<水防上注意を要する樋門等一覧表>のとおりである。

1 管理

- (1) 水防管理者（市長）は、水防上重要な樋門等の規模、能力等を熟知するとともに、緊急時に対処できる応急対策を確立するものとする。
- (2) 樋門等の管理者は、常に当該施設が十分その機能を発揮できるように努めなければならない。

2 操作

樋門等の管理者は、水防時において適正操作を図り、水害の軽減防止に努めるとともに操作状況を必要に応じ、水防管理者（市長）に報告するものとする。

第3章 水防組織及び事務

水防管理者（市長）は、本市に水害の発生のおそれが生じたときは、水防事務を処理するため、袋井市水防本部（以下「水防本部」という。）を設置する。

第1節 水防本部の配備態勢

1 配備基準等

水防本部設置前の配備態勢は、資料 300-1<袋井市水防本部配備態勢>で定める態勢であり、配備の種類と配備基準は次のとおりである。

配備の種類別	配備基準
事前配備態勢	<p>気象業務法に基づく大雨警報、洪水警報のいずれかが発表されたとき。</p> <p>時間雨量がおおむね 30 ミリメートルを超えたとき又は降り始めからおおむね 100 ミリメートルを超えたとき。</p> <p>その他の状況により危機管理部長の指示があったとき。</p>
準備態勢	<p>気象業務法に基づく大雨警報、洪水警報のいずれかが発表され、災害が発生するおそれがあり、危機管理部長の指示があったとき。</p> <p>その他の状況により危機管理部長の指示があったとき。</p> <p>津波注意報、警報が発表されたとき。</p>

2 活動の内容

関係各課が積極的に水防情報の収集及び河川、排水路及び既往の災害箇所の巡視警戒にあたりるとともに、必要な処置を行うものとする。

第2節 水防本部の設置

1 水防本部の設置基準

水防管理者（市長）は、洪水等についての水防活動の必要があると認めるときから、その危険がなくなるまでの間、水防本部を設置し、水防本部長として本部を統括するものとする。

水防本部の設置基準は、資料 300-1<袋井市水防本部配備態勢>で定める態勢であり、配備種別と配備基準は次のとおりである。

配備の種別	配備基準
第一次配備	気象業務法に基づく大雨警報、洪水警報のいずれかが発表され、相当の災害が発生するおそれがあり、本部長の指示があったとき。 大津波警報が発表されたとき。
第二次配備	第一次配備態勢では対応できない災害が発生するおそれがあり、本部長の指示があったとき。
第三次配備	市全域にわたって大きな災害が発生し、若しくは発生のおそれのあるとき又は全域でなくても被害が特に甚大と予測され、その対策が必要と本部長の指示があったとき。 大規模な災害により市全域に被害があり、各部の総力をあげて活動する必要があると本部長の指示があったとき。

2 水防本部の設置

- (1) 袋井市役所内に水防本部を設置し、必要に応じて支部を設置する。
- (2) 水防本部の庶務は危機管理課において処理する。

3 水防本部の組織及び事務分掌

水防本部の組織は、資料 300-2<袋井市水防本部編成図>のとおりとし、事務分掌は、資料 300-1<袋井市水防本部配備態勢>の定めるところによるものとする。

- (1) 水防本部長は、市長をもって充てる。
- (2) 水防副本部長は、副市長及び教育長をもって充てる。
- (3) 水防本部員は、水防を所掌する関係部長をもって充てる。
- (4) 各班の班長には、水防を所掌する関係課長をもって充てる。

第3節 水防本部の廃止等

1 水防本部の廃止

水防本部長は、水害応急対策が完了したと認めたとき、被害がなく河川水位が氾濫注意水位（警戒水位）以下に至ったとき又は氾濫注意水位（警戒水位）以上であっても水防活動の必要がなくなったと認めたときは、水防本部を廃止する。

2 災害対策本部への統合

水防本部設置後、被害の状況などにより、袋井市災害対策本部条例に定める袋井市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）が設置された場合は、水防本部はその組織に編入されるものとする。

第4章 通信連絡

第1節 水防通信連絡

水防本部長は、水防時において情報及び連絡が迅速、かつ、的確に行われるよう通信連絡施設等の整備強化に努めるものとする。

1 通信連絡の基本系統

水害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合における必要な情報の収集又は通報のための通信系統は、資料 400-1<袋井市水防本部通信広報連絡系統図>のとおりである。

2 通信連絡方法

通信連絡方法は、地域防災無線、消防無線、有線電話及びファクシミリ等を利用するものとする。

なお、詳細は資料400-2<袋井市無線施設の現況>、資料400-3<デジタル地域防災無線配置状況表>のとおりである。

第2節 太田川ダム洪水警戒体制時等による通信連絡系統

1 太田川ダム洪水警戒体制時及び放流時における関係機関との連絡のため、電話、電報等の通信を要する主な系統は、資料400-4<水防通信連絡系統>のとおりである。

(洪水警戒体制時)

- (1) 静岡地方気象台から森町において降雨に関する警報が発せられたとき。
- (2) 太田川ダムの流域内にあるいずれかの雨量観測所において24時間雨量が90mmに達したとき。
- (3) その他、所長が必要と認めるとき。(貯留された流水の放流を行うことができる場合)
- (4) ダム本体及び貯水池等について調査又は補修を行う必要があるとき。
- (5) その他やむを得ない必要があるとき。

第3節 ダムの放流連絡

1 原野谷川農地防災ダム

(1) ダム放流をする場合の理由は、次に掲げるとおりである。

- ア 下流における他の河川の使用のため必要な流量を確保する必要があるとき
- イ 制限水位の規定を守るとき
- ウ ダム等(ゲートなど)の点検又は整備のため必要があるとき
- エ その他やむを得ない事情があるとき

(2) ダム放流に係る通信連絡系統は、資料400-5<原野谷川農地防災ダム放流による通信連絡系統>のとおりである。

(3) 放流の際の関係機関への通知は、放流開始1時間前に電話連絡するものとする。

第5章 気象庁が行う予報及び警報とその措置 (共同業務を除く)

第1節 静岡地方気象庁が行う水防活動に必要な気象等の予報及び警報

1 気象予報

気象業務法(昭和27年法律第165号)の規定に基づき、静岡地方気象台が水防活動のために発表する注意報、警報及び特別警報の種類及び発表基準は、資料500-1<静岡地方気象台発表の注意報、警報及び特別警報の種類とその発表基準>のとおりである。

2 気象等の予報及び警報伝達系統(大津波警報、津波警報、津波注意報は除く。)及び周知方法

気象等の予報及び警報の伝達系統は、資料500-2<気象等の注意報及び警報伝達系統図>により行うものとする。

3 気象庁が発表する特別警報について(参考)

気象庁は、予想される現象が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きく、降雨量その他に関し気象庁が定める基準に該当する場合に、大雨・津波・高潮等についての特別警報を発表する。

ただし、津波については、既存の大津波警報が特別警報に位置付けられる。

水防活動の利用に適合する(水防活動用)注意報及び警報は、指定河川洪水注意報及び警報を除き、一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える。

なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。

水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般の利用に適合する注意報・警報	発表基準
水防活動用 気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 津波注意報	津波注意報	津波により沿岸部において災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 高潮注意報	高潮注意報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 気象警報	大雨警報または 大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがある（または著しく大きい）と予想したとき
水防活動用 津波警報	津波警報または大津波警報 (津波特別警報)	津波により沿岸部において重大な災害が発生するおそれがある（または著しく大きい）と予想したとき
水防活動用 高潮警報	高潮警報または 高潮特別警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがある（または著しく大きい）と予想したとき
水防活動用 洪水警報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき

第2節 津波注意報、警報の種類

1 津波警報等の種類及び内容

- (1) 大津波警報 津波による重大な災害のおそれが著しく大きいと予想される時発表
- (2) 津波警報 津波による重大な災害のおそれがあると予想される時発表
- (3) 津波注意報 津波による災害のおそれがあると予想される時発表
- (4) 津波予報 津波の心配がない場合や若干の海面変動が予想されるが、災害のおそれがない場合に発表

2 解説、発表される津波の高さ等

- (1) 大津波警報・津波警報・津波注意報
資料 500-3<津波警報・津波注意報の種類、解説及び発表される津波の高さ>のとおり。
- (2) 津波予報
資料 500-4<津波予報の解説>のとおり。

3 津波予報区

静岡県及び周辺の県が属する津波予報区は、次のとおりである。



4 津波予報等の伝達系統

気象予報等の伝達系統は、資料 500-5<津波予報等の伝達系統図>により行うものとし、可能な限り要配慮者に配慮した情報の伝達に努めるものとする。

5 津波注意報及び警報標識

津波注意報及び津波警報に係る標識（鐘、サイレンによる伝達）は、資料 500-6<津波注意報及び警報標識>のとおりである。

第6章 洪水予報

第1節 静岡県知事と気象庁長官が共同して行う洪水予報とその措置

静岡県知事が指定した太田川水系太田川・原野谷川について気象庁長官と共同して静岡県知事が行う洪水予報の発表は、袋井土木事務所長と静岡地方気象台長が共同して行うものとし、太田川水系太田川・原野谷川洪水予報計画に基づき水位を示して水防上の洪水予報を発表する。

また、市長による避難のための立ち退きの勧告または指示の判断に資するため、静岡県知事が袋井土木事務所長を通じて市長に洪水予報を通知する。

1 洪水予報を行う河川名及びその区域

洪水予報を行う河川名及びその区域は、次表のとおりである。

水系名	河川名	区 域
太田川水系	太田川	左岸 周智郡森町城下三倉川合流点から海まで
		右岸 周智郡森町城下三倉川合流点から海まで
	原野谷川	左岸 袋井市逆川合流点から太田川合流点まで
		右岸 袋井市逆川合流点から太田川合流点まで

2 洪水予報の対象となる水位観測所

洪水予報の対象となる水位観測所は、次表のとおりである。

水系名	河川名	観測所名	地 先 名	氾濫 注意水位 (警戒水位)	避難判断 水 位	氾濫 危険水位 (洪水特別警戒水位)	平水位
太田川水系	太田川	天方	周智郡森町森26-33	1.90m	2.40m	2.80m	0.12m
		新貝	磐田市新貝11	3.50m	4.30m	4.60m	0.18m
	原野谷川	山名	袋井市袋井118	5.70m	6.50m	7.00m	1.24m

3 洪水予報発表者

洪水予報発表者は、次表のとおりである。

水 系 名	担 当 官 署	発 表 責 任 者
太田川水系	袋井土木事務所 静岡地方気象台	袋井土木事務所長 静岡地方気象台長

4 洪水予報の発表及び解除の基準

洪水予報の発表及び解除の基準は、次のとおりである。

(1) 氾濫注意情報 (洪水注意報)

基準地点 (天方、新貝、山名) の水位が氾濫注意水位 (警戒水位) に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき

(2) 氾濫警戒情報 (洪水警報)

基準地点 (天方、新貝、山名) の水位が、一定時間後に氾濫危険水位 (洪水特別警戒水位) に到達することが見込まれるとき、又は、避難判断水位に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき

(3) 氾濫危険情報 (洪水警報)

基準地点 (天方、新貝、山名) の水位が、氾濫危険水位 (洪水特別警戒水位) に到達したとき発表する。

(4) 氾濫発生情報

堤防からの越水または破堤がおこり、河川水による浸水が確認されたときに発表する。

(5) 洪水予報が継続しているときに、補足情報が必要な場合は、発表中の洪水予報に一連番号を付して発表する。

(6) 洪水予報及び補足情報の終了時期

洪水予報の終了時期は洪水による危険がなくなると認められるとき袋井土木事務所と静岡地方気象台が協議の上決定する。

5 洪水予報の発表形式

オンラインシステムにより作成される洪水予報文は、資料 600-1<太田川水系太田川・原野谷川洪水予報文例>のとおりであるが、このオンラインシステムに不具合が生じた場合には、資料 600-2<太田川水系太田川・原野谷川洪水予報用紙>を使用し、電話等による伝達となる。

6 洪水予報連絡系統図

洪水予報の連絡系統は、資料 600-3<太田川水系太田川・原野谷川洪水予報連絡系統図>のとおりであり、洪水予報の通知は、基本的にはファクシミリ又はオンライン通信で通知する。その後、必要な機関に対しては受領確認を行うものとする。

第7章 水防警報

第1節 静岡県知事が行う水防警報とその措置

静岡県知事が指定した太田川(支川原野谷川を含む。)についての水防警報の発表は、袋井土木事務所長が行うものとし、太田川水防警報計画に基づき、水位、流量等を示して水防上の警報を発表する。

1 水防警報を行う河川名及びその区域

河川名	区 域		区域延長
太田川	幹 川	左岸 周智郡森町城下三倉川合流点から海まで	22,730m
		右岸 //	
	支 川 (原野谷川)	左岸 掛川市西之谷川合流点から幹川合流点まで	19,000m
		右岸 //	

2 水防警報対象水位観測所

河川名	観測所名	所在地	位置	水防団待機 (指定) 水位	氾濫注意 (警戒) 水位	避難 判断 水位	既往最 高水位	現況 堤防高	堤内地 地盤高
太田川 幹 川	天 方	周知郡 森町森	河口より 21.5km	1.40m	1.90m	2.40m	2.90m	左 4.7 m 右 4.5 m	左 2.6 m 右 3.4 m
	新 貝	磐田市 新貝	河口より 6.5km	3.00m	3.50m	4.30m	5.75m	左 7.9 m 右 7.5 m	左 5.0 m 右 2.7 m
支川 (原野谷 川)	山 名	袋井市 袋井	合流点より 5.6km	5.00m	5.70m	6.50m	8.20m	左 9.5 m 右 8.9 m	左 5.2 m 右 6.5 m
	吉岡橋	掛川市 吉岡	合流点より 13.8km	2.70m	3.20m		4.40m	左 5.7 m 右 5.3 m	左 2.2 m 右 2.3 m

3 水位の種類

水位の種類、内容については、資料700-1<水位の種類及び内容>に示すとおりである。

4 水防警報発令及び解除の基準

種類	内 容	発 表 基 準
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの	水位が氾濫注意水位(警戒水位)に達し、なお上昇のおそれがあり、かつ、出動の必要が予測されるとき
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの	水位が氾濫注意水位(警戒水位)を超え、なお上昇して出動の必要を認めるとき
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通知するもの	氾濫注意水位(警戒水位)以下に下降したとき又は氾濫注意水位(警戒水位)以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき
情報	水防活動上必要とする水位、その他河川の状況を通知するもの	気象予警報及び河川状況により、特に必要と認めるとき

5 水防警報を發表しない場合の措置

理由を付し、関係者に通知する。

6 水防警報連絡系統

水防警報の連絡系統は、資料 700-2<太田川水防警報連絡系統図>のとおりであり、水防警報の伝達方法は、基本的にはファクシミリにて伝達する。その後、電話にて受領の確認を行うものとする。

7 水防警報の伝達用紙

水防警報の伝達を行う場合の様式は、資料 700-3<知事発令水防警報発報受報用紙>を使用する。

8 水防警報発報担当者等

観測所名	発報担当者	受報担当者	通信連絡先及びその方法		関係水防管理団体
			発報担当者側	受報担当者側	
天方 新貝 山名 吉岡橋	袋井土木 事務所長	袋井市危機 管理課	TEL 0538-42-3217 FAX 0538-42-4370 (SIPOSⅢ) FAX 0538-42-3270	TEL 0538-86-3701 FAX 0538-86-5522	袋井市

第8章 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）の水位到達情報

第1節 静岡県知事が行う水位周知河川における水位到達情報の通知及び周知

静岡県知事は、静岡県知事が指定した河川について、水位が氾濫危険水位（法第13条第1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位）に達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して水防管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、一般に周知させる。

また、静岡県知事が指定した河川について通知をした静岡県知事は、避難のための立ち退きの勧告または指示の判断に資するため、袋井市長にその通知に係る事項を通知する。

1 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）の水位到達情報提供の提供

(1) 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）の水位到達情報を通知及び周知する河川名及びその区域

河川名	区 域		区域延長
太田川	支 川 (敷地川) ※1	左岸 磐田市梨の木橋から太田川合流点まで	8,300m
		右岸 磐田市梨の木橋から太田川合流点まで	
	支 川 (逆 川) ※2	左岸 掛川市逆川鞍下橋から原野谷川合流点まで	12,000m
		右岸 掛川市千羽鞍下橋から原野谷川合流点まで	
	支 川 (宇刈川) ※2	左岸 袋井市春岡春岡大橋～原野谷川合流点まで	5,600m
		右岸 袋井市春岡春岡大橋～原野谷川合流点まで	

(2) 氾濫危険水位 (洪水特別警戒水位) の水位到達情報を通知及び周知する河川の対象水位観測所

河川名	観測所名	所在地	位置	水防団待機 (通報) 水位	氾濫注意 (警戒) 水位	避難判断 水位	氾濫危険 (洪水特別警戒) 水位	既往最高 水位	現況 堤防高	堤内地 地盤高	
太田川	支川 (敷地川)	笠梅橋※ 1	磐田市 笠梅	本川合流点 から 2.9km	3.90m	4.40m	5.40m	5.84m	6.49m	左 7.96m 右 7.79m	左 5.85m 右 6.31m
	支川 (逆川)	細田 ※2	掛川市 細田	本川合流点 から 4.4km	2.60m	4.50m	5.20m	6.10m	7.80m	左 9.08m 右 8.93m	左 4.77m 右 6.50m
		金城橋 ※1	掛川市 金城	本川合流点 から 9.46km	3.50m	4.00m	4.50m	4.90m	5.38m	左 6.51m 右 5.60m	左 6.31m 右 4.57m
	支川 (宇刈川)	横手橋 ※2	袋井市 久能	本川合流点 から 2.9km	1.80m	2.70m	2.80m	3.20m	2.89m	左 6.35m 右 5.35m	左 4.82m 右 4.35m

※1 太田川原野谷川治水水防組合の管轄する河川

※2 袋井市の管轄する河川

※ 太田川原野谷川治水水防組合と袋井市は、ともに水防法(昭和24年法律第193号)第4条の規

定に基づく指定水防管理団体であり、袋井市は、太田川原野谷川治水水防組合に所属している。太田川原野谷川治水水防組合の水防管理者は袋井市長が務めている。

(3) 氾濫危険水位 (洪水特別警戒水位)

氾濫危険水位 (洪水特別警戒水位) は、避難判断水位を超える水位であって、洪水による相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫が起こるおそれがある水位をいう。

氾濫危険水位 (洪水特別警戒水位) の水位高は、箇所毎の危険水位を水位観測所での水位に換算した水位のうち、一連の区間において最も低い水位として設定され、また、箇所毎の危険水位は、計画高水位、もしくは越水または溢水が発生するまでのリードタイムを考慮して設定した水位のどちらか低い方の水位をもって設定される。

市町村長による、住民に対する避難勧告等の発令判断の目安となる水位である。

(4) 水特別警戒水位

水防法第13条第1項及び第2項に定める洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位であり、氾濫危険水位に相当する。国土交通大臣または都道府県知事は、指定した水位周知河川においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。

(5) 氾濫危険水位 (洪水特別警戒水位) の水位到達情報の通知

資料 800-1<太田川水系敷地川・逆川・宇刈川の氾濫危険水位 (洪水特別警戒水位) 情報発表用紙>により、氾濫危険水位 (洪水特別警戒水位) に達した旨の水位到達情報を通知する。また必要に応じて補足情報を明示して情報提供する。

(6) 氾濫危険水位 (洪水特別警戒水位) の水位到達情報を発表しない場合の処置

理由を付し関係者に通知する。

(7) 氾濫危険水位 (洪水特別警戒水位) の水位到達情報連絡系統図

氾濫危険水位 (洪水特別警戒水位) の水位到達情報の連絡系統は、資料 800-2<太田川水系敷地川・逆川・宇刈川の氾濫危険水位 (洪水特別警戒水位) の水位到達情報連絡系統図>のとおりであり、基本的にファクシミリにて伝達する。その後、電話にて受領の確認を行うものとする。

第9章 水防活動

第1節 水防時の配備基準

1 市の配備体制

市長は、水防に係る配備の必要を認めるときは、水防配備体制を指令するものとする。

なお、常時勤務から水防配備体制への移行を迅速、かつ、確実に行うため資料 300-1<袋井市水防本部配備態勢>により行うものとする。

2 消防団の非常配備

水防本部長が消防団を非常配備につかせるための指令は、次の場合に発するものであり、具体的には、資料 900-1<消防団に対する非常配備基準>の基準により配備体制につくものとする。

(1) 水防本部長自らの判断により必要と認める場合

この場合には、速やかに袋井水防区長（袋井土木事務所長）を経由して静岡県水防本部長（知事）に報告するものとする。

(2) 静岡県水防本部、袋井水防区（袋井土木事務所）より警報又は指令を受けた場合

(3) 緊急にその必要があるとして静岡県水防本部長（知事）からの指示があった場合

第2節 雨量等の監視と通報

1 雨量観測所

市で管理する雨量観測装置は、4箇所でありすべてがテレメーター化している。なお、本市に関係のある太田川及び弁財天川水系の雨量観測所は、資料 900-2<雨量観測所一覧表>のとおりである。

2 水位観測所

市の水位観測所は、20箇所であり、うち4箇所については水位計により観測を行っている。また、県の水位観測所は6箇所である。なお、市内の太田川及び弁財天川水系の水位観測所は、資料 900-3<水位観測所一覧表>のとおりである。

第3節 監視及び警戒とその措置

1 監視

水防管理者、消防長又は消防団長は、管轄区域内の河川、遊水地、海岸等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに河川、海岸等の管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。

2 警戒

水防管理者、消防長又は消防団長は、県から非常配備体制が発令されたとき又は気象等の悪化が予想されるときは、河川、海岸等の監視及び警戒をさらに厳重にし、特に既往の被害箇所その他重要な箇所を中心として巡視にあたらせるものとする。

なお、異常を発見した場合は、直ちに河川、海岸等の管理者に連絡するとともに水防活動を開始するものとする。

第4節 水防信号及び水防標識

1 水防信号

静岡県水防信号規則（昭和31年静岡県規則第75号）による水防信号は、資料 900-4<水防信号>のとおりである。

2 水防標識

水防法第18条の規定による静岡県水防標識（昭和31年静岡県告示第939号）は、資料 900-5<水防標識図>のとおりである。

第5節 緊急通行

1 緊急通行

水防のため緊急の必要がある場所に赴くときは、水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

2 損失補償

水防管理団体は、緊急通行の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

第6節 水防配備の解除

1 市の水防配備の解除

水防本部長は、静岡地方気象台の情報及び県からの通知などに基づき、市域における水防活動の必要がなお、配備の解除を発令したときは、袋井水防区長（袋井土木事務所長）を経由して県水防本部長に報告するものとする。

2 消防団の配備の解除

- (1) 水防解除は、水位が下降して水防活動の必要がなくなり水防本部長が水防解除の指令をしたときとする。
- (2) 消防団員は、水防解除の指令があるまでは、自らの判断等により勝手に部署を離れてはならない。
- (3) 水防解除後は、人員、資器材及び作業箇所を点検し、その概要を直ちに報告するものとする。

第10章 避難

第1節 避難の指示等

1 避難の指示等

本部長（市長）は、河川の氾濫、津波等により、住民に危険が切迫していると認めるときは、「袋井市避難情報の判断・伝達マニュアル」（平成22年8月作成）、及び「津波避難計画」（平成24年3月作成）に基づき、危険地域の住民に対して避難のための立退きの指示等をするものとする。

本部長（市長）のほか警察官、海上保安官、知事、水防管理者、自衛官も災害対策基本法、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）、地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）、水防法、自衛隊法（昭和29年法律第165号）の規定に基づき、避難の指示等を行うことができる。

なお、市長以外の指示権者、根拠規定は、資料1000-1〈市長以外の指示権者、根拠規定等〉のとおりである。

なお、避難指示等の対象となる避難すべき区域及び避難情報の発令基準は、別に定める「袋井市避難指示の判断・伝達マニュアル」のとおりである。

2 避難指示等の周知徹底

本部長（市長）は、危険地域の自治会及び住民に対し、同報無線、広報車（消防団車両を含む。）等により次の事項を周知徹底するものとする。その際、配慮者者への的確な情報提供に配慮するよう努める。

- (1) 避難指示等の主旨
- (2) 避難指示等が出された地域名
- (3) 避難所（所在地、名称）
- (4) 避難経路及び誘導方法

3 避難誘導

避難にあたっては、自主防災隊等の避難誘導のもとに、子供、老人、病人等の保護を優先するなど、要配慮者に配慮した避難誘導を実施するものとする。また、避難時の混乱防止及び円滑な避難誘導を実施するため、消防団員を配置するほか警察官、自衛官、海上保安官等と相互に密接な連絡をとるとともに必要に応じ出動を求めるものとする。

また、避難誘導の際には、誘導にあたる要員の安全を確保しなければならない。

4 避難所の管理、運営

- (1) 避難所内の混乱を防止し、安全、かつ、適切な管理を図るため、避難所の連絡員として市職員を担当させる。
- (2) 避難所の安全の確保と秩序維持のため、必要に応じて警察官の配置を要請する。
- (3) 避難所の安全管理に必要な収容人員の把握に努め、収容能力からみて危険があると判断したときは速やかに適切な措置を講ずる。
- (4) 常に災害対策本部と情報連絡を行い、正しい情報を避難者に知らせて流言飛語の流布防止と不安の解消に努める。
- (5) 河川の氾濫の状況、周囲の状況その他万一危険が迫った場合の再避難経路について常に情報を収集し、把握に努める。
- (6) 避難所に傷病者がいることを認めた場合は、速やかに適切な措置を講ずる。
- (7) 給食、給水その他当面必要とされる物資の配給等にあたっては、適切、迅速な措置をとり、避難者に不平不満が生じないよう努める。
- (8) 避難所の運営にあたっては、要配慮者に配慮するものとする。

5 避難場所等

- (1) 市内河川の重要水防箇所に対する避難所、避難指示者及び避難責任者（避難誘導者）は、資料1000-2<重要水防箇所に対する避難所等一覧表>のとおりである。ただし、避難所が使用不能となった場合又は被災者が多数のため避難所に収容しきれなくなった場合には、公園、広場を利用して野外に建物を仮設し、又はテントを設営するなどの措置をとる。
- (2) 避難所として使用する土地建物は、公私の区別なく使用前に管理者（所有者）に協議し、使用承諾を得るものとする。また、避難所の設備・備品（水道、ガス、電気、電話）等についても同様とする。

6 要配慮者の避難所

市は、要配慮者を避難させるため、社会福祉施設を避難所として確保するように努める。また、市は、避難した要配慮者の支援に当たる人材の確保に努めるものとする。

7 知事等への報告

本部長（市長）は、立退きを勧告又は指示をした場合及び避難所を開設した場合には、勧告又は指示の別、発令者、発令の理由、日時、避難の対象区域、避難先などを記録するとともに直ちに、静岡県西部危機管理局長、所轄警察署長及び袋井水防区長（袋井土木事務所長）に報告する。

第2節 警戒区域の設定

1 警戒区域の設定

洪水や津波、及び高潮により著しい危険が切迫している場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき、本部長（市長）は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従

事する者以外の者に対して当該地域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該地域からの退去を命ずることができる。

2 警察官、海上保安官、自衛官の代行

警察官、海上保安官又は自衛官は災害対策基本法第63条第2項、第3項の規定により市長の職権を行うことができる。警戒区域を設定した場合、警察官、海上保安官又は自衛官は、直ちにその旨を市長に通知する。

3 知事による代行

知事は、市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合には、災害対策基本法第73条第1項の規定により市長に代わって警戒区域の設定、立入りの制限、退去命令などを実施しなければならない。

第3節 避難のための立退き計画

水防管理者（市長）は、避難所として適当な施設について十分調査し、当該区域を所轄する警察署長及び関係者と事前に協議の上、あらかじめ立退き計画を作成するとともに、立退き先経路等に伴う必要な措置を講じておくものとする。

第11章 決壊等の通報及び決壊後の処置

第1節 決壊等（被害情報）の通報

1 決壊等の通報

堤防等が決壊し、又はこれに準ずる事態が発生した場合は、水防管理者（市長）、消防長又は消防団長は、速やかに一般住民、袋井水防区長（袋井土木事務所長）、駐在所及び隣接水防管理者に通報するものとする。

なお、一般住民への通報に際しては、報道機関等を利用し、迅速な情報伝達に努めるものとする。

2 隣接水防管理者からの通報に対する処置

水防管理者（市長）は、前記1の通報を受けたときは氾濫及びそのおそれのある隣接水防管理者に対して、その旨を通報するものとする。

第2節 決壊後の処置

決壊箇所については、水防管理者（市長）、消防長、消防団長、県水防本部長及び各機関の長が相互に協力して、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努めるものとする。

第12章 協力応援

第1節 河川管理者の協力

河川管理者（静岡県知事、袋井市長）は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防団体が行う水防のための活動に協力する。

(1) 水防管理団体に対して、河川に関する情報の提供

(2) 水防管理団体に対して、氾濫（決壊又は溢流）想定地点ごとの氾濫水位到達市町の事前提示、及び水防管理者等から異常な漏水等についての通報を受けた場合には通報すべき関係者（関係機関・団体）の提示

(3) 堤防又はダムが決壊したとき又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したとき（氾濫発生情報を発

表する場合を除く)、河川管理者による関係者及び一般への周知

- (4) 重要水防箇所の合同点検の実施
- (5) 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- (6) 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供
- (7) 水防管理団体及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣

第2節 下水道管理者の協力

下水道管理者(袋井市長)は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

- (1) 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- (2) 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、下水道管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供
- (3) 水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣

第3節 水防管理団体相互の協力及び応援

1 応援の要請

水防管理者は、水防上必要があるときは、他の水防管理者又は市町長若しくは消防長に対して応援を求めることができる。

2 要請に対する協力

応援を求められた水防管理者又は市町長若しくは消防長は、自らの水防に支障のない限りこの求めに応ずるものとし、作業、行動等については、応援を求めた水防管理者の所轄のもとに行うものとする。

3 応援協定の締結

水防管理者は、あらかじめ隣接する水防管理団体と協力、応援等水防事務に関し、協定を締結しておくものとする。

第4節 ホットライン体制

県管理河川(洪水予報河川、水位周知河川)においては、袋井土木事務所長(水防区長)から袋井市長に直接、携帯電話等により、河川の水位情報等を伝達するホットラインを実施し、市長が避難指示等の発令を判断するための支援を行う。

第5節 自衛隊の応援要請の要求

水防管理者は、水防上必要があるときは、知事に対し自衛隊の派遣について要請するよう要求するものとする。

第6節 警察官の出動要請

水防管理者は、水防上必要があると認めるときは、所轄警察署長に対し、警察官の出動を求めることができる。

第7節 国土交通省の災害対策用車両等の派遣要請

1 派遣の要請

水防管理者は、水害等の発生時の被害軽減等のため、国土交通省の所有する災害対策用車両等の派遣要請を行うことができる。

2 派遣要請連絡先等

国土交通省災害対策用車両の派遣要請をする場合には、最寄りの直轄事務所へ直接電話連絡して、その際に、使用（派遣）場所（位置図）、使用（派遣）車両、使用（派遣）期間、受入担当者の連絡先等、派遣に必要な事項を合わせて提示する（FAX）。

国土交通省窓口の連絡先は、次表のとおりである。

地区	国土交通省窓口	電話番号	FAX番号
西部	浜松河川国道事務所調査第一課	053-466-0116	053-466-0122

派遣要請のできる災害対策用車両等は資料1200-1<災害対策用車両一覧表>のとおりである。

市町管理河川でも派遣可能である。

※なお、災害対策用車両等の派遣に要する費用は原則として派遣要請をした水防管理者が負担することとする。

第13章 水防てん末報告

水防管理者は、洪水、津波及び高潮に際して水防活動を実施し、水防が集結したときには、次の事項を取りまとめ、資料1300-1<水防管理団体水防活動実施報告書>により、水防活動実施後10日以内に袋井水防区（袋井土木事務所）を經由し、県水防本部長に報告するものとする。

1 水防てん末報告事項

- (1) 天候の状況並びに警戒中の水位観測表
- (2) 水防活動を実施した河川名及びその箇所
- (3) 警戒出動及び解散命令の時刻
- (4) 消防団員及び消防機関に属する者の出動時刻及び人員
- (5) 水防作業の状況
- (6) 堤防その他の施設の異常の有無及びこれに対する処置とその効果
- (7) 使用資材の種類及び数量並びに消耗量及び員数
- (8) 水防法第28条の規定による公用負担下命の器具、資材の種類、数量及び使用場所
- (9) 応援の状況
- (10) 居住者出勤の状況
- (11) 警察関係の援助の状況
- (12) 現場指導の官公署氏名
- (13) 立退きの状況及びそれを指示した理由
- (14) 水防関係者の死傷
- (15) 殊勲者及びその功績
- (16) 殊勲消防団とその功績
- (17) 今後の水防について考慮を要する点、その他水防管理団体の所見

2 水防活動実施報告作成上の注意事項

- (1) 水防を行った箇所ごとに作成すること。
- (2) 箇所ごとの報告書に集計表を添付し、3部提出すること。
- (3) 集計表は、資料 1300-1<水防管理団体水防活動実施報告書>の様式を使用し、水防実施箇所欄には、箇所数のみを記入すること。
- (4) 氾濫した場合には、箇所図(1/5,000以上)に、氾濫区域及び実施箇所を明示し添付すること。

第14章 施設及び水防用資器材整備運用並びに輸送

第1節 施設及び水防用資器材の整備

1 水防倉庫、水防資器材整備

緊急事態に対処できるよう水防倉庫等の施設及び水防用資器材を整備しておくものとする。なお、水防倉庫の設置状況並びにこれに備蓄されている水防用資器材の状況は、資料 1400-1<水防倉庫及び水防用資器材備蓄状況一覧表>のとおりである。

2 水防資器材等の調達

水防管理者(市長)は、資器材確保のため水防地域近在の竹木等の所在、農業協同組合などの資器材保有業者等の保管数量の概要等を把握し、緊急時の補給に備えるとともに備蓄資器材が使用又は損傷により不足を生じた場合は、速やかに補充しておくものとする。

3 地震対策用資器材の活用

水防活動上必要があるときは、地震対策用防災倉庫(市内各避難所及び防災センター)に備蓄する資器材も活用するものとする。

4 県への要請

水防管理者(市長)は、水防資器材について緊急調達してもなお不足をきたした場合には、袋井水防区長(袋井土木事務所長)に要請するものとする。

なお、袋井水防区長及び水防管理者(市長)が管理する水防倉庫は、資料 1400-1<水防倉庫及び水防用資器材備蓄状況一覧表>のとおりである。

第2節 輸送路の確保

1 輸送経路の選定

非常の際、水防資器材、作業員その他の輸送を確保するため、輸送経路等についてあらかじめ定めておくものとする。

2 迂回路の設定

災害時において、道路冠水等により交通の途絶が予想される主要輸送道路等については、あらかじめ迂回路を設定しておくものとする。

第15章 水防計画及び水防訓練

第1節 水防計画

1 水防計画の策定

- (1) 水防法 33条に基づき袋井市防災会議に諮るとともに、静岡県水防計画に基づき毎年策定し、静岡県知事と協議するものとする。

(2) 水防計画は、各種の事態を想定してできる限り具体的に策定し、一般住民に周知するよう努めるものとする。

2 水防計画の配布

水防計画を定めたときは、関係機関に配布するものとする。

第2節 水防訓練

- 1 毎年1回以上県の指導により水防訓練を実施し、訓練要領については袋井土木事務所長と協議の上水防管理者が定めるものとする。なお、袋井市の水防訓練については、他市町の太田川水系で行われる水防訓練に参加した訓練を含むものとする。
- 2 水防管理団体が主催する水防研修や中部又は関東地方整備局が主催する水防技術講習会へ水防団員を参加させる等、積極的に水防知識を身につけさせることとする。

第16章 水防協力団体

第1節 水防協力団体の申請、指定及び業務等

- 1 水防協力団体の指定、監督、情報の提供（水防法第36条、第39条、第40条）

市は、法人又は特定非営利活動法人で2に示す業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、水防協力団体として指定することができる。

また、市は、水防協力団体が適性かつ確実な実施を確保するため水防計画に位置付けるとともに、その業務について報告させることができる。なお、国、県及び市は、水防協力団体に対し、その業務の実施に関し、必要な情報提供、指導若しくは助言をするものとする。
- 2 水防協力団体の業務（水防法第37条）
 - (1) 水防上必要な監視、警戒その他の水防活動の協力
 - (2) 水防に関する情報又は資料の収集、提供
 - (3) 水防に関する調査研究
 - (4) 水防に関する知識の普及、啓発
 - (5) 前記(1)から(4)までに附帯する業務
- 3 水防協力団体の消防団等との連携（水防法第38条）

水防協力団体は、消防団との密接な連携の下に前記2の業務を行わなければならない。
- 4 水防協力団体の申請・指定及び運用

市は、水防協力団体の申請、指定及び運用等必要な事項については、別に定める。

第17章 浸水想定区域内における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

第1節 浸水想定区域に関する措置

- 1 袋井市地域防災計画における浸水想定区域内の円滑かつ迅速な避難を確保するための措置（法第15条関係）

太田川、原野谷川の浸水想定区域について袋井市地域防災計画に以下の事項を定めるものとする。

 - (1) 洪水予報、水位到達情報の伝達方法
 - (2) 避難場所その他の避難場所及び避難路その他避難経路に関する事項
 - (3) 災害対策基本法第48条第1項として袋井市が行う洪水等に係る避難訓練の実施に関する事項
 - (4) 浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地

- ア 浸水想定区域内に地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であって、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。）でその利用者の洪水時、内水時又は高潮時（以下「洪水等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図る必要があると認められるもの。
- イ 要配慮者利用施設社会福祉施設、学校、医療施設その他主として防災上の配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）が利用する施設で、当該施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの。
- ウ 大規模な工場その他の施設（アまたはイに掲げるものを除く。）であって国土交通省令定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの（以下「大規模工場等」という）のうち、洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの。（所有者または管理者からの申し出があった施設に限る。）

第2節 洪水ハザードマップ

本市では、洪水浸水想定区域の指定に基づき、当該浸水区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所等円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、洪水ハザードマップを作成し、印刷物を各世帯に配布している。また、洪水ハザードマップに記載した事項を、市のホームページに掲載し、住民、滞在者その他の者が提供を受けることができる状態にしている。この洪水ハザードマップを有効活用して、平常時からの防災意識の向上と自主的な避難の心構えを養い、水災時には住民の円滑かつ迅速な避難の確保を図る。

第3節 予想される水災の危険の周知等

市長は、洪水予報河川等以外の河川のうち、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況を水害リスク情報として把握するよう努めるとともに、これを把握したときは、浸水実績等を地図上に示した図面の公表、浸水実績等を付加した洪水ハザードマップの公表、市内の看板・電柱等への掲示等により住民等に周知することとする。図面等を公表する場合は、住民への各戸配布やインターネット上での公表等により行うこととする。

第4節 地下街の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画の作成等

水防法第15条第1項の規定により本市地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者または管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保、及び洪水時の浸水の防止を図るため、以下の措置を講ずるものとする。

- (1) 必要な訓練その他の措置に関する計画の作成と、市長への報告及び公表
- (2) 作成した計画に基づく訓練の実施
- (3) 自衛水防組織の設置、及び該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める次項の市長への報告

第5節 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画の作成等

- 1 水防法第15条第1項の規定により本市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者施設の所有者または管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保、及び洪水時の浸水の防止を図るため、以下の措置を講ずるよう努めるものとする。

- (1) 必要な訓練その他の措置に関する計画の作成と、市長への報告及び公表
- (2) 作成した計画に基づく訓練の実施
- (3) 自衛水防組織の設置

第6節 大規模工場等における浸水防止のための措置に関する計画の作成等

1 水防法第15条第1項の規定により本市地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者または管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該大規模工場等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保、及び洪水時の浸水の防止を図るため、以下の措置を講ずるよう努めるものとする。

- (1) 必要な訓練その他の措置に関する計画の作成と、市長への報告及び公表
- (2) 作成した計画に基づく訓練の実施
- (3) 自衛水防組織の設置

第18章 その他

第1節 費用負担及び公用負担

1 費用負担

水防に要した費用は、水防管理団体が負担するものとする。

ただし、次に掲げる場合においては、水防管理者相互間において協議して定めるものとし、協議が成立しない場合は、知事にあつせんを求めるものとする。

- (1) 水防法第23条の規定による応援のための費用
- (2) 水防法第42条の規定により、著しく利益を受けた市町村の一部負担

2 公用負担の権限

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、消防長又は消防団長は、次の権限を行使することができる。

- (1) 必要な土地の一時使用
- (2) 土石、竹木その他の資材の使用
- (3) 土石、竹木その他の資材の取用
- (4) 両その他の運搬用機器の使用
- (5) 排水機器の利用
- (6) 作物その他障害物の処分

3 損失補償

水防管理団体は、公用負担の権限を行使した場合、損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

第2節 公務災害補償

消防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合又は水防法第24条の規定により水防に従事した者が水防に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は水防に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、袋井市災害業務に従事した者に対する損害補償に関する条例(平成17年4月1日条例第159号)の定めるところにより損害を補償するものとする。

資料5-2-1 災害救助法施行細則による救助の程度等(抜粋)

制 定 平成6年2月15日静岡県告示第117号
(最終改正) 令和5年2月28日告示第330号

災害救助法施行細則(昭和38年静岡県規則第25号)第4条及び第5条により、救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償に関して必要な事項を、次のように定める。

救助の種類	救助の程度、方法及び期間
避難所及び 応急仮設住宅の 供与	<p>ア 避難所</p> <p>(7) 避難所は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与するものとする。</p> <p>(4) 避難所は、学校、公民館その他の既存建物とする。ただし、当該建物を利用することができないときは、野外に仮小屋を設置し、天幕を設営し、又はその他の適切な方法により実施するものとする。</p> <p>(ウ) 避難所設置のため支出できる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費とし、1人1日当たり340円以内とする。</p> <p>(エ) 福祉避難所(高齢者、障害者等(以下「高齢者等」という。)であって、避難所での生活において特別な配慮を必要とするものに供与する避難所をいう。)を設置した場合は、(ウ)の金額に、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができる。</p> <p>(オ) 避難所での生活が長期にわたる場合等においては、避難所に避難している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができる。</p> <p>(カ) 避難所を開設できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。</p> <p>イ 応急仮設住宅</p> <p>応急仮設住宅は、住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができないものに、建設し供与するもの(以下「建設型応急住宅」という。)、民間賃貸住宅を借上げて供与するもの(以下「賃貸型応急住宅」という。)、又はその他適切な方法により供与するものとする。</p> <p>(7) 建設型応急住宅</p> <p>a 建設型応急住宅の設置に当たっては、原則として、公有地を利用する。ただし、これら適当な公有地を利用することが困難な場合は、民有地を利用することが可能であるものとする。</p> <p>b 建設型応急住宅の1戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のため支出できる費用は、設置に係る原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、6,775,000円以内とする。</p> <p>c 建設型応急住宅を同一敷地内又は近接する地域内に概ね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置でき、50戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置できる。</p> <p>d 福祉仮設住宅(老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって日常生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設をいう。)を建設型応急住宅として設置できる。</p> <p>e 建設型応急住宅は、災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに設置しなければならない。</p> <p>f 建設型応急住宅を供与できる期間は、完成の日から建築基準法(昭和25年法律第201号)第85条第3項又は第4項による期間内(最高2年以内)とする。</p> <p>g 建設型応急住宅の供与終了に伴う建設型応急住宅の解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費とする。</p> <p>(イ) 賃貸型応急住宅</p> <p>a 賃貸型応急住宅の1戸当たりの規模は、世帯の人数に応じて(ア)のbに定める規模に準ずることとし、その借上げのために支出できる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とする。</p> <p>b 賃貸型応急住宅は、災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借上げ、提供しなければならない。</p> <p>c 賃貸型応急住宅を供与できる期間は、(ア)のfと同様の期間とする。</p>

救助の種類	救助の程度、方法及び期間																																										
炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給	<p>ア 炊き出しその他による食品の給与</p> <p>(ア) 炊き出しその他による食品の給与は、避難所に避難している者又は住家に被害を受け若しくは災害により現に炊事のできない者に対して行うものとする。</p> <p>(イ) 炊き出しその他による食品の給与は、被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。</p> <p>(ウ) 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食、燃料等の経費とし、1人1日当たり1,230円以内とする。</p> <p>(エ) 炊き出しその他による食品の給与を実施できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。</p> <p>イ 飲料水の供給</p> <p>(ア) 飲料水の供給は、災害のため現に飲料水を得ることができない者に対して行うものとする。</p> <p>(イ) 飲料水の供給を実施するために支出できる費用は、水の購入費のほか、給水及び浄水に必要な機械・器具の借上げ、修繕及び燃料の経費並びに薬品及び資材の経費とし、当該地域における通常の実費とする。</p> <p>(ウ) 飲料水の供給を実施できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。</p>																																										
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	<p>ア 生活必需品の給与等は、住家の全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。以下同じ。）、全島避難等により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものとする。</p> <p>イ 生活必需品の給与等は被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うものとする。</p> <p>(ア) 被服、寝具及び身の回り品</p> <p>(イ) 日用品</p> <p>(ウ) 炊事用具及び食器</p> <p>(エ) 光熱材料</p> <p>ウ 生活必需品の給与等のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり次の額以内とする。この場合において、季別は、夏季（4月から9月までの期間をいう。以下同じ。）及び冬季（10月から3月までの期間をいう。以下同じ。）とし、災害発生の日をもって決定する。</p> <p>(ア) 住家の全焼、全壊又は流失により被害を受けた世帯</p> <table border="1" data-bbox="395 1317 1327 1563"> <thead> <tr> <th>季別</th> <th>1人世帯</th> <th>2人世帯</th> <th>3人世帯</th> <th>4人世帯</th> <th>5人世帯</th> <th>6人以上1人を増すごとに加算する額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>夏季</td> <td>19,200円</td> <td>24,600円</td> <td>36,500円</td> <td>43,600円</td> <td>55,200円</td> <td>8,000円</td> </tr> <tr> <td>冬季</td> <td>31,800円</td> <td>41,100円</td> <td>57,200円</td> <td>66,900円</td> <td>84,300円</td> <td>11,600円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(イ) 住家の半焼、半壊又は床上浸水により被害を受けた世帯</p> <table border="1" data-bbox="395 1599 1327 1845"> <thead> <tr> <th>季別</th> <th>1人世帯</th> <th>2人世帯</th> <th>3人世帯</th> <th>4人世帯</th> <th>5人世帯</th> <th>6人以上1人を増すごとに加算する額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>夏季</td> <td>6,300円</td> <td>8,400円</td> <td>12,600円</td> <td>15,400円</td> <td>19,400円</td> <td>2,700円</td> </tr> <tr> <td>冬季</td> <td>10,100円</td> <td>13,200円</td> <td>18,800円</td> <td>22,300円</td> <td>28,100円</td> <td>3,700円</td> </tr> </tbody> </table> <p>エ 生活必需品の給与等は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。</p>	季別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人を増すごとに加算する額	夏季	19,200円	24,600円	36,500円	43,600円	55,200円	8,000円	冬季	31,800円	41,100円	57,200円	66,900円	84,300円	11,600円	季別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人を増すごとに加算する額	夏季	6,300円	8,400円	12,600円	15,400円	19,400円	2,700円	冬季	10,100円	13,200円	18,800円	22,300円	28,100円	3,700円
季別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人を増すごとに加算する額																																					
夏季	19,200円	24,600円	36,500円	43,600円	55,200円	8,000円																																					
冬季	31,800円	41,100円	57,200円	66,900円	84,300円	11,600円																																					
季別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人を増すごとに加算する額																																					
夏季	6,300円	8,400円	12,600円	15,400円	19,400円	2,700円																																					
冬季	10,100円	13,200円	18,800円	22,300円	28,100円	3,700円																																					
医療及び助産	<p>ア 医療</p> <p>(ア) 医療は、災害のため医療の途を失った者に対して、応急的に処置するものとする。</p> <p>(イ) 医療は、救護班によって行うものとする。ただし、急迫した事情がありやむを得ない場合においては、病院又は診療所（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）に規定するあん摩マッサージ指圧師、はり師若しくは</p>																																										

救助の種類	救助の程度、方法及び期間
医療及び助産	<p>は、きゅう師又は柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定する柔道整復師（以下「施術者」という。）を含む。）において、医療（施術者が行うことができる範囲の施術を含む。）を行うことができるものとする。</p> <p>(ウ) 医療は、次の範囲内において行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> a 診療 b 薬剤又は治療材料の支給 c 処置、手術その他の治療及び施術 d 病院又は診療所への収容 e 看護 <p>(エ) 医療のため支出できる費用は、救護班による場合は使用した薬剤、治療材料及び破損した医療器具の修繕等の実費とし、病院又は診療所による場合は国民健康保険診療報酬の額以内とし、施術者による場合は協定料金の額以内とする。</p> <p>(オ) 医療を実施できる期間は、災害発生の日から14日以内とする。</p> <p>イ 助産</p> <p>(ア) 助産は、災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失ったものに対して行うものとする。</p> <p>(イ) 助産は、次の範囲内において行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> a 分べんの介助 b 分べん前及び分べん後の処置 c 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給 <p>(ウ) 助産のため支出できる費用は、救護班等による場合は使用した衛生材料等の実費とし助産師による場合は慣行料金の100分の80以内の額とする。</p> <p>(エ) 助産を実施できる期間は、分べんした日から7日以内とする。</p>
被災者の救出	<p>ア 被災者の救出は、災害のため現に生命、身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者に対して捜索し、救出することによって行うものとする。</p> <p>イ 被災者の救出のため支出できる費用は、舟艇その他救出のため必要な機械・器具等の借上げ又は購入、修繕、燃料の経費として当該地域における通常の実費とする。</p> <p>ウ 被災者の救出を実施できる期間は、災害発生の日から3日以内とする。</p>
被災した住宅の応急修理	<p>ア 住宅の応急修理は、災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものとする。</p> <p>イ 住宅の応急修理の対象は、居室、炊事場、便所等日常生活に欠くことのできない部分とし、その修理のため支出できる費用は、1世帯当たり次に掲げる額以内とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) (イ)に掲げる世帯以外の世帯 706,000円 (イ) 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 343,000円 <p>ウ 住宅の応急修理は、現物をもって行うものとする。</p> <p>エ 住宅の応急修理は、災害発生の日から3月以内（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあつては、6月以内）に完了するものとする。</p>
生業に必要な資金の貸与	<p>ア 生業に必要な資金の貸与は、住家が全焼し、全壊し、又は流失し、災害のため生業の手段を失った世帯に対して行うものとする。</p> <p>イ 生業に必要な資金は、生業を営むために必要な機械、器具又は資材を購入するための費用に充てるものであって、生業の見込みが確実な具体的な事業計画があり、償還能力のある者に対して貸与するものとする。</p> <p>ウ 生業に必要な資金として貸与できる金額は、生業費1件当たり30,000円以内、就職支度費1件当たり1件につき15,000円以内とする。</p> <p>エ 生業に必要な資金の貸与は、災害発生の日から1月以内に完了しなければならない。</p> <p>オ 生業に必要な資金は、次の条件で貸与する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 貸与期間 2年以内 (イ) 利子 無利子 <p>カ 生業に必要な資金の貸与については、別途生活福祉資金貸付制度が設けられているので、この制度による資金の活用を図るものとする。</p>

救助の種類	救助の程度、方法及び期間									
学用品の 給与	<p>ア 学用品の給与は、住家の全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行うものとする。</p> <p>イ 学用品の給与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うものとする。 (7) 教科書 (イ) 文房具 (ウ) 通学用品</p> <p>ウ 学用品の給与のため支出できる費用は、次の額以内とする。 (7) 教科書代</p> <p>a 小学校児童及び中学校生徒 教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用している教材を給与するための実費</p> <p>b 高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材を給与するための実費</p> <p>(イ) 文房具及び通学用品費</p> <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>小学校児童</td> <td>1人当たり</td> <td>4,800円</td> </tr> <tr> <td>中学校生徒</td> <td>1人当たり</td> <td>5,100円</td> </tr> <tr> <td>高等学校等生徒</td> <td>1人当たり</td> <td>5,600円</td> </tr> </table> <p>エ 学用品の給与は、災害発生の日から教科書については1月以内、その他の学用品については15日以内に完了しなければならない。</p>	小学校児童	1人当たり	4,800円	中学校生徒	1人当たり	5,100円	高等学校等生徒	1人当たり	5,600円
小学校児童	1人当たり	4,800円								
中学校生徒	1人当たり	5,100円								
高等学校等生徒	1人当たり	5,600円								
埋 葬	<p>ア 埋葬は、災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行うものとする。</p> <p>イ 埋葬は、次の範囲内において、なるべく棺又は棺材等の現物をもって実際に埋葬を実施する者に支給するものとする。 (7) 棺（附属品を含む。） (イ) 埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。） (ウ) 骨つぼ及び骨箱</p> <p>ウ 埋葬のため支出できる費用は、1体当たり大人219,100円以内、小人175,200円以内とする。</p> <p>エ 埋葬は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。</p>									
死体の搜索	<p>ア 死体の搜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して行うものとする。</p> <p>イ 死体の搜索のため支出できる費用は、舟艇その他搜索のため必要な機械・器具等の借上げ又は購入、修繕、燃料の経費とし、当該地域における通常の実費とする。</p> <p>ウ 死体の搜索は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。</p>									
死体の処理	<p>ア 死体の処理は、災害の際死亡した者について死体に関する処理（埋葬を除く。）を行うものとする。</p> <p>イ 死体の処理は、次の範囲内において行うものとする。 (7) 死体の洗浄、縫合せ、消毒等の処理 (イ) 死体の一時保存 (ウ) 検案</p> <p>ウ 検案は、原則として救護班によって行うものとする。</p> <p>エ 死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるところによるものとする。 (7) 死体の洗浄、縫合せ、消毒等の処理のための費用は、1体当たり3,500円以内とする。 (イ) 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するために既存の建物を利用する場合は、当該施設の借上げに係る通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は、1体当たり5,500円以内とする。また、死体の一時保存にドライアイスの購入等の経費が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算する。 (ウ) 検案が救護班によることができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とする。</p> <p>オ 死体の処理は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。</p>									

救助の種類	救助の程度、方法及び期間
障害物の除去	<p>災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去</p> <p>ア 障害物の除去は、居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分又は玄関等に障害物が運び込まれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力では当該障害物を除去することができない者に対して行うものとする。</p> <p>イ 障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械・器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、市町内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均が138,700円以内とする。</p> <p>ウ 障害物の除去は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。</p>
救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費	<p>ア 救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出できる範囲は、次に掲げる場合とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 被災者の避難に係る支援 (イ) 医療及び助産 (ウ) 被災者の救出 (エ) 飲料水の供給 (オ) 死体の捜索 (カ) 死体の処理 (キ) 救済用物資の整理配分 <p>イ 救助のため支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする。</p> <p>ウ 救助のための輸送及び賃金職員等の雇用を認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間以内とする。</p>

実 費 弁 償		
1 災害救助法施行令（昭和22年政令第225号。以下「令」という。）第4条第1号から第4号までに規定する者の日当、時間外勤務手当及び旅費		
(1) 日当		
ア 医師及び歯科医師	1人1日当たり	22,600円以内
イ 薬剤師	〃	16,900円以内
ウ 保健師、助産師、看護師及び准看護師	〃	15,800円以内
エ 診療放射線技師、臨床検査技師及び臨床工学技士	〃	16,900円以内
オ 救急救命士	〃	14,700円以内
カ 歯科衛生士	〃	16,900円以内
キ 土木技術者及び建築技術者	〃	16,400円以内
ク 大工	〃	28,200円以内
ケ 左官	〃	26,700円以内
コ とび職	〃	25,700円以内
(2) 時間外勤務手当		
勤務1時間につき、当該日当の額に7.75分の1を乗じて得た額に100分の125（当該勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の150）を乗じて得た額とする。		
(3) 旅費		
職員の給与に関する条例（昭和28年静岡県条例第31号）第4条第1項第1号に規定する行政職給料表による5級の職務にある者の旅費の額に相当する額以内とする。		
2 令第4条第5号から第10条までに規定する者		
業者のその地域における慣行料金による支出実績に、手数料としてその100分の3の額を加算した額以内とする。		

※ 災害救助法が適用された場合の事務手続きについては、静岡県健康福祉部が作成する「災害救助の手引」に基づき処理するものとする。

資料5-2-2 罹災証明書

証明番号 第 号

罹災証明書

世帯主住所	
世帯主氏名	

罹災原因	
------	--

被災住家※の 所在地	
住家※の被害の 程度	
被害状況	

※住家とは、現実に居住(世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。)のために使用している建物のこと。(被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家)

住家以外の被害	
---------	--

上記のとおり、相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

袋井市長

資料5-3-1 市内公園所在地一覧表

令和5年4月1日現在

連番	No	公園名	所在地	面積(m ²)	種別	開設年月日
1	1	睦公園	睦町 13-1	2,576	街区	S45.10.8
2	2	栄公園	栄町 16-6	2,024	街区	S45.10.8
3	3	三門公園	三門町 10-1	924	街区	S45.10.8
4	4	山名公園	山名 5-8	721	街区	S45.10.8
5	5	泉公園	泉町 2-6	7,240	街区	S50.3.10
6	6	田町公園	田町 1-5	2,019	街区	S49.6.4
7	7	葵公園	葵町 1-6	2,327	街区	S49.6.4
8	8	旭公園	旭町 1-6	1,341	街区	S49.6.4
9	9	月見町南公園	月見町 1-10	776	街区	S49.8.26
10	10	月見町北公園	月見町 8-5	1,190	街区	S49.8.26
11	11	南町南公園	高尾 1522-53	1,303	街区	S43.12.17
12	12	南町北公園	高尾 1522-1	713	街区	S43.12.17
13	13	南町西公園	高尾 1559-8	809	街区	S43.12.17
14	14	清水公園	清水町 17	2,681	街区	S53.9.22
15	15	小川町西公園	小川町 19-2	1,403	街区	S53.9.22
16	16	小川町東公園	小川町 20	5,664	街区	S53.9.22
17	17	砂本公園	砂本町 10-1	1,330	街区	S53.9.22
18	18	愛野公園	豊沢 1727	129,000	総合	S56.10.30
19	19	和公園	方丈 1-1-2	1,627	街区	S61.8.4
20	20	育公園	方丈 4-4-1	3,630	街区	S61.8.4
21	21	新屋公園	新屋 3-6-1	2,739	街区	H1.9.25
22	22	天橋公園	新屋 1-3	2,775	街区	H1.9.25
23	23	堀越公園	堀越 2-1-1	14,889	近隣	H1.9.25
24	24	小鳩公園	堀越 5-18-5	3,007	街区	H1.9.25
25	25	メロン公園	広岡 155-1	7,139	緑地	H4.4.1
26	26	小笠沢川公園	上田町 267-1	4,733	緑地	H4.4.1
27	27	原野谷川スポーツ公園	新池 2083-2	55,539	緑地	H4.4.1
28	28	川井公園	川井 287-1	901	街区	H4.4.1
29	29	原野谷川緑道	高尾 2244	1,748	緑道	H4.4.1
30	30	原野谷川親水公園	愛野 3164-1	65,732	緑地	H5.4.1
31	31	袋井宿場公園	袋井 140-1	1,126	街区	H5.4.1
32	32	じぞう公園	下山梨 1-6-6	1,488	街区	H8.6.1
33	33	ひかり公園	下山梨 2-7-6	3,198	街区	H9.3.31
34	34	堀越久能緑道	堀越 3-13-1	2,568	緑道	H9.7.1
35	35	新池堀越緑道	川井 1418-10	2,961	緑道	H9.7.1
36	36	方丈新屋緑道	方丈 3-1-1	1,187	緑道	H9.7.1
37	37	田原緑地	新池 932	32,000	緑地	H10.3.31
38	38	高尾町公園	高尾町 19-3	2,243	街区	H11.3.31
39	39	菩提ふれあい公園	豊沢 427-7	4,216	緑地	H11.3.31
40	40	やまもも公園	可睡の杜 7-13	1,204	街区	H11.3.31
41	41	神長中央公園	神長 17-1	2,700	街区	H12.3.31
42	42	本町宿場公園	袋井 102-1	169	街区	H12.3.31
43	43	めだか公園	上山梨 1669-1	18,960	緑地	H13.3.31
44	44	虹のささやき公園	小山 1736-1	24,837	緑地	H13.3.31
45	45	かわせみ公園	深見 1425	21,514	緑地	H13.3.31
46	46	めぐみ公園	川井 1292-2	1,500	街区	H13.3.31
47	47	川井南公園	川井 853-2	1,500	街区	H13.3.31
48	48	神長南公園	神長 6	2,600	街区	H14.3.31
49	49	れんげ公園	葵町 3-4-8	820	街区	H14.3.31

連番	No	公園名	所在地	面積(m ²)	種別	開設年月日
50	50	広岡河川公園	広岡 1793-1	74,263	緑地	H14.3.31
51	51	小野田河川公園	愛野 2728-1	23,160	緑地	H14.3.31
52	52	神長北公園	神長 35-11	1,877	街区	H16.3.31
53	53	かおるはるおか公園	春岡 1-18	2,500	街区	H16.3.31
54	54	けやき公園	可睡の杜 36-6	1,041	街区	H16.3.31
55	55	くすのき公園	可睡の杜 42-19	1,149	街区	H16.3.31
56	56	可睡の杜公園	可睡の杜 9-22	18,360	近隣	H16.3.31
57	57	月見の里公園	上山梨 4-3-3	15,000	近隣	H16.4.29
58	58	かけはし公園	延久 809-2	16,741	緑地	H16.4.29
59	59	浅名ポケットパーク	浅名 942-1	950	街区	H15.4.1
60	60	諸井ポケットパーク	諸井 1938-2	1,466	街区	H15.4.1
61	61	諸井十二所公園	諸井 452-12	2,725	街区	H15.4.1
62	62	二瀬公園	中 1122	19,400	緑地	H15.4.1
63	63	あけぼのふれあい公園	愛野 1131-1	44,846	緑地	H18.3.14
64	64	諸井ちびっこ広場	諸井 1849	768	街区	H19.3.29
65	65	上石野公園	愛野南 1-29	3,818	街区	H19.3.29
66	66	天王森公園	上山梨 1-12-1	2,500	街区	H19.3.29
67	67	天神町西公園	天神町 3-9	2,200	街区	H19.11.7
68	68	天神町東公園	天神町 1-13	2,100	街区	H19.11.7
69	69	ねぎや西公園	愛野東 1-21-1	1,499	街区	H20.1.18
70	70	ねぎや中公園	愛野東 1-26-1	2,028	街区	H20.1.18
71	71	ねぎや東公園	愛野東 2-26	2,030	街区	H20.1.18
72	72	浅羽中央公園	浅羽 1644-1	6,651	街区	H21.4.1
73	73	豊沢の丘公園	豊沢 1055-1	13,633	近隣	H23.1.18
74	74	新池東公園	新池 3181	1,500	街区	H23.3.29
75	75	新池西公園	新池 3077	2,000	街区	H23.3.29
76	76	上貫名せせらぎ公園	広岡 3860	37,958	緑地	H23.3.31
77	77	鶴松公園	山科 2962-1	3,552	街区	H23.4.26
78	78	風見の森公園	岡崎 6635-4	29,509	緑地	H24.4.2
79	79	宇刈里山公園	宇刈 3193	57,709	緑地	H24.4.20
80	80	池の谷公園	愛野南 2-37	2,259	街区	H24.8.20
81	81	東野原公園	愛野南 3-23	2,894	街区	H24.8.20
82	82	西野原公園	愛野南 4-25	1,625	街区	H24.8.20
83	83	宮前公園	愛野南 4-42	1,042	街区	H24.8.20
84	84	掛之上ほのぼの公園	掛之上 22-1	2,470	街区	H26.3.31
85	85	上山梨おひさま公園	上山梨 5-8-7	1,001	街区	H30.3.6
86	86	みつかわ夢の丘公園	大谷 1149-240	184,775	街区	R5.1.23
87	1	上貫名農村公園	広岡 2957	1,785	農村	S60
88	2	延久農村公園	延久 312-1	588	農村	H2
89	3	山梨三沢農村公園	宇刈 926	2,502	農村	H2
90	4	馬ヶ谷農村公園	宇刈 1245	2,248	農村	H5
91	5	中村農村公園	宇刈 2205-1	2,340	農村	H6
92	6	大日農村公園	宇刈 2586-1	1,973	農村	H6
93	7	ふるさと農道ポケットパーク	岡崎 3001-1	73	農村	H14
94	8	不入斗農村公園	国本 944-1	817	農村	H14
95	9	浅羽西農村公園	中 410-5	2,425	農村	—
96	10	浅羽東農村公園	松原 750	2,900	農村	—
97	11	鳥羽野水辺の道ポケットパーク	中 900	274	農村	H18.5.18
98	12	東浅羽めだか公園	梅山 813	1,984	農村	H18.6.19
99	13	田原農村公園	松袋井 1237	4,759	農村	H19.3.22
100	1	宝野中部団地公園	豊沢 888-27	281	寄付	S54.10.9

連番	No	公園名	所在地	面積(m ²)	種別	開設年月日
101	2	堀越の丘公園	堀越 1654-21	1,540	寄付	H31.1.28
102	3	久能和光団地公園	旭町 2-15-10	87	寄付	S58.4.4
103	4	一色博多団地公園	宇刈 179-43	160	寄付	S59.3.3
104	5	川井北富士団地公園	川井 1173-25	304	寄付	S59.3.6
105	6	上町団地公園	上山梨 1617-19	130	寄付	S59.3.17
106	7	ぬくとんぼ公園	豊沢 1796-23	159	寄付	S62.7.15
107	8	フェニックス北公園	久能 2224-6	190	寄付	S63.12.28
108	9	フェニックス南公園	久能 2187-23	357	寄付	H1.4.25
109	10	サンライズ延久公園	延久 514-5	98	寄付	H2.12.19
110	11	三沢三洋団地公園	宇刈 753-9	57	寄付	H2.12.19
111	12	幸和小高公園	宇刈 673-13	69	寄付	H3.10.22
112	13	サニーヒル公園	久能 2865-23	241	寄付	H4.5.6
113	14	鷺巣下大和団地公園	鷺巣 497-12	102	寄付	H3.12.27
114	15	土橋小出団地公園	太田 110-3	143	寄付	H4.3.16
115	16	愛野セイユウ団地公園	愛野 1600-49	180	寄付	H4.6.16
116	17	鷺巣下千代田理研団地公園	鷺巣 404-6	447	寄付	H3.9.11
117	18	三沢丸中団地公園	宇刈 749-9	20	寄付	H4.8.5
118	19	久津部東協和公園	広岡 2553-19	134	寄付	S63.1.1
119	20	宇刈三沢幸栄団地緑地	宇刈 687-4	51	寄付	H6.12.2
120	21	鷺巣下オバタケイ団地公園	鷺巣 503-20	169	寄付	H4.11.2
121	22	サンライズ宇刈公園	宇刈 150-20	363	寄付	H5.8.23
122	23	鷺巣丸明団地公園	鷺巣 1325-16	599	寄付	H8.5.1
123	24	北町トヨタ団地公園	久能 2850-59	709	寄付	H8.5.16
124	25	北町トヨタ団地緑地	久能 2850-58ほか	667	寄付	H8.5.16
125	26	神長住宅団地公園	豊沢 1818-15	394	寄付	H6.5.27
126	27	萱間1公園	萱間 1426-30ほか	569	寄付	H7.7.11
127	28	萱間2公園	萱間 993-3ほか	623	寄付	H7.7.11
128	29	萱間緑地	萱間 993-1ほか	1557	寄付	H7.7.11
129	30	グリーンヒルズ袋井	鷺巣 888-13	583	寄付	H8.6.18
130	31	可睡の杜1緑地	可睡の杜 4-18	100	寄付	H9.10.6
131	32	可睡の杜2緑地	可睡の杜 9-13	97	寄付	H9.10.6
132	33	高尾台1号公園	高尾台 1547-223	575	寄付	H12.5.26
133	34	高尾台2号公園	高尾台 1547-217	1,959	寄付	H12.5.26
134	35	シャンパーク愛野公園	愛野 3124-65ほか	398	寄付	H14.2.5
135	36	バナタウン川井公園	川井 922-12	189	寄付	H14.3.7
136	37	山田川三立住宅公園	愛野 1874-42ほか	743	寄付	H14.8.30
137	38	三沢遠州木材公園	宇刈 698-6	241	寄付	H16.2.25
138	39	川井パナホーム公園	川井 931-9	110	寄付	H16.5.28
139	40	三沢村廻公園	山崎 5317-24ほか	169	寄付	H16.12.27
140	41	浅羽弥太井公園	浅羽 1142-42	1,124	寄付	S52.8.9
141	43	諸井山田公園	諸井 1357-17	149	寄付	S56.12.25
142	44	浅岡下米丸公園	浅岡 327-13	255	寄付	S60.9.12
143	45	浅羽原添公園	浅羽 2198-34	139	寄付	S62.6.20
144	46	梅山井沼公園	梅山 2359-24	555	寄付	S62.7.7
145	47	長溝東川原公園	長溝 738-42	550	寄付	S63.1.25
146	48	新堀若狭公園	新堀 644-8	151	寄付	S63.1.29
147	49	長溝東川原公園	長溝 455-5	147	寄付	S63.1.29
148	50	浅羽一色公園	浅羽一色 84-1	243	寄付	S63.5.10
149	51	諸井広重公園	諸井 353-34	331	寄付	S63.12.5
150	52	浅羽若宮公園	浅羽 1394-4	145	寄付	S63.12.17

連番	No	公園名	所在地	面積(m ²)	種別	開設年月日
151	53	諸井宮前公園	諸井 750-4	167	寄付	H1. 3. 20
152	54	浅羽井之間公園	浅羽 1956-5	111	寄付	H2. 12. 24
153	55	新堀字屋敷通公園	新堀 101-1	1, 134	寄付	H3. 7. 19
154	56	中字古淵公園	中 844-10	532	寄付	H5. 2. 19
155	57	富里字三ノ池公園	富里 2021	449	寄付	H5. 4. 8
156	58	富里字捨石公園	富里 1930-1	105	寄付	H5. 9. 26
157	59	新堀字北ハサマ公園	新堀 133-5	560	寄付	H6. 1. 11
158	60	浅名字村東公園	浅名 856-18	123	寄付	H7. 6. 5
159	61	諸井広重南公園	諸井 153-12	436	寄付	H15. 12. 25
160	62	宇刈前田公園	宇刈 179-56	74	寄付	H17. 6. 10
161	63	延久井ノ面公園	延久 642-13	110	寄付	H17. 12. 27
162	64	高尾川東公園	高尾 191-43	203	寄付	H18. 3. 14
163	65	浅羽平尾公園	浅羽 32-24	166	寄付	H18. 8. 11
164	66	愛野井守塚公園	愛野 3120-9	173	寄付	H18. 12. 27
165	67	愛野鷺ノ谷公園	愛野 3118-32	160	寄付	H19. 3. 30
166	68	太田道下公園	太田 418-11	71	寄付	H19. 8. 16
167	69	豊沢金山公園	豊沢 1838-36	125	寄付	H19. 11. 26
168	70	コスモスタウン公園	長溝 382-14	237	寄付	H20. 2. 5
169	71	サーラタウン久能公園	久能 1009-9	291	寄付	H20. 4. 17
170	72	久能逆サ川公園	久能 2099-25	374	寄付	H20. 11. 3
171	73	エコタウン高尾公園	高尾 179-7	400	寄付	H21. 7. 6
172	74	愛野志ツ出公園	愛野 2788-8	176	寄付	H22. 4. 30
173	75	久能松葉公園	久能 1379-6	80	寄付	H24. 2. 13
174	76	久能八反田公園 1	久能 1320-12	203	寄付	H24. 6. 12
175	77	久能八反田公園 2	久能 1320-32ほか	148	寄付	H24. 6. 12
176	78	シャンテアベニュー久能公園	久能 1318-21ほか	185	寄付	H25. 1. 18
177	79	久能医師住宅団地公園	久能 2370-8	205	寄付	H25. 8. 1
178	80	下地川原口公園	高尾 2620-28	396	寄付	H26. 3. 11
179	81	平字字川田公園	下山梨 1923-9	88	寄付	H26. 7. 23
180	82	菩提秋溝公園	豊沢 228-14	788	寄付	H26. 10. 30
181	83	宝野金山西公園	豊沢 1874-2ほか	106	寄付	H27. 2. 17
182	84	堀越郷堂公園	堀越 743-13	147	寄付	H28. 3. 15
183	85	小野田八幡街道公園	愛野 2850-24	989	寄付	H30. 1. 22
184	86	愛野さぎのや東公園	愛野 3108-33	256	寄付	H28. 11. 16
185	87	宝野金山中公園	豊沢 1884-20	127	寄付	H28. 12. 8
186	88	宝野金山東公園	豊沢 1884-21	131	寄付	H28. 12. 8
187	89	鷺巣宮下公園	鷺巣 767-11	103	寄付	H29. 3. 8
188	90	山科豊田公園	山科 3522-30	422	寄付	H29. 3. 13
189	91	久能宇田島西公園	久能 1828-14	119	寄付	H30. 3. 22
190	92	久能宇田島東公園	山科 1828-20	125	寄付	H30. 3. 22
191	93	鷺巣寺ノ谷公園	鷺巣 1000-9	902	寄付	H30. 11. 29
192	94	鷺巣大橋公園	鷺巣 647-12	284	寄付	H31. 3. 13
193	95	小野田古新畑公園	愛野 2684-9	791	寄付	R1. 12. 19
194	96	春岡天白公園	春岡 866-7	560	寄付	R2. 9. 8
195	97	豊沢金山南公園	豊沢 1953-2	175	寄付	R2. 9. 10
196	98	堀越なごみ公園	堀越 736-18	208	寄付	R2. 9. 15
197	99	下石野寺ノ前公園	愛野 1344-22	134	寄付	R2. 11. 2
198	100	堀越上川原公園	堀越 1684-59	268	寄付	R3. 2. 18
199	101	川井上八ツ木公園	川井 1383-20	273	寄付	R3. 3. 24
200	102	春岡天白西公園	春岡 858-26	390	寄付	R3. 6. 10
201	103	諸井東田西公園	諸井 1197-19	87	寄付	R4. 3. 10

資料5-3-2 指定緊急避難場所・指定避難所一覧

管轄 支部	施設			屋面積 (㎡)	収容人員 (人)	階数	指定緊急避難場所				指定 避難所	摘 要
	名称	住所	電話番号 (0538-)				洪水	土砂	地震	津波		
三川	三川コミュニティセンター (さんさん会館)	友永147	49-0393	709.33	118	2	○※1	○	○	○	○	
	三川小学校	友永38	48-6197	2960	493	3	○※1	○	○	○	○	
	三川幼稚園	友永113-1	48-6429	559	93	1	-	○	○	○	○	1階が洪水浸水想定区域内のため除外
宇刈	宇刈いきいきセンター	宇刈1121-1	49-3030	499.48	83	1	○	○	○	○	○	
	山梨こども園	春岡1-8-7	48-6145	2511.08	418	1	○	○	○	○	○	
	山名小学校	春岡684	48-6295	7057	1176	3	○	○	○	○	○	
上山 山梨	山名コミュニティセンター	上山梨4-3-1	49-3401	1458.19	243	2	○	○	○	○	○	
	月見の里学遊館	上山梨4-3-7	49-3400	6724.94	1120	2	○	○	○	○	○	
	周南中学校	下山梨1-1-1	48-6239	8162	1360	4	○	○	○	○	○	
今井	今井コミュニティセンター	太田687	43-3388	948.89	158	2	○※2	○	○	○	○	
	今井小学校	太田692	42-2950	3773	628	3	○※2	○	○	○	○	
	今井幼稚園	太田723-1	42-2951	621	103	1	-	○	○	○	○	1階が洪水浸水想定区域内のため除外
袋井北	静岡県温室農業協同組合 クラウンメロン支所	小山219	42-4146	1844	307	2	○	○	○	○	○	
	県立袋井商業高校	久能2350	42-2285	1820	606	4	○	○	○	○	○	
	若草こども園	堀越766-1	42-2027	1200	200	2	○	○	○	○	○	
川井	袋井北小学校	久能1580	42-3024	8588	1431	3	○	○	○	○	○	
	袋井北コミュニティセンター	久能1330-2	43-3387	1111.93	185	2	○※2	○	○	○	○	
	若葉こども園	久能1310	41-1717	1049	174	1	-	○	○	○	○	1階が洪水浸水想定区域内のため除外
袋井	袋井市総合体育館 (さわやかアリーナ)	久能1912-1	31-2070	4737	1579	2	○	○	○	○	○	
	袋井西小学校	川井442	42-3009	4776	796	4	○※2	○	○	○	○	
	袋井西幼稚園	川井568-1	42-7647	817	136	1	-	○	○	○	○	1階が洪水浸水想定区域内のため除外
袋井東	袋井西コミュニティセンター (彩雲館)	川井582	43-3304	1040.06	173	1	-	○	○	○	○	家屋倒壊等氾濫想定区域内のため除外
	袋井中学校	川井701	42-4155	8111	1351	4	○※2	○	○	○	○	武道館は家屋倒壊等氾濫想定区域内で鉄骨造のため除外
	袋井東幼稚園	国本2288	42-4091	812	135	1	-	○	○	○	○	1階が洪水浸水想定区域内のため除外
袋井東	袋井東小学校	広岡2317-1	42-2345	4250	708	3	○	○	○	○	○	
	袋井東コミュニティセンター (かつもく館)	広岡2506-1	43-3389	801.62	133	2	○	○	○	○	○	

管轄 支部	施設			屋内面積 (㎡)	収容人員 (人)	階数	指定緊急避難場所				指定 避難所	摘 要
	名 称	住 所	電話番号 (0538-)				洪水	土砂	地震	津波		
駅 前	天理教山名大教会	三門町7-1	42-4151	438	145	1	○	○	○	○	○	1階が洪水浸水想定区域内のため除外
	袋井南コミュニティセンター (南風館)	高尾754-1	43-3386	2155.86	359	2	○	○	○	○	○	
高 尾	袋井南小学校	高尾740	42-2185	6442.64	1073	3	○	○	○	○	○	
	旧袋井南保育所	高尾676-2	42-2547	591.32	98	1	○	○	○	○	○	
	旧袋井南幼稚園	愛野3082-2	42-5074	873	145	1	○	○	○	○	○	土砂災害警戒区域の鉄骨造のため除外
豊 沢 ・ 愛 野	袋井南中学校	愛野3110	42-3161	7127	1187	4	○	○	○	○	○	
	県立袋井高校	愛野2446-1	42-0191	2497	832	3	○	○	○	○	○	指定避難所は、体育館・柔剣道場・卓球場・植緑館。指定緊急避難場所は、運動場・体育館。
	小笠山総合運動公園	愛野2300-1	41-1800	25366	4227	6	○	○	○	○	○	指定避難所は、エコパルク、パルク。指定緊急避難場所は、パルク、駐車場。
	静岡理工科大学	豊沢2200-2	45-0111	1458	486	5	○	○	○	○	○	
	豊沢コミュニティセンター (豊沢ふれあい会館)	豊沢210-1	43-0900	568	94	1	○	○	○	○	○	
	県立袋井特別支援学校	高尾2753-1	43-6611	3027	1009	3	○	○	○	○	○	
高 南	高南コミュニティセンター (きぼう館)	上田町267-8	42-4224	809.52	134	2	○	○	○	○	○	
	袋井体育センター	上田町267-19	43-1790	1309.2	218	2	○	○	○	○	○	
	サンライフ袋井	上田町267-5	43-5051	749	124	2	○	○	○	○	○	
	高南小学校	上田町306-2	43-4593	5234	872	3	○	○	○	○	○	
	子育てセンターにじいろ	上田町267-31	67-8822	311.92	103	1	○	○	○	○	○	指定避難所は、遊戯室、ランチルーム
田 原	田原幼稚園	新池190-1	42-2918	473	78	1	○	○	○	○	○	1階が洪水浸水想定区域内のため除外
	田原農村総合管理センター	新池3078	44-6272	335.42	55	1	○	○	○	○	○	1階が洪水浸水想定区域内のため除外
浅 羽 北	浅羽東小学校	浅羽2800	23-6669	5481	913	3	○	○	○	○	○	
	浅羽東こども園	浅羽2617-1	23-3033	1387	231	1	○	○	○	○	○	
	浅羽北コミュニティセンター	浅羽2857	23-6099	809.6	134	1	○	○	○	○	○	
	浅羽北小学校	浅羽1322	23-3006	5565	927	2	○	○	○	○	○	
	浅羽北幼稚園	浅名41	30-0800	1143	190	1	○	○	○	○	○	
	メロープラザ	浅名1027	30-4555	3767.42	627	2	○※2	○	○	○	○	
	浅羽中学校	浅名822	23-3149	8360	1393	2	○※2	○	○	○	○	

管轄 支部	施設			屋内面積 (㎡)	収容人員 (人)	階数	指定緊急避難場所				指定 避難所	摘 要
	名 称	住 所	電話番号 (0538-)				洪水	土砂	地震	津波		
浅 羽 西	浅羽西幼稚園	長瀬873-1	23-3043	644	107	1	○	○	○	○	○	
	浅羽西コミュニティセンター	中410-1	23-2364	825.21	137	2	○	○	○	○	○	
笠 原	中速クリンセンター (サンサンラビーごおか)	岡崎6635-192	30-0530	277.1	92	3	○	○	○	○	○	
	風見の丘	岡崎6635-8	24-0345	249	83	1	○	○	○	○	○	
	岡崎会館	岡崎2525	23-5129	505	84	2	○	○	○	○	○	
	旧笠原保育所	岡崎567-1	-	439.02	73	1	○	○	○	○	○	
	笠原こども園	山崎5093-13	23-4121	115	19	1	○	○	○	○	○	
	笠原コミュニティセンター	山崎5093-5	23-2283	711.37	118	2	○	○	○	○	○	
	笠原コミュニティセンター プラザホール	山崎5093-5	23-2283	658.98	219	1	○	○	○	○	○	
	笠原小学校	山崎4822	23-4004	3386	564	3	○	○	○	○	○	
	浅羽東コミュニティセンター	梅山63-1	23-7470	704.87	117	1	-	○	○	○	○	1階が洪水浸水想定区域内のため除外
	浅羽南	浅羽南幼稚園	松原1793	23-2009	992	165	1	-	○	○	○	1階が洪水浸水想定区域内のため除外
	浅羽南小学校	西同笠148	23-2004	5722	953	3	○※2	○	○	○		
【合計】	63指定避難所			177576.97	32,147	-	-	-	-	-	63	
	64指定緊急避難場所			178449.97	32,292	-	51	63	63	63	64	

※1 1階が浸水想定区域内のため2階に避難。ただし家屋倒壊等氾濫想定区域内

※2 1階が浸水想定区域内のため2階に避難。

※ 収容人員 = 延床面積 (または床面積) ÷ 6㎡ (または3㎡) /人

資料5-3-3 指定緊急避難場所・指定避難所一覧(津波避難施設)

No.	施設		避難利用 屋内面積 (㎡)	収容 人員 (人)	階 数	避難場所 の高さ [海拔](m)	指定緊急避難場所					指定 避難 所	避難場所
	名称	所在地					洪水	土 砂	地 震	津 波	火 事		
1	アヴァンセ浅岡Ⅰ (共同住宅)	浅岡780-1	67	67	4	8.4[13.6]	-	-	-	○	-	-	2～4階通路
2	グレースパレー(共同住宅)	長溝471-1	19	19	3	8.2[11.7]	-	-	-	○	-	-	2、3階通路
3	(有) どんどこあさば	浅岡447	245	122	1	8.0[11.4]	-	-	-	○	-	-	屋上
4	サティナイン(共同住宅)	浅岡153	19	19	3	6.7[10.0]	-	-	-	○	-	-	2、3階通路
5	ステラハウス	浅岡257-1	62	62	3	9.4[11.9]	-	-	-	○	-	-	3階通路
6	和興フィルタテクノロジー (株)社宅	浅羽一色51-1	290	290	3	8.5[11.4]	-	-	-	○	-	-	屋上
7	SunnyMansion Ⅰ(共同住宅)	浅羽1247-2	45	45	4	8.7[11.2]	-	-	-	○	-	-	3、4階通路
8	SunnyMansion Ⅱ(共同住宅)	浅羽1247-1	57	57	4	9.3[11.8]	-	-	-	○	-	-	3、4階通路
9	NewSunnyMansion (共同住宅)	浅羽1242-2	24	24	3	8.7[11.2]	-	-	-	○	-	-	3階通路
10	浅羽支所	浅名1028	540	540	3	13.7[16.3]	-	-	-	○	-	-	屋上
11	日立Astemo(株)袋井工場	松原2601	918	918	2	9.5[11.9]	-	-	-	○	-	-	屋上デッキ
12	ユートピアマツバラ (共同住宅)	松原1553-1	55	55	4	7.7[10.1]	-	-	-	○	-	-	3、4階通路
13	きらりんタワー	松原1801-3	162	162	-	9.8[12.0]	-	-	-	○	-	-	タワーデッキ
14	日本ペットフード(株) 静岡工場	梅山2020	490	400	3	8.6[10.9]	-	-	-	○	-	-	3階会議室、 資材置場
15	遠州中央農業協同組合 浅羽支店	梅山38	500	500	2	8.7[11.0]	-	-	-	○	-	-	屋上
16	Mellowstyle(共同住宅)	湊72	20	20	3	8.3[11.1]	-	-	-	○	-	-	3階通路
17	(株)鈴木工務店(作業棟)	湊272-1	177	177	3	8.2[10.7]	-	-	-	○	-	-	工場棟屋上
18	湊東地区命山(湊命山)	湊557-1	1300	1300	-	7.2[10.0]	-	-	-	○	-	-	高台
19	湊西地区命山(江川の丘)	湊219-1	300	300	-	8.1[10.0]	-	-	-	○	-	-	高台
20	東海精機(株)(第2工場)	西同笠899-1	150	150	2	10.3[15.3]	-	-	-	○	-	-	屋上
21	KAMIYA(株)B棟	西同笠116-1	111	111	2	7.6[10.7]	-	-	-	○	-	-	屋上
22	東同笠・大野地区命山 (寄木の丘)	東同笠58	300	300	-	7.5[10.0]	-	-	-	○	-	-	高台
23	コニカミノルタケミカル (株)(事務所)	大野6909-9	86	86	2	8.0[12.4]	-	-	-	○	-	-	タワー、 事務所屋上
24	グループホーム松葉の家	大野2730-4	160	160	4	13.4[15.9]	-	-	-	○	-	-	屋上
25	ASTI(株)袋井工場	大野2754	600	600	2	9.5[11.9]	-	-	-	○	-	-	屋上
26	(株)ワコーフィルタ 工場B棟(旧実験棟)	中新田1245	200	200	1	7.0[10.5]	-	-	-	○	-	-	屋上
27	中新田地区命山 (きぼうの丘)	中新田315	400	400	-	7.5[10.0]	-	-	-	○	-	-	高台

資料5 - 3 - 4 避難所等設備関係一覧表

令和5年4月1日現在

管轄	施設名	本部・支部関係			避難所関係等					
		支部設置箇所	支部倉庫設置状況	非常用給水タンク(2m)	避難所指定	防災倉庫	投光機付発電機	耐震性貯水槽設置箇所(100m ³)	受水槽非常用蛇口	その他
駅前支部 高尾支部	袋井図書館	駅前支部	○(コンテナ)	○(ステンレス)			○(ハ ⁺ ルーン)	●(40m ³)		(電)1(事務室)
	袋井南コミュニティセンター(南風館)				○	○(コンテナ)	○(ハ ⁺ ルーン)	○		
	袋井南小学校	高尾支部	○(コンテナ)	○(アルミ)	○	○(コンテナ) ○(コンテナ小)	○(ハ ⁺ ルーン)	○	○(36t)	(フ) (電)2(事務室)
	旧袋井南幼稚園					●(簡易)	○(ハ ⁺ ルーン)			
	旧袋井南保育所			○(ステンレス)	○		○(ハ ⁺ ルーン)			
	天理教山名大教会				○	○(コンテナ)	○(ハ ⁺ ルーン)	●(40m ³)		
高南支部	高南小学校	高南支部	○(コンテナ)	○(アルミ)	○	○(コンテナ)	○(ハ ⁺ ルーン)	○	○(36t)	
	高南コミュニティセンター(きぼう館)				○	○(コンテナ)	○(ハ ⁺ ルーン)			
	袋井体育センター				○	○(コンテナ) <small>(袋井B&C海洋センター)</small>	○(ハ ⁺ ルーン)	○		
	サンライフ袋井				○	○(コンテナ)	○(ハ ⁺ ルーン)			
	(県)袋井特別支援学校				○	○(コンテナ)	○(ハ ⁺ ルーン)			
	子育てセンターにじいろ			○(ステンレス)	○	○(コンテナ)	○(ハ ⁺ ルーン)			
豊沢・愛野支部	袋井南中学校	豊愛支部	○(コンテナ)	○(アルミ)	○	○(コンテナ)	○(ハ ⁺ ルーン)	○	○(40t)	(電)1(事務室)
	(県)袋井高校				○	○(コンテナ)	○(ハ ⁺ ルーン)			(電)1(事務室)
	静岡理科大学				○	○(コンテナ)	○(ハ ⁺ ルーン)			
	(県)小笠山総合運動公園				○	○(コンテナ) <small>(3分団車庫)</small>	○(ハ ⁺ ルーン)	○(3分団車庫)		
	豊沢コミュニティセンター(豊沢ふれあい会館)				○	○(コンテナ)	○(ハ ⁺ ルーン)	●(40m ³)	○	
袋井支部	袋井中学校	袋井支部	○(プレハブ)	○(アルミ)	○	○(コンテナ)	○(ハ ⁺ ルーン)	○	○(48t)	
	袋井西コミュニティセンター(彩雲館)				○	○(コンテナ)	○(ハ ⁺ ルーン)	○(1分団車庫)		
川井支部	袋井西小学校	川井支部	○(プレハブ)	○(アルミ)	○	○(コンテナ) ○(コンテナ小)	○(ハ ⁺ ルーン)	○	○(15t)	(フ)
	袋井西幼稚園			○(ステンレス)	○	●(簡易)	○(ハ ⁺ ルーン)			(電)1(職員室)
袋井北支部	袋井北小学校	袋井北支部	○(コンテナ)	○(アルミ)	○	○(コンテナ) ○(コンテナ小)	○(ハ ⁺ ルーン)	○	○(20t)	(フ)
	若草子ども園			○(ステンレス)	○	●(簡易)	○(ハ ⁺ ルーン)			(電)1(事務室)
	袋井北コミュニティセンター				○	○(コンテナ)	○(ハ ⁺ ルーン)	○		
	若葉子ども園			○(ステンレス)	○	○(コンテナ)	○(ハ ⁺ ルーン)			
	(県)袋井商業高校				○	○(コンテナ) <small>(市民病院内)</small>	○(ハ ⁺ ルーン)			(電)1(事務室)
	総合体育館(さわやかアリーナ)				○	○(施設内)		○	○(19.2t)	
袋井東支部	袋井東小学校	袋井東支部	○(コンテナ)	○(アルミ)	○	○(コンテナ)	○(ハ ⁺ ルーン)	○	○(21t)	
	袋井東幼稚園			○(ステンレス)	○	○(コンテナ)	○(ハ ⁺ ルーン)	○		(電)1(職員室)
	袋井東コミュニティセンター(かつもく館)				○	○(コンテナ)	○(ハ ⁺ ルーン)	●(40m ³)		
今井支部	今井小学校	今井支部	○(コンテナ)	○(アルミ)	○	○(コンテナ) ○(コンテナ小)	○(ハ ⁺ ルーン)		○(8t)	
	今井コミュニティセンター				○	○(コンテナ)	○(ハ ⁺ ルーン)	○		
	今井幼稚園				○		○(ハ ⁺ ルーン)			(電)1(職員室)
	クラウンメロン支所				○	○(コンテナ)	○(ハ ⁺ ルーン)			
田原支部	田原幼稚園	田原支部	○(プレハブ)	○(ステンレス)	○	○(コンテナ)	○(ハ ⁺ ルーン)	●(60m ³)		(電)1(職員室)
	田原農村総合管理センター				○		○(ハ ⁺ ルーン)	●(40m ³)		

管轄	施設名	本部・支部関係			避難所関係等					
		支部設置箇所	支部倉庫設置状況	非常用給水タンク(2m ³)	避難所指定	防災倉庫	投光機付発電機	耐震性貯水槽設置箇所(100m ³)	受水槽非常用蛇口	その他
三川支部	三川小学校		○(コンテナ)	○(アルミ)	○	○(コンテナ) ○(コンテナ小)	○(パルーン)	○	○(10t)	
	三川幼稚園				○		○(パルーン)			(電)1(事務室)
	三川コミュニティセンター(さんさん館)	三川支部			○	○(コンテナ)	○(パルーン)	●(60m ³)		井戸
笠原支部	笠原小学校	笠原支部	○(プレハブ)	○(アルミ)	○	○(コンテナ) ○(コンテナ小)	○(パルーン)	○	○(6t)	
	笠原こども園			○(ステンレス)	○		○(パルーン)			(電)1(職員室)
	笠原コミュニティセンター				○	○(コンテナ)	○(パルーン)			(電)1(事務室)
	笠原コミュニティセンタープラザホール				○	○(施設内)	○(パルーン)			
	旧笠原保育所				○	○(コンテナ) (笠原児童館内)	○(パルーン)			(電)1(職員室)
	岡崎会館				○	○(コンテナ)	○(パルーン)	●(40m ³)		
	中遠クリーンセンター				○		○(パルーン)			
風見の丘				○	○(コンテナ) ○(コンテナ小)	○(パルーン)	□(プール)			
上山梨支部	山名コミュニティセンター	上山梨支部	○(物置タイプ)	○(ステンレス)	○	○(コンテナ)	○(パルーン)	○		
	旧はぐくみ跡地					○(コンテナ)	○(パルーン)	○		
	月見の里学遊館			○(ステンレス)	○	○(コンクリート)	○(パルーン)	□(プール)		(プ)、(電)1(事務室)
下山梨支部	周南中学校	下山梨支部	○(コンテナ)	○(ステンレス)	○	○(プール棟内)	○(パルーン)	○	○(20t)	(プ)
宇刈支部	山名小学校	宇刈支部	○(プレハブ)	○(アルミ)	○	○(コンテナ) ○(コンテナ小)	○	○	○(20t)	(プ)
	山梨こども園			○(ステンレス)	○	○(コンテナ)	○(パルーン)	●(40m ³)		(電)1(職員室)
	宇刈いきいきセンター				○	○(コンテナ)	○(パルーン)			
浅羽北支部	浅羽北コミュニティセンター	浅羽北支部	○(コンテナ)	○(ステンレス)	○	○(コンテナ)	投光機(大)	●(40m ³)		
	浅羽東小学校			○(ステンレス)	○	○(コンテナ)	○(パルーン)	○	○(30t)	
	浅羽北小学校			○(ステンレス)	○	○(コンテナ)	○(パルーン)	○		
	浅羽中学校			○(ステンレス)	○	○(コンテナ)	○(パルーン)	○	○(32t)	
	浅羽東こども園			○(ステンレス)	○	○(コンテナ)	○(パルーン)			(電)1(職員室)
	浅羽北幼稚園			○(ステンレス)	○	○(コンテナ)	○(パルーン)	●(40m ³)		
	メロープラザ				○	○(コンテナ) (支所駐車場)	○(パルーン)	○		
浅羽西支部	浅羽西コミュニティセンター	浅羽西支部	○(コンテナ)		○	○(コンテナ)	○(パルーン)	○		
	浅羽西幼稚園			○(ステンレス)	○	○(コンテナ)	○(パルーン)	●(40m ³)		(電)1(職員室)
浅羽東支部	浅羽東コミュニティセンター	浅羽東支部	○(コンテナ)	○(ステンレス)	○	○(コンテナ)	○(パルーン)	○		
浅羽南支部	浅羽南小学校	浅羽南支部	○(コンテナ)	○(ステンレス)	○	○(コンテナ)	○(パルーン)	○(循環式)	○(28t)	
	浅羽南幼稚園			○(ステンレス)	○	○(コンテナ)	○(パルーン)			(電)1(職員室)
本部	防災センター	本部設置	○(施設内)							耐震性貯水槽(40m ³)1基
	本庁		○(コンテナ)	○(アルミ)						耐震性貯水槽(100m ³)2基
	豊沢の丘防災広場・倉庫		○(拠点倉庫)							水道班資機材用倉庫3基、コンテナ倉庫1基
	田町倉庫		○(プレハブ)							
	東海アक्स看護専門学校		○(簡易)							投光機付発電機(1台)、毛布(200枚)
	袋井B&G海洋センター		○(コンテナ)							折り畳み棺桶(30台)、棺桶(7台)、納体袋(150枚)
	幸浦コミュニティセンター		○(コンテナ)							
	総合健康センター		○(コンテナ2基)							内、ボランティア用防災倉庫1基、耐震性貯水槽(40m ³)1基

その他 : (プ) = 浄化装置付きプール設置箇所、(電) = 特設公衆電話回線及び電話保管場所(H7.10設置)

資料5-3-5 支部等防災倉庫主要備品一覧表

令和5年4月1日現在

管轄	設置場所	ろ水機	非常用給水ポンプ(500ℓ)	ボリカク(20%)	テント	アークシート	発電機	太陽光発電装置(500ℓ/分)	燃料缶詰(1ℓ/缶)	仮設トイレ(ハンコック・ポータブル)	簡易トイレ用資材		リヤカー	毛布	担架	エアータレント	エアバブルンルン器	管轄避難所、備考	
											便器セット	ワタチナフタ							
駅前支部	高尾町公園	1	1	30	4	100	4	1	39	3	10	5	2	1	4		1	4	天理教山名教会
高尾支部	袋井南小学校	1	3	20	4	110	6	1	39					2	140		1	1	袋井南コミ、袋井南小、旧袋井南保
高南支部	高南小学校	1	2	10	3	110	1	1	39	5	4	2	1				1	6	高南小、高南コミ、袋井体育センター、袋井特別支援学校、サンライフ袋井、子育てセンターにじいろ
豊愛支部	袋井南中学校	1	1	10	4	115	4	1	39					1	3		1	5	袋井南中、袋井高、理工科大、エコパ、豊沢ふれあい会館
袋井支部	袋井中学校	1	2	10	4	110	3	1	39	1	6	2	2	1	150	1	1	2	袋井中、袋井西コミ
川井支部	袋井西小学校	1	2	10	4	109	6	1	39	1	2		2	1	50	4	1	2	袋井西小、袋井西幼
袋井北支部	袋井北小学校	1	1	10	3	110	6	1	39					2	100	6	1	6	袋井北小、若草こども園、袋井北コミ、袋井高、若葉こども園、総合体育館
袋井東支部	袋井東小学校	1	1	10	3	110	7	1	39					1	1		1	3	袋井東小、袋井東幼、袋井東コミ
田原支部	田原幼稚園	1	1	15	2	63	4	1	39				2	4	5		1	2	田原幼、農村総合管理センター
今井支部	今井小学校	1	2	10	4	125	3	1	39	2	6		2	1	3		1	4	今井小、今井コミ、今井幼、クラウンメロン支所
三川支部	三川コミュニティセンター(さんさん館)	1	2	10	4	105	3	1	39		6		2	1	2		1	3	三川小、三川幼、三川コミ
笠原支部	笠原小学校	1	2	10	2	110	2	1	39	4	4	2	2	1	42	1	1	8	笠原小、笠原こども園、笠原コミ、三ツ子防災センター(備前館兼7号*)、旧笠原保衛所、岡崎会館、中遠カントリー、風見の丘
上山梨支部	山名コミュニティセンター	1	1	4	3	110	4	1	39	1	5	3	2				1	2	山名コミ、月見の里学遊館
下山梨支部	周南中学校	1	3	20	4	95	5	1	39				2	3	2		1	1	周南中学校
宇刈支部	山名小学校	1	2	10	3	110	5	1	39		4		2	2	2		1	3	山名小、山梨こども園、宇刈いきいきセンター
浅羽北支部	浅羽北コミュニティセンター	1	1	10	2	100	1	1	39					1		1		7	浅羽北コミ、浅羽東小、浅羽北小、浅羽中、浅羽東こども園、浅羽北幼、メロコブラザ
浅羽西支部	浅羽西コミュニティセンター	1	1	10	2	230	3	1	39					1	10		1	2	浅羽西コミ、浅羽西幼
浅羽東支部	浅羽東コミュニティセンター	1	1	10	3	140	4	1	39					1	180	11	1	1	浅羽東コミ
浅羽南支部	浅羽南小学校	1	1	32	3	100	3	1	39					1	20	1	1	2	浅羽南小、浅羽南幼
本部	防災センター	8				707	2		19	2	28	19	8	5	170	3			土のう袋 1,100枚
	本庁(北駐車場)								24						20				応急危険度判定資機材一式、ヨウ素剤関連一式
	豊沢の丘防災倉庫				15	1,000	2		24	11	20	20		5,000	1				
	田町倉庫													50					多目的簡易テント 50張 かまどセット 5セット
	東海ガス看護専門学校										2	2	1	200					
	袋井臨海センター													881					折り畳み植箱(30台)、植箱(7台)、納体袋(150枚)
	幸浦コミュニティセンター			32							25								
	総合健康センター																		[社協災害ボランティア用資機材]
	合計	27	30	273	76	3,869	78	19	808	26	123	55	31	31	7,023	76	7	19	63

資料5-3-6(1) 避難所防災倉庫主要備品一覧表

令和5年4月1日現在

品目	7kg(1箱50食分)	おかゆ	毛布	間仕切り	非常用給水タンク(500ℓ)	発電機(パルソン発電機含む)	仮設トイレ ペナルティ エマージェンシー	簡易トイレ用資材			リヤカー	その他	対象避難所	
								便座(コード他)	薬剤(トイレット他)	ワンプチペーパー(シート)				
袋井南コミュニティセンター(南風館)	50	300	300	48	1	1	3	3	12	1	2		1 袋井南コミ	
袋井南小学校	60	400	180		1		3	18	38	6	4		2 袋井南小、旧袋井南保	
天理教山名大教会	40	400	140	40	1	2	2	7	3		1		1 天理教山名大教会	
高南小学校	20	200	170	52	1	2	3	10			4	3	エアテント 1	1 高南小
子育てセンターにじいろ	25	50	100	8	1	3		1	2					1 子育てセンターにじいろ
高南コミュニティセンター(さぼろ館)	25	150	440	48	1	1	3	3	4	1	1			1 高南コミ
袋井体育センター	20	100	100	80	1			6	5	1	1			1 袋井体育センター
サンライフ袋井	20	300	90	77	1	2	6	3	6	1	1			1 サンライフ袋井
(県)袋井特別支援学校	20	500	310	97	1	1		1	2					1 袋井特別支援学校
袋井南中学校	66	200	200	50	3		4	11	8	4	4			1 袋井南中
(県)袋井高校	46	200	150	8		2	4	8	2					1 袋井高校
小笠山総合運動公園(3分団車庫敷地)	72	300	250	64	1	1		5	3	1	2			1 小笠山総合運動公園
豊沢コミュニティセンター(豊沢ふれあい会館)	44	200	50	18		2	2	5	3		2			1 豊沢コミ
静岡理工科大学	66	200	250	36	1	1		3	1	1	2			1 理工科大
袋井中学校	70	600	230	94	1		2	7	3		2			1 袋井中
袋井西コミュニティセンター(彩雲館)	70	600	340	50	1	1	3	8	5	1	1			1 袋井西コミ
袋井西小学校	70	550	86		1		3	15	5	4	2	1	エアテント 1	2 袋井西小、袋井西幼
袋井北小学校	65	400	100	100		1	6	10	6		1			1 袋井北小
総合体育館(さわやかアリーナ)	100		900	44				10	10			18	マンホールトイレ	1 総合体育館
若草こども園	40	200	103		3	1		1	2					1 若草こども園
袋井北コミュニティセンター	155	400	78	52	3	2	12	11	3	4	3			1 袋井北コミ
若葉こども園	80	600	140	48	1	1		5	3	1	2			1 若葉こども園
(県)袋井商業高校(市民病院敷地)	80	600	100	102	1		2	7	3	2	2			1 袋井商業高(7kg7食50箱は病院用)
袋井東小学校	60	300	90	120	3		5	14	4	3	3	1	エアテント 1	1 袋井東小
袋井東幼稚園	20	200	540	50	1	2	3	6	2	1	1			1 袋井東幼
袋井東コミュニティセンター(さつもと館)	80	500	330	51	1	1	3	5	2	1	2			1 袋井東コミ
今井小学校	40	500	70	98	1	2	3	10	8	3	3			2 今井小、今井幼
今井コミュニティセンター	40		140	100	1	1	3	5	5	1	3			1 今井コミ
クワンモン支所	30	400	100	20	1	2	2	5	2		1			1 クワンモン支所
田原幼稚園	40	500	140	51	2		2	12	7	1	3			2 田原幼 農村総合管理センター
三川小学校	40	500	100	100	4		4	12	5	2	2			2 三川小、三川幼
三川コミュニティセンター(さんさん館)	20		180	48	1	5	4	8	6	2	3			1 三川コミ
笠原小学校	20	500	138	90	2	1	6	11	2	4	3			2 笠原小、笠原こども園
笠原コミュニティセンター	20	250	40	50	1	4	6	4	5	1	2			1 笠原コミ
笠原コミュニティセンター プラザホール			740	52	1	2					1			1 コミュニティ防災センター
旧笠原保育所(笠原児童館敷地)			450	48	1		3	2	2		5			2 旧笠原保 中遠クリーンセンター
岡崎会館	20	250	540		1		3	5	3	1	1			1 岡崎会館
風見の丘	60	500	300	48	1	2	2	6	6		2			1 風見の丘
山名コミュニティセンター			540	50	1	2	3				2		PWJ所有ハルンシエルト ター3セット	1 山名コミ
月見の里学遊館	60	450	80	11	2	1	6	8	4	2	3			1 月見の里学遊館
旧はぐくみ	50	400	540	50	1		2	2	2	1	2			
周南中学校	86	300	300	94	3		3	13	4	5	2			1 周南中
山名小学校	66	200	382	78			5	7	4	4	2			1 山名小
山梨こども園	66	200	200	50		3	3	3	3		2			1 山梨こども園
字刈いきいきセンター	68	200	500	56		1		3	2		2			1 字刈いきいきセンター
浅羽北コミュニティセンター	50	500	100	18		1	5	13	2		2			1 浅羽北コミ
浅羽東小学校	65	400	150	20		2		12	17		2			1 浅羽東小
浅羽東こども園	60	300	70	12		2	2	8	3		1			1 浅羽東こども園
浅羽中学校	65	600				2	和式、4 障害者用 男性用 10	3	1					1 浅羽中
浅羽北小学校	65	500	50	50		2	4	3	3		2			1 浅羽北小
浅羽北幼稚園	45	300	300	50		2	4	4	2		2			1 浅羽北幼
メロープラザ	45	350	200	100		2	4	3	4		2			1 メロープラザ
浅羽西コミュニティセンター	50	500	160	50			3	2			1			1 浅羽西コミ
浅羽西幼稚園	50	400	160	32		2	2	2	2		1			1 浅羽西幼
浅羽東コミュニティセンター	80	700	100	50			6	21			1			1 浅羽東コミ
浅羽南小学校	78	300	100	88		1	6	14	2	25	3			1 浅羽南小
浅羽南幼稚園	54	200	140	40	1	3	2	6	5		1			1 浅羽南幼
防災センター			(170)			(2)	(2)	(28)	(19)	(8)	(5)			
本庁(北駐車場)			(20)											
豊沢の丘防災倉庫	(440)	(3,100)	(5,000)	(24)		(2)	(11)	(20)	(20)					
田町倉庫			(50)											
東海アセス看護専門学校			(200)					(2)	(2)	(1)				遺体収容所
袋井B&G海洋センター														遺体収容所
幸浦コミュニティセンター			(881)					(25)						折り畳み箱(30台)、箱 箱(7台)、納体袋(150 枚)
総合健康センター														
合計()は除く	2,897	18,650	12,777	2,941	55	72	167	390	248	89	108			63 避難所

資料5-3-6(2) 避難所防災倉庫主要備品一覧表(新型コロナウイルス対策用)

令和5年4月1日現在

管轄	施設名	マスク		アルコール ジェル (500ML)	非接触型 体温計	マハガ 4.5L	マハガ 400ml	ワンダッ クテー ター	マスク (25m)	メジャー (50m)	コンパス ク (5m)	延長コ ード (5m)	ビニール 袋4L (100枚 入)	フェイス シールド	カッパ	冷風機	送風機	屋根付き ハーブ ション	簡易ベ ッド	キャン ペッド	手指消毒 液	
		普通	子供用																			
駅前支部	袋井南コミュニティセンター(南風館)	150	80	2	3	1	1	1	1	1	1	2	3	20	20			3	2	13	20	
		80	40	2	3	1	1	1	1	1	1	2	3	20	20				3	2	13	
高尾支部	袋井南小学校	150	80	2	3	1	1	1	1	1	1	2	3	20	20		6		3	2	13	
		100	50	2	3	1	1	1	1	1	1	2	3	20	20	2			3	2	13	20
高南支部	高南小学校	60	40	1	3	1	1	1	1	1	1	2	3	20	20		6		3	2	13	
		60	40	1	3	1	1	1	1	1	1	2	3	20	20				3	2	13	
高南支部	袋井体育センター	50	40	1	3	1	1	1	1	1	1	2	3	20	20				3	2	13	
		50	30	1	3	1	1	1	1	1	1	2	3	20	20				3	2	13	
高南支部	袋井特別支援学校	50	30		3	1	1	1	1	1	1	2	3	20	20				3	2	13	
		50	30	1	3	1	1	1	1	1	1	2	3	20	20	2			3	2	13	40
豊沢・愛野 支部	袋井南中学校	270	60	3	3	1	1	1	1	1	1	2	3	20	20		6		3	2	13	
		100	50	20	3	1	1	1	1	1	1	2	3	20	20				3	2	13	
袋井支部	静岡理工科大学	100	50	20	3	1	1	1	1	1	1	2	3	20	20				3	2	13	
		100	50	3	3	1	1	1	1	1	1	2	3	20	20				3	2	13	
袋井支部	小笠山総合運動公園	200	50	3	3	1	1	1	1	1	1	2	3	20	20				3	2	13	
		200	50	3	3	1	1	1	1	1	1	2	3	20	20				3	2	13	
袋井支部	豊沢ふれあい会館	200	100	3	3	1	1	1	1	1	1	2	3	20	20				3	2	13	
		170	80	3	3	1	1	1	1	1	1	2	3	20	20				3	2	13	20
川井支部	袋井西小学校	200	100	40	3	1	1	1	1	1	1	2	3	20	20		6		3	2	13	
		120	80	50	2	3	1	1	1	1	1	2	3	20	20	2			3	2	13	40
袋井北支部	袋井北小学校	200	60	50	3	1	1	1	1	1	1	2	3	20	20		6		3	2	13	
		100	50	30	3	1	1	1	1	1	1	2	3	20	20	2			3	2	13	
袋井北支部	若草子ども園	200	50	30	4	1	1	1	1	1	1	2	3	20	20				3	2	13	
		100	50	30	3	1	1	1	1	1	1	2	3	20	20	2			3	2	13	
袋井北支部	袋井商業高校	100	50	30	3	1	1	1	1	1	1	2	3	20	20				3	2	13	
		340	60	50	3	1	1	1	1	1	1	2	3	20	20				3	2	13	40
袋井東支部	袋井市総合体育館(さわやかアリーナ)	200	100	60	3	1	1	1	1	1	1	2	3	20	20				3	2	13	
		120	50	50	3	1	1	1	1	1	1	2	3	20	20	2		6	3	2	13	
袋井東支部	袋井東幼稚園	200	50	50	3	1	1	1	1	1	1	2	3	20	20				3	2	13	
		200	50	50	3	1	1	1	1	1	1	2	3	20	20				3	2	13	40
今井支部	今井小学校	100	70	50	2	1	1	1	1	1	1	2	3	20	20				3	2	13	
		100	70	50	2	1	1	1	1	1	1	2	3	20	20				3	2	13	
今井支部	今井幼稚園	100	50	50	1	1	1	1	1	1	1	2	3	20	20	2			3	2	13	
		70	50	30	1	1	1	1	1	1	1	2	3	20	20				3	2	13	20

管 轄	施設名	マスク		アルコール 消毒液 (500mL)	非接触型 体温計	アバウト 4.5L	アバウト 400ml	ワンタツ テーブル	マスマー (25m)	メジャー (50m)	コンベック ボックス (5m)	延長コー ド (5m)	ビニール 袋 (100枚 入)	フェイス シート	カッパ	冷風機	送風機	屋根付き パーラー シヨン	簡易ベッ ド	キヤンペ ット	手指消毒 液
		普通	小																		
田原支部	田原幼稚園	100	70	50	2	3	1	1	1	1	1	2	3	20	20	2		3	2	13	
	田原農村総合管理センター	60	50	40	1	3	1	1	1	1	1	2	3	20	20			3	2	13	20
	三川小学校	100	60	50	2	3	1	1	1	1	1	2	3	20	20		6	3	2	13	
三川支部	三川幼稚園	70	50	30	1	3	1	1	1	1	1	2	3	20	20	2		3	2	13	
	三川コミュニティセンター(さんさん館)	100	60	30	1	3	1	1	1	1	1	2	3	20	20			3	2	13	20
	笠原小学校	50	60	30	1	3	1	1	1	1	1	2	3	20	20		6	3	2	13	
笠原支部	笠原こども園	30	50	20		3	1	1	1	1	1	2	3	20	20			3	2	13	
	笠原コミュニティセンター	50	50	30	1	3	1	1	1	1	1	2	3	20	20			3	2	13	
	笠原コミュニティセンタープラザホール	30	50	20	1	3	1	1	1	1	1	2	3	20	20			3	2	13	
	旧笠原保育所	20	50	20		3	1	1	1	1	1	2	3	20	20			3	2	13	
	岡崎会館	20	50	20		3	1	1	1	1	1	2	3	20	20			3	2	13	
	中遠クリーンセンター	20	50	20		3	1	1	1	1	1	2	3	20	20			3	2	13	
	風見の丘	50	50	20	1	3	1	1	1	1	1	2	3	20	20			3	2	13	20
	山名コミュニティセンター	170	80	50	3	3	1	1	1	1	1	2	3	20	20			3	2	13	
上山梨支部	月見の里学遊館	200	100	100	3	3	1	1	1	1	1	2	3	20	20			3	2	13	40
	周南中学校	270	140	70	4	3	1	1	1	1	1	2	3	20	20		6	3	2	13	20
宇刈支部	山名小学校	370	120	50	4	3	1	1	1	1	1	2	3	20	20		6	3	2	13	
	山梨こども園	100	50	100	3	3	1	1	1	1	1	2	3	20	20	6		3	2	13	
	宇刈いきいきセンター	100	50	20	3	3	1	1	1	1	1	2	3	20	20			3	2	13	20
浅羽北支部	浅羽北コミュニティセンター	100	40	30	2	3	1	1	1	1	1	2	3	20	20			3	2	13	
	浅羽東小学校	150	50	30	2	3	1	1	1	1	1	2	3	20	20		6	3	2	13	
	浅羽北小学校	150	50	30	2	3	1	1	1	1	1	2	3	20	20		6	3	2	13	
	浅羽中学校	120	50	20	2	3	1	1	1	1	1	2	3	20	20		6	3	2	13	
	浅羽東こども園	100	40	40	2	3	1	1	1	1	1	2	3	20	20	2		3	2	13	
	浅羽北幼稚園	100	40	40	2	3	1	1	1	1	1	2	3	20	20	2		3	2	13	
	メロープラザ	100	50	30	3	3	1	1	1	1	1	2	3	20	20			3	2	13	40
浅羽西支部	浅羽西コミュニティセンター	200	100	50	3	3	1	1	1	1	1	2	3	20	20			3	2	13	
	浅羽西幼稚園	120	80	40	2	3	1	1	1	1	1	2	3	20	20	2		3	2	13	20
浅羽東支部	浅羽東コミュニティセンター	270	160	80	4	3	1	1	1	1	1	2	3	20	20			3	2	13	20
	浅羽南小学校	250	100	50	3	3	1	1	1	1	1	2	3	20	20		6	3	2	13	
浅羽南支部	浅羽南幼稚園	120	80	100	3	3	1	1	1	1	1	2	3	20	20	2		3	2	13	40
	防災センター	280	100	50	1	11	7	7	7	7	7	14	21	240	240						
本部	豊沢の丘防災広場・倉庫	8,160	4,160	2,800	139	200	70	70	70	70	70	140	210	1,500	1,500	32	96	210	140	860	700
合 計																					

資料5-3-7 自主防災組織貸与品一覧表

令和5年4月1日現在

可搬式消防ポンプ（C1級）・・・・・・・・総貸与171台
緊急用浄水装置・・・・・・・・総貸与164台

資料5-3-8 応急仮設住宅建設候補地

1 周南中学校区

令和5年4月1日現在

番号	施設名	地名地番	優先順位	建設予定面積	建設戸数
1	月見の里公園	上山梨4-3-3	A	7,645	44
2	三川さんさん公園	友永141	A	4,000	40
3	宇刈里山公園	宇刈3193	A	3,000	30
4	山名小学校	春岡684	B	5,200	52
5	周南中学校	下山梨1-1-1	B	3,800	38
6	三川小学校	友永38	B	3,400	32
7	山梨三沢農村公園	宇刈926	B	2,307	16
8	三川コミュニティセンター	友永147	B	2,300	23
9	三川地区コミュニティ広場	友永147	B	2,175	16
10	今井小学校	太田692	B	2,200	22
11	上町多目的広場	上山梨1288-13	B	1,910	16
12	山名コミュニティセンター	上山梨4-3-1	B	1,800	18
13	三川幼稚園駐車場	友永113-1	B	1,700	16
14	ひかり公園	下山梨2-7-6	B	1,400	12
15	中村農村公園	宇刈2205-1	B	1,400	12
16	山梨こども園駐車場	春岡1-8-7	B	1,100	12
17	月見の里駐車場	上山梨4-3-7	B	1,050	12
18	馬ヶ谷農村公園	宇刈1245	B	1,900	16
合計	18箇所			48,287	427

2 袋井中学校区

番号	施設名	地名地番	優先順位	建設予定面積	建設戸数
1	袋井浄化センター	新池880-1	A	19,024	190
2	田原緑地	新池932	A	7,661	84
3	堀越公園西側グラウンド	堀越2-1-1	A	7,178	60
4	袋井東地区コミュニティ広場	広岡2506-1	A	5,280	36
5	田原農村公園	松袋井1237	A	4,200	36
6	泉公園	泉町2-6	A	3,641	32
7	袋井市総合体育館	久能1912-1	A	4,900	49
8	袋井東小学校	広岡2317-1	B	5,500	55
9	袋井北地区コミュニティ広場	久能1330-2	B	3,536	24

番号	施設名	地名地番	優先順位	建設予定面積	建設戸数
10	袋井中学校	川井701	B	3,100	30
11	小鳩公園	堀越5-18-5	B	2,710	16
12	袋井西小学校	川井442	B	2,500	28
13	袋井北小学校	久能1580	B	2,400	24
14	育公園	方丈4-4-1	B	1,952	12
15	袋井市役所広場	新屋1丁目1-1	B	1,600	16
16	新屋公園	新屋3-6-1	B	1,500	14
17	葵公園	葵町1-6	B	1,400	16
18	上貫名農村公園	広岡2957	B	1,300	12
19	市営住宅田町団地空地	田町1丁目8-7	B	900	10
20	不入斗農村公園	国本944-1	B	600	10
合計	20箇所			80,882	754

3 袋井南中学校区

番号	施設名	地名地番	優先順位	建設予定面積	建設戸数
1	愛野公園Aゾーン(野球場)	愛野1727	A	11,700	120
2	小川町東公園	小川町20	A	3,300	38
3	愛野公園Aゾーン(テニス)	豊沢1727	A	2,650	30
4	袋井南中学校	愛野3110	B	6,000	60
5	高南小学校	上田町306-2	B	4,200	42
6	愛野公園Bゾーン(広場)	豊沢1727	B	3,350	26
7	袋井南小学校	高尾740	B	3,000	30
8	菩提ふれあい公園	豊沢427-7	B	1,900	22
9	高南コミュニティセンター	上田町267-8	B	1,700	17
10	袋井南コミュニティセンター	高尾754-1	B	1,600	16
11	栄公園	栄町16-6	B	1,300	14
12	東野原公園	愛野南3-23	B	1,200	12
13	高尾台2号公園	高尾台1547-217	B	950	10
14	ねぎや西公園	愛野東1-21-1	B	850	10
15	豊沢コミュニティセンター	豊沢210-1	B	750	14
合計	15箇所			44,450	461

4 浅羽中学校区

番号	施設名	地名地番	優先順位	建設予定面積	建設戸数
1	浅羽北多目的運動広場	浅羽2440	A	9,400	96
2	アクアパークあさば	梅山1111	A	7,557	75
3	笠原地区コミュニティ広場	岡崎2244-1	A	7,268	68
4	浅羽西多目的運動広場	中410-2	A	5,462	44
5	浅羽東多目的運動広場	松原452	A	5,378	64
6	浅羽中学校	浅名822	B	9,200	92
7	浅羽東小学校	浅羽2880	B	4,000	44
8	浅羽北小学校	浅羽1322	B	3,600	36
9	笠原小学校	山崎4822	B	3,600	36
10	浅羽南小学校	西同笠148	B	3,200	32
11	諸井十二所公園	諸井452-12	B	2,200	20
12	梅山ふれあい広場	梅山129	B	2,000	20
13	メロープラザ	浅名1027	B	2,000	20
14	浅羽東農村公園	松原750	B	1,500	15
15	諸井ゲートボール場	諸井216	B	1,500	15
16	岡崎スポーツ公園	岡崎2068-3	B	1,500	16
17	笠原コミュニティセンター	山崎5093-5	B	1,300	12
18	豊住ゲートボール場	豊住343-1	C	900	9
19	柏木ゲートボール場	山崎3596-20	C	900	8
20	西ヶ崎ゲートボール場	西ヶ崎2400	C	800	8
21	浅羽コミュニティー広場利用	浅羽1642-1	C	700	7
22	諸井ちびっこ広場	諸井1849	C	500	4
23	新堀字屋敷通公園	新堀101-1	C	500	5
合計	23箇所			74,965	746

※ 建設予定面積は、静岡県の基準に基づき1戸あたり100㎡(駐車場1台付)で算定
 ※ 応急仮設住宅の戸数を多く確保でき、平常時の利用において影響が少ない候補地から着手することを基本とする。

- A 概ね30戸以上の建設が可能で、学校以外の候補地
- B 10戸以上の候補地(学校含む)
- C 10戸未満の候補地

資料5-3-9 遺体収容施設

令和5年4月1日現在

番号	施設名	所在地	建物等	用途	面積 (㎡)	備考
1	東海アクシス看護専門学校	上田町 267-30	体育館	遺体収容	925.87	
			北校舎学生ホール	職員休憩所兼遺族待機所	213.10	
			駐輪場	受付・検視前遺体収容	333.82	

資料5-3-10 災害ボランティア宿营地

令和5年4月1日現在

番号	施設名	所在地	種別	広さ	備考
1	旧袋井市民病院看護師宿舎	久能2515-1	建物	6畳×1K×20室	
2	袋井市総合健康センター	久能2515-1	建物	第1会議室(152㎡)	
3	袋井市協働まちづくりセンター 「ふらっと」	方丈 3-5-11	建物	小会議室(10人収容) 和室(8畳)	
4	遠州中央農業協同組合袋井支店	久能1385	駐車場	660㎡	
5	遠州中央農業協同組合浅羽北支店	浅名1053	駐車場	200㎡	

※宿营地は災害の状況等により開設する場所が異なる場合があります。

資料5-4-1 袋井市医療救護計画 (抜粋)

(2) 対象者の区分
医療救護の対象者を次のとおり区分する。

重症患者	生命を救うため、直ちに手術等入院治療を必要とする者
中等症患者	多少治療の時間が遅れても、生命に危険はないが、入院治療を必要とする者
軽症患者	上記以外の者で医師の治療を必要とする者

3 医療救護施設の区分

医療救護施設を次のとおり区分する。

区分	指定権者	主な機能
救護所	市長	<ul style="list-style-type: none"> 重症患者・中等症患者の応急処置 軽症患者の受入れ及び処置
救護病院	市長	<ul style="list-style-type: none"> 重症患者及び中等症患者の受入れ及び処置 重症患者の災害拠点病院への搬送及び広域医療搬送への対応
災害拠点病院	県知事	<ul style="list-style-type: none"> 重症患者の受入れ及び処置 DMA T (※) 等医療チーム受入れ 広域医療搬送への対応 DMA T 派遣 地域の医療機関への応急用資器材の貸出し <p>※ DMA T 災害時に被災者の生命を守るため、災害発生直後 (概ね 48 時間以内) に活動を開始できる機動性を持った、専門的な研修・訓練を受けた災害派遣医療チーム。</p>

4 医療救護期間の区分

医療救護期間を次のとおり区分する。

区分は目安であり、各区分の期間は災害の規模等により変動する。

フェーズ	区分	期間
I	超急性期	災害発生～概ね 48 時間
II	急性期	3 日目～1 週間
III	亜急性期～中長期	1 週間～1 か月

袋井市医療救護計画 (抜粋)

第1 医療救護計画の位置付け

この計画は、「災害対策基本法」第42条の規定により、袋井市域に係る防災対策の大綱を定めた「袋井市地域防災計画」のうち、医療救護活動に係る事項の個別計画である。

第2 医療救護計画策定の目的

- 1 予想される南海トラフ巨大地震等の大規模災害から、地域住民の生命、健康を守るため、本市の医療救護体制を確立する。
- 2 重大な交通事故、列車事故及び航空機事故等の大規模事故や、台風、局地的な豪雨等の風水害をはじめとする局地災害にも対応する。

第3 医療救護計画の基本的な考え方

1 関係者の役割

地域住民、市、県、関係団体及び医療救護施設等が、災害時の各自の役割をあらかじめ把握し、発災時には相互連携の上、迅速かつ円滑に医療救護活動を実施する。

(1) 地域住民の役割

地域住民は、「自らの命は自ら守る、自らの地域は皆で守る」を基本として、家庭救護及び自主防災隊による相互互助体制を確立する。

(2) 市の役割

市は、地域住民の生命、健康を守るため、市医療救護計画に基づき医療救護体制を確立し、大規模災害時に地域住民の協力の下、医療救護活動を実施する。

(3) 県の役割

県は、国及び他の都道府県と連携し、県が委嘱する災害医療コーディネーター及び災害事業コーディネーター等の協力の下、市単独では対応できない広域的な医療救護活動を実施する。

(4) 関係団体等との連携

市は、県並びに医師会、歯科医師会、薬剤師会、病院協会、看護協会等の医療関係団体 (以下「医療関係団体」という。) 及び関連病院と密接に連携し、医療救護活動を実施する。

2 医療救護の対象者及び区分

- (1) 医療救護の対象者
 - A 災害による負傷者を主な対象者とする。
 - I 医療機関自らの被災等により、転院を必要とする入院患者等も対象者とする。
 - U 人工透析患者、人工呼吸器装着者等の難病患者及び妊産婦、新生児、また、直接災害に起因しない救急患者等も対象者とする。
 - E 災害時における異常な状況下において、ストレスによる情緒不安定や精神疾患等の症状が認められる者も対象者とする。
 - オ ウ、エについての具体的な対応は、別に定める。

便性等などを総合的に判断して、当該管理者とあらかじめ協議の上、【資料2・3・4】のとおり救護所を指定する。

なお、災害時における救護所の開設については、被害の状況等に応じて柔軟に対応するものとする。

イ 設置場所及び施設設備等

(ア) 救護所は、原則として気象条件の影響を受けにくい屋内施設に設置する。

なお、やむを得ない場合はテント等を設置し、救護所とすることも検討しておく。また、耐震性が確保されている施設に設置する。(「耐震性が確保されている施設」とは、新耐震基準(昭和56年)で建設された建物及び昭和56年以前の建物であって耐震補強工事済みの建物(Is値0.6以上)をいう。

(イ) 救護所として指定した施設が被害を受け、救護所機能を果たすことができないう場合は、救護所機能を、近隣の市災害対策本部支部設置場所または避難所として指定した学校等に移すことができる。

(ウ) 市は、救護所を設置する施設の被災や、救護病院、災害拠点病院への軽症患者の集中なども懸念されることから、必要に応じて近隣の広場等を確保し、救護所として使用することも検討しておく。

(エ) 市は、救護所設置場所について、定期的な救護所設置運営訓練の実施等による住民への事前周知に努めるとともに、災害時は救護所開設情報の速やかな周知に努める。

(オ) その他、救護所の施設整備にあたっては、次の項目について留意する。

救護所施設整備留意事項	
1	建物周辺の安全確保
2	建物が使用できない場合のテントの設置場所の確保
3	給水の確保
4	排水路の確保
5	非常電源及び燃料の確保
6	照明の確保
7	空調、換気の確保
8	駐車場の確保
9	患者搬入出動線の確保
10	トリアージエリア、患者収容スペースの確保
11	応急的な遺体安置スペースの確保
12	資器材収納倉庫の確保
13	衛生面の確保

5 県全体の災害医療体制
フェーズ区分に応じた県全体の災害医療体制については、【資料1】のとおりである。

6 災害時の情報把握

(1) 通信手段

災害時に適切、迅速な医療救護活動を実施するためには、情報を得るための通信手段が不可欠である。

市、医療救護施設及び関係団体の通信手段は、デジタル地域防災無線及び一般電話を主とする。

(2) 情報システム

医療救護活動において、市、県及び医療救護施設が主に使用する情報システムは、ふじのくに防災情報共有システム(FUJISAN)及び広域災害救急医療情報システム(EMIS)である。

どちらもインターネット上のシステムであるため、市、県及び医療救護施設は、衛星インターネット回線の確保に努めるとともに、情報を入力する複数の担当者を事前に定めておき、入力内容や操作方法などの研修、訓練を行うこととする。

名称	入力者	主な機能
ふじのくに防災情報共有システム(FUJISAN)	市 県	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 救護所開設状況把握 ◇ 医療救護支援要請 ※ 医療救護以外にも道路・避難所等多数の情報を共有。
広域災害救急医療情報システム(EMIS)	医療機関 県	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 医療救護施設の災害医療情報集約及び全国での情報共有 ※本県は「医療ネットワーク」経由で入力 ◇ DMA T活動状況把握(DMA T管理) ◇ 広域医療搬送患者情報把握(MA T T S)

7 研修、訓練の実施

市、県、医療救護施設及び医療関係団体は、本計画に基づく医療救護体制を強化推進し、実効性を確保するため、災害医療に関する研修や医療救護に関する実動訓練、図上訓練等を、関係機関と連携の上、継続的に実施する。

第4 医療救護計画の内容

1 医療救護施設

(1) 救護所
ア 指定

市は、市災害対策本部・支部設置場所または避難所として指定した学校や公共施設等の中から、地域性や想定される傷病者数及び避難者数、津波による浸水被害等を考慮し、必要数、医療救護活動に必要な広さ、傷病者や資器材搬送の利

ウ 救護所の主な機能

市は救護所を【避難所併設型】救護所とする。避難所に併設して設置し、急性期はトリアージ・応急処置等が中心となる。避難生活の長期化による被災者の医療ニーズ対応(慢性疾患・健康管理等)を行う場合もある。

	フェーズⅠ	フェーズⅡ	フェーズⅢ	医療救護期間終了後
	超急性期 災害発生～概ね48時間	急性期 3日目～1週間	亜急性期～中長期 1週間～1か月	長期 1か月～
想定される被害想定(被害状況等により変化)	<ul style="list-style-type: none"> 建物の倒壊や火災等により、多数傷病者が発生 多数傷病者が医療機関に搬送されるが、ライフラインや交通機関が途絶し被災地外からの受入れが少くない状況 	<ul style="list-style-type: none"> 被害状況が少く、ライフライン等が復旧し始め、人的物的支援の受入体制が徐々に確立されている状況 	<ul style="list-style-type: none"> 地域医療やライフライン機能が徐々に回復している状況 	<ul style="list-style-type: none"> 避難生活が長期化しているが、ライフラインがほぼ復旧して、地域の医療機関や薬局が徐々に再開している状況 救護所がほぼ再開され、通常診療がほぼ再開されている状況
想定される医療ニーズ	外傷治療・救命救急		慢性疾患・健康管理等	
想定される応援派遣チーム	DMAT等		日赤救護班、DMAT、各都道府県編成医療チーム等	
救護所設置場所 ・袋井南…高南小 ・袋井西…袋井西小 ・袋井北…袋井北小 ・袋井東…袋井東小 ・峠山北…こまなここどもセンター ・緑野…緑野こまなここどもセンター ・浅羽南…浅羽南小	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> (多数傷病者対応) ・トリアージ ・応急処置 ・搬送手配 ・医療機関の負担軽減(診療機能の確保)等 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 状況に応じて閉鎖(集約化) 集約化等による診療機能の提供 平常時の医療体制へ徐々に以降→通常診療の再開 ●診療機能の確保(医療機関の負担軽減) ●他の救護所からの傷病者の受入れ・処置等 ●慢性疾患対応、健康管理等 ●医療従事者等の参集拠点、関係者による定例ミーティングの実施等 </div>	状態に応じて閉鎖(集約化) 集約化等による診療機能の提供 平常時の医療体制へ徐々に以降→通常診療の再開 ●診療機能の確保(医療機関の負担軽減) ●他の救護所からの傷病者の受入れ・処置等 ●慢性疾患対応、健康管理等 ●医療従事者等の参集拠点、関係者による定例ミーティングの実施等	

エ 役割

- (ア) 医療救護対象者の重症度・緊急度の判定・選別(トリアージ)
 - (イ) 必要に応じた重症患者及び中等症患者に対する応急処置
 - (ウ) 軽症患者の受入れ及び処置
 - (エ) 重症患者及び中等症患者の救護病院及び災害拠点病院等への搬送手配
 - (オ) 死亡確認及び遺体搬送の手配
 - ※ なお、救護所においては傷病者の収容(全身管理を伴う入院治療を行うこと)は基本的に行わないが、傷病者への初期評価と可能な範囲での処置等を実施することに留意する。
- オ 運営指針
- (ア) 救護所運営管理者
救護所運営のうち、施設運営については、施設管理者の協力を得て市が管理する。また、診療運営については医師が管理する。なお、歯科医療に関する部分には、歯科医師が管理する。診療運営管理者は、市災害対策本部の指示により、医療救護活動(巡回診療を含む。)を行う。
 - (イ) 医療救護活動体制
 - a) 救護所の医療救護活動は、原則として、医師1人、薬剤師1人、災害時看護ボランティア(看護師等)2人、業務調整員(事務職員等)1人の5人を1チームとする医療チーム単位で行う。
なお、チーム編成に当たっては、実情に応じた配置計画により柔軟に対応できるものとする。また、医療救護活動は24時間体制とし、交代制で活動できるように、配慮する。
 - b) 市は、災害時において、必要に応じて災害医療コーディネーター等と連携し、人的・物的支援など各救護所の運営に不均衡が生じないように、医療救護活動が継続的かつ計画的に行われているか確認するとともに、救護所の設置数や医療救護活動の状況から、集約化を含めた救護所の閉鎖時期の決定などについて検討を行うことに留意する。
 - c) 救護所における医療救護活動と避難所における保健活動は密接に関係するため、市は救護所における医療従事者と避難所における保健師等との情報共有に努める。
 - (ウ) 医療従事者の配置
市は、医療関係団体と締結している「災害時の医療救護活動に関する協定」に基づき、医療従事者(医師・歯科医師・薬剤師)が医療救護活動を実施する。救護所の配置について、医療関係団体とあらかじめ協議のうえ、【資料5・6・7】のとおり定める。
また、災害時看護ボランティアが医療救護活動を実施する救護所の配置については、市が別に定める。
市は、救護所で医療救護活動を行う看護ボランティア等の確保に努める。

- (エ) 救護所の設備及び資器材
救護所の設備及び資器材は、【資料8】のとおりとする。
- (オ) 医薬品等の確保
医療救護活動に必要な医薬品等については、小笠袋井薬剤師会等と連携し、確保に努める。
救護所関係者と連携し、備蓄する医薬品等の種類、数量を検討し、備蓄医薬品等を定期的に更新する。
市はあらかじめ備蓄していた医薬品等が不足した際は、医薬品卸業者等や県方面本部に供給要請を行う。なお、平時からの供給要請を行う災害薬事コーディネーターを活用した体制整備を図る。
- (カ) 災害発生時の初動体制
市職員及び医療従事者は、次の参集基準に基づき、救護所設置場所に迅速に参集し、救護所を設置する。
なお、救護所運営の実際については、別に定める「災害対応マニュアル」に基づき対応する。

市 職 員	袋井市災害対策本部運営要領別表3のとおり
医療従事者 (医師・歯科医師・薬剤師・ 災害時看護ボランティア)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本市内で震度6弱以上(気象庁発表)が観測された時 ・ その他の場合は、災害時の医療救護活動に関する協定書で定めるとおり(災害時看護ボランティアについても当該協定書の規定に準じる)

(キ) 救護所開設状況の報告

- 市は、災害時に開設した救護所の状況を把握し、医療従事者参集基準状況や患者受入可否等をふじのくに防災情報共有システム(FUJISAN)に入力することで、県西部方面本部に報告する。
なお、FUJISANが使用できない場合は、防災行政無線等、他の通信手段で要請する。(「県大規模地震に関する情報及び広報活動実施要領(以下「県情報・広報要領」という。))」様式332-1(P24)を使用)
- (ク) 医療救護活動に必要な措置の要請
災害時において、救護所管理者は、医療チームの派遣等、救護所における医療救護活動に必要な措置について市災害対策本部に要請する。
市は、要請への対応が困難な場合、ふじのくに防災情報共有システム(FUJISAN)で県西部方面本部に要請する。
なお、FUJISANが使用できない場合は、防災行政無線等、他の通信手段で要請する。(「県情報・広報要領」様式103(P27)を使用)
- (ケ) 定期的な訓練の実施
市は、災害時に迅速かつ円滑に救護所を設置運営できるよう、平時から医師会、歯科医師会、薬剤師会等関係団体と連携の上、定期的に救護所運営訓練を実施する。

- (2) 救護病院
ア 指定
(ア) 市は、一般病床を有する病院で、大規模災害時に医療救護活動が実施可能な病院のうちから、当該病院管理者とあらかじめ協議のうえ、【資料2・3】のとおりに救護病院を指定する。
(イ) 組織は、同病院の組織をもって充てる。
- イ 設置場所及び施設設備等
(ア) 救護病院は、診療機能を有する施設で耐震構造を有することとする。(「耐震性が確保されている施設」とは、新耐震基準(昭和56年)で建設された建物及び昭和56年以前の建物であって耐震補強工事済みの建物(Is値0.6以上)を言う。)
- (イ) 救護病院は、災害時通信手段を有することとする。また、衛星回線インターネットが利用できる環境を有することが望ましい。
- (ウ) 救護病院の管理者は、適切な容量の自家発電機及び3日分程度の燃料の保有に努める。
- (エ) 救護病院の管理者は、適切な容量の受水槽の保有、停電時にも使用可能な井戸設備の整備、優先的な給水協定の締結等により、災害時の診療に必要な水の確保に努める。
- (オ) 救護病院の管理者は、食料、飲料水、医薬品等について、流通を通じて適切に必要な量として、3日分程度の備蓄に努める。
- ウ 役割
(ア) 医療救護対象者の重症度・緊急度の判定・選別(トリアージ)
(イ) 重症患者及び中等症患者の受入れ及び処置
(ウ) 重症患者の災害拠点病院及び航空搬送拠点等への搬送手配
(エ) 死亡確認及び遺体搬送の手配
- エ 運営指針
(ア) 救護病院医療救護計画の作成
救護病院の管理者は、災害時の医療救護活動について、あらかじめ医療従事者の参集手順や災害対策本部設置手順、役割分担及びローテーション、トリアージエリアや患者収容スペース等施設設備の利用方法、入院患者への対応等に関する計画を作成し、災害発生時は直ちに医療救護活動を円滑に実施できるよう、定期的な訓練を実施する。
なお、救護病院医療救護計画の作成にあたっては、本計画との整合を図るものとする。

(キ) 市と救護病院の連携
市と救護病院は、円滑に医療救護活動を行うことができよう、日ごろから連携強化に努める。

2 患者搬送体制の整備

市は、被災現場から救護所、救護病院及び災害拠点病院までの患者搬送体制について【資料9】のとおりあらかじめ整備する。

- (1) 搬送区分
 - ア 負傷者を被災場所から市内の医療救護施設へ搬送する場合
 - イ 重症患者及び中等症患者を市内の医療救護施設間で搬送する場合
 - ウ 市内の重症患者及び中等症患者を他市町の救護病院等または災害拠点病院へ搬送する場合
 - エ 重症患者をヘリコプターで搬送するため、災害拠点病院または救護病院などから最寄りのヘリポートへ搬送する場合
- (2) 搬送方法
搬送方法は、被害想定に応じて、次の方法を考慮する。
なお、車両を使用して搬送を行う場合は、「救護車」の表示を車両の見えやすい位置に表示する。
 - ア 人力による方法
 - イ 車両による方法
 - ウ ヘリコプター等による方法

(3) 搬送の実施
災害時の患者搬送を円滑に行うため、市は、必要な車両、搬送要員、器材及びヘリポート等の確保に努め、実施に当たっては、袋井市森町広域行政組合袋井消防本部が行う救急業務を含め、弾力的に対応する。

なお、市は、発災時には、直ちに安全管理体制を整えた使用可能なヘリポートについて、県西部方面本部に報告する。

ア 医療救護施設(災害拠点病院を除く。)の管理者は、トリアージにより、航空搬送が必要と判断された重症患者について、市災害対策本部に搬送要請を行うものとし、市災害対策本部長は、使用可能なヘリポートを確認の上、直ちに防災行政無線電話または防災行政無線ファクシミリ等で県西部方面本部へ要請する。県西部方面本部は、搬送の要請への対応の可否を速やかに市災害対策本部に連絡する。

イ 救護病院の管理者は、市災害対策本部を経由し、県西部方面本部にヘリポートの確保状況を報告するとともに、ヘリコプターの配置を要請する。県災害対策本部は、救護病院が確保したヘリポートにヘリコプターを配置し、重症患者の搬送を行う。

(イ) 災害発生時の初動体制(CSCAの確立)
救護病院の管理者は、災害発生時等に直ちに災害対策本部を設置し、院内指揮系統を確立するとともに、患者及び職員の安全を確保の上、院内被害状況を調査、把握し、患者受入れの可否等を広域災害・救急医療情報システム(EMIS)に入力することで市に報告する。

なお、EMISが使用できない場合は、防災行政無線や衛星電話等、他の通信手段で報告する。(「県情報・広報要領」様式332-2(P25)を使用)

また、市は、救護病院の開設・被害状況等をEMIS閲覧等で把握し、県西部方面本部に報告する(「県情報・広報要領」様式332-2(集)(P26)使用)。

初動体制の構築にあたっては、次に示すCSCAの概念に留意し、その確立を最優先とする。

CSCA概念	
C Command&Control	指揮統制 災害対策本部設置・指揮系統確立
S Safety	安全確保 住民及び職員の安全確保
C Communication	情報収集・伝達 被害状況の情報収集、把握・伝達
A Assessment	状況評価 状況評価に基づく活動方針の決定

(ウ) 医療救護活動体制
救護病院の医療救護活動は、24時間体制とする。

(エ) 医療チーム受入れ体制の整備
救護病院の管理者は、他の医療機関の医療チームの支援を円滑に受け入れることができよう、あらかじめ医療チームの待機場所や対応の担当者を定めるなどの体制を整えておく。

(オ) 医療救護活動に必要な措置の要請
災害時において、救護病院の管理者は、医療チームの派遣や、医薬品等の物資供給等、医療救護活動に必要な措置について市に要請する。

市は、要請への対応が困難な場合、ふじのくに防災情報共有システム(FUJISAN)に入力し、県に要請する。

なお、FUJISANが使用できない場合は、防災行政無線等、他の通信手段で要請する。(「県情報・広報要領」様式103(P27))

(カ) 定期的な訓練の実施
救護病院の管理者は、災害発生は直ちに医療救護活動を円滑に開始できよう、定期的な訓練を実施するとともに、周辺地域の救護所や、医療圏内の災害拠点病院との役割分担を明確にし、大規模災害時にその役割を充分に果たすため、定期的な図上訓練、患者搬送実働訓練等の実施に努める。

第 5 広域計画

1 県の役割

市単独では対応できない広域的な医療救護活動を行うため、県はあらかじめ災害拠点病院を指定するとともに、重症患者の広域医療搬送体制や、医療に係る広域受援体制を整備する。

2 災害拠点病院・災害拠点精神科病院の指定

県は県医療救護計画に基づき、災害拠点病院・災害拠点精神科病院を指定する。
 ※ 本市の救護病院である中東遠総合医療センターが災害拠点病院に指定されている。(災害拠点精神科病院は県指定検討中)

3 災害拠点病院の役割

- ア 医療救護対象者の重症度・緊急度の判定・選別 (トリアージ)
- イ 他の医療救護施設で対応困難な重症患者の受入れ及び処置
- ウ 重症患者の航空搬送拠点等への搬送手配
- エ DMA T 等医療チームの受入れ及び派遣
- オ 地域の医療機関への応急用資器材の貸出し

4 災害拠点精神科病院の役割

- ア 災害時における、医療保護入院、措置入院等の精神科医療の提供
- イ 医療救護施設等で対応困難な精神疾患等患者の受入れ
- ウ 被災精神科病院からの患者の受入れ

第 6 医薬品等及び輸血用血液の確保・供給計画

1 事前の備え

対象	内容
医療救護施設 (救護所を除く)	医薬品等の備蓄 (3 日分)
市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 救護所で使う医薬品等の備蓄 ・ 小笠袋井薬剤師会等との連携確認

2 医薬品等準備体制

- ア 南海トラフ地震に関する情報 (臨時) が発表された段階で、次の準備体制に入る。なお、発災後においては、次の各項目に加え、被害状況等について確認、報告する。
 - (1) 市
 - 医薬品卸業者等及び小笠袋井薬剤師会に対する連絡体制を確認する。
 - (2) 小笠袋井薬剤師会
 - 医薬品等の在庫状況を確認し、直ちに供給体制を整える。
- イ 市に在庫状況及び供給体制の整備状況を報告する。
- ウ 市の要請に応じ、在庫の乏しい医薬品等の確保を図る。

3 中東遠地域災害医療対策会議への参画

- (1) 市は、平時から、県が中東遠医療圏域で設置する中東遠地域災害医療対策会議に参画し、周辺市町等の災害医療関係者とのネットワークを構築する。
- (2) 市は、大規模災害時において、地域の災害医療関係者が市經由で県西部方面本部 (西部保健所) と連携する通常の災害医療体制に加え、必要に応じ、地域の災害医療関係者が市を經由せず、県西部方面本部 (西部保健所) 及び県が委嘱する災害医療コーディネーターと直接連携し、円滑に医療資源の受給調整を行うコーディネーター体制の整備推進に配慮する。

4 津波被害等への対応

- (1) 市は、想定津波浸水域等に医療救護施設が立地している場合、当該施設での医療救護活動が困難となる事態を想定し、あらかじめ代替手段を検討しておく。
- (2) 市は、医療救護施設以外を含め、施設全体が避難する必要が想定される医療機関について、入院患者の受入れ先及び搬送手段が確保できるよう、事前に関係機関と調整しておく。
- (3) 市は、地震や津波等の災害発生により、医療機関が孤立する等の懸念がある場合は、医療機関からの報告を待たず、患者及び職員等の安否確認を実施する。なお、通信が途絶している場合は、職員等の派遣による確認も検討する。
- (4) 市は、大規模災害時の患者受入れ先や搬送手段の確保が困難な場合、県に対応を要請する。

5 医療救護施設に指定しない医療機関に対する対応

- (1) 市は、大規模災害時においては、聖隷袋井市民病院及び袋井みつかわ病院等、医療救護施設として指定しない医療機関についても被害状況の把握に努める。
- (2) 市は、聖隷袋井市民病院及び袋井みつかわ病院等、医療救護施設として指定しない医療機関についても、必要に応じ、医療救護活動に参加できるよう、あらかじめ医療機関の管理者等と連携を図る。

6 医療救護施設からの遺体搬送

市は、医療救護施設における医療救護活動が円滑に実施されるようにするため、遺体処理マニュアルに基づき、医療救護施設に収容された遺体の搬送体制の整備を図る。

7 「南海トラフ地震に関連する情報 (臨時) 」 が発せられた場合の準備体制

- (1) 市は、医療救護活動の準備に関係機関に要請する。
- (2) 市は、救護所の設備及び資器材を点検・配置し、救護所の開設準備を開始する。
- (3) 市は、患者搬送体制を確認し、必要な準備、関係機関との調整を行う。
- (4) 市は、住民に対し、医療救護施設情報を周知する。
- (5) 市は、「南海トラフ地震に関連する情報 (臨時) 」 が発せられた場合も、救急医療体制が維持できるよう、関係機関と調整を図る。

3 供給の要請

- (1) 医療救護施設
ア 医薬品等
(ア) 医薬品等が不足した場合は、医療救護施設（救護所を除く。）の管理者が平時と同様に医薬品卸業者等に供給を要請する。これにより確保できない場合は、市対策本部に調達・あっせんを要請する。
(イ) 救護所の管理者は、市災害対策本部に調達・あっせんにを要請する。
イ 輸血用血液
(ア) 輸血用血液が不足した場合は、医療救護施設（救護所を除く。）の管理者は、管轄の血液センターに供給を要請する。これにより確保できない場合は、市災害対策本部に調達・あっせんにを要請する。
(イ) 救護所の管理者は、市災害対策本部に調達・あっせんにを要請する。

(2) 市災害対策本部

医療救護施設の管理者及び救護所から要請を受けたときは、災害薬事コーディネーターを活用し、次により対応する。

- ア 医薬品等
(ア) 小笠袋井薬剤師会及び医薬品卸業者等に供給を要請する。
(イ) 災害薬事コーディネーターを活用し、医薬品卸業者等に対し、医薬品等の供給を要請する。
(ウ) 市で確保できない場合は、県西部方面本部に調達・あっせんにを要請する。
イ 輸血用血液
県西部方面本部に調達・あっせんにを要請する。

4 輸送手段

市において、輸送手段が確保できない場合は、県西部方面本部に輸送手段の確保を要請する。

5 薬剤師等の派遣

市災害対策本部は、救護所等において医薬品等の管理・服薬指導等を行う薬剤師等が必要となり、市内において薬剤師等が確保できない場合は、小笠袋井薬剤師会に薬剤師等の確保を要請し、県西部方面本部にその旨を情報共有する。

6 災害薬事コーディネーター

- (1) 災害薬事コーディネーターの委嘱等
県は、大規模災害時に通常の災害医療体制では十分な対応ができない状況を想定し、市または県が行う医薬品等の確保・供給及び薬剤師の確保・派遣に関する業務を保管するため、静岡県薬剤師会から推薦を受けた者を災害薬事コーディネーターとして委嘱する。

(2) 配置（活動）場所

- 災害薬事コーディネーターは、役割に応じて各所へ参集し活動する。
ア 本部災害薬事コーディネーター（県災害対策本部・静岡県薬剤師会）
イ 地域災害薬事コーディネーター（県方面本部・市町災害対策本部・地域薬剤師会）

(3) 役割

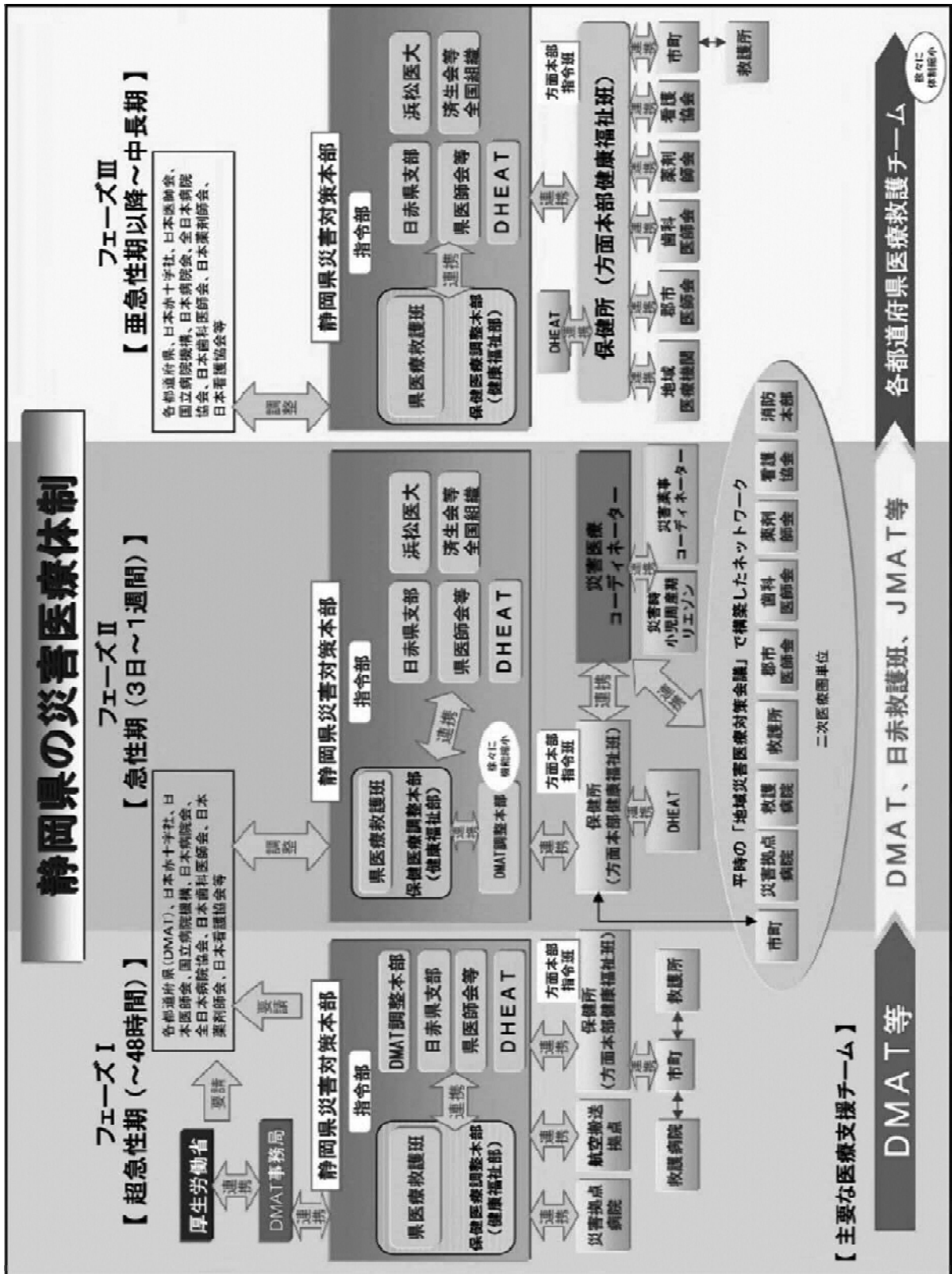
- ア 市災害対策本部を担当する災害薬事コーディネーターは、地域のニーズに関する医薬品卸業者等への供給要請や薬剤師派遣要請への対応、調整等、市災害対策本部に専門的な助言を行う。
イ 小笠袋井薬剤師会・市を担当する災害薬事コーディネーターは、応援薬剤師を受入れ、必要な場所へ分配するなど、救護所等における応援薬剤師の運用を行うほか、現場の医薬品や薬局の稼働状況等のニーズの把握を行う。
(4) 指揮命令系統
市を担当する災害薬事コーディネーターは、市災害対策本部長の指揮命令に従うものとする。
(5) 参集
市災害対策本部・市を担当する災害薬事コーディネーターは、市災害対策本部が設置された場合には、速やかに所定の場所へ参集するよう努める。

第7 安定ヨウ素剤の保管・配布等に関する計画

市は、原子力災害対策の一環として安定ヨウ素剤を備蓄し、常時の保管体制並びに災害時での配布・服用について、別に定める「安定ヨウ素剤取扱いマニュアル」に基づき、対応する。

【資料1】

「袋井市医療救護計画」 県全体の災害医療体制



医療救護施設一覧

【資料2】

《救護所》

救護所名	設置場所	所在地	電話	FAX	無線No.	併設支部
袋井南救護所	高南小学校	上田町306-2	43-4593	43-4875	606	高南支部
袋井西救護所	袋井西小学校	川井442	42-3009	43-3018	607	川井支部
袋井北救護所	袋井北小学校	久能1580	42-3024	43-5474	608	袋井北支部
袋井東救護所	袋井東小学校	広岡2317-1	42-2345	43-2306	609	袋井東支部
山梨救護所	山名コミュニティセンター	上山梨四丁目3-1	49-3401	49-3401	610	上山梨支部
浅羽北救護所	浅羽北コミュニティセンター	浅羽2857	23-6099	23-6099	611	浅羽北支部
浅羽南救護所	浅羽南小学校	西同笠148	23-2004	23-7087	612	浅羽南支部

《救護病院兼災害拠点病院》

病院名	所在地	電話	FAX	無線No.	備考
中東遠総合医療センター	掛川市菖蒲ヶ池1-1	0537-21-5555	0537-28-8971	334	

《市内透析医療機関》

病院名	所在地	電話	FAX	無線No.	備考
みつはし医院	西田20-1	43-1231	45-0594	561	第2種災害時透析拠点施設指定
からし種診療所	萱間1305	30-7080	30-7064		第2種災害時透析拠点施設指定
ひろクリニック	下山梨2070	48-5200	48-5201		

《市内産科医療機関》

病院名	所在地	電話	FAX	無線No.	備考
ふくろいマタニティクリニック	方丈6丁目10-27	41-2121	41-3330	560	
お茶畑助産院	豊沢2158-3	31-2380	31-2381・42-6472	562	

《災害対策本部総合健康部救護衛生班》

設置場所	所在地	電話	FAX	無線No.	備考
袋井市防災センター	国本2907	0538-86-3266	0538-86-3785	368	

《地域医療班》

係	電話	FAX	無線No.	備考
地域医療係(健康未来課)	84-7534	84-7582	302	

◎「無線No.」は、地域防災無線

【資料5】

救護所担当医師配置表

救護所	医療機関名	医師名	住所	電話	F A X	
袋井南 (5人)	井原外科医院	井原 祐 治	三門町9-19	42-5601	43-8740	
	げんま内科・呼吸器内科クリニック	源 馬 均	豊沢1289-41	41-0055	41-0056	
	からし種診療所※	三 橋 孝	萱間1305	30-7080	30-7046	
	小野クリニック	小野 七 生	堀越2-8-7	43-9833	43-9834	
	よしむら整形外科	吉村 伸 二	高尾1769-1	45-0550	45-0551	
袋井西 (6人)	河野内科医院	河野 一 広	方丈3-7-9	42-2277	42-2309	
	清水医院	清 水 敏 也	袋井306	42-3600	43-5217	
	三木小児科医院	三 木 純	泉町1-7-5	43-3797	30-6292	
	宮嶋耳鼻咽喉科	宮嶋 佳世子	堀越2-8-5	43-7110	43-7110	
	ふくろい旭眼科クリニック	伊藤 丈 詞	旭町1-1-11	30-6363	30-6364	
	笠原産婦人科医院	笠原 孝 之	葵町1-7-1	42-3616	42-3266	
	袋井みつかわ病院	花 園 公 彦	友永1111	49-2211	49-2291	
袋井北 (10人)	山名診療所	加藤 一 暁 藤井 一 彦	春岡588-1	49-1331	49-1766	
	坂口医院	坂口 潤 子	久能1510	42-3423	42-3423	
	志村内科医院	志村 昌 大	久能1973-3	44-1159	44-1139	
	せきづか皮ふ科	關 塚 敏 之	久能1973-1	41-0011	44-1116	
	諸井医院	諸井 進 一郎	堀越3-8-5	43-8611	43-8618	
	渡辺整形外科	渡 邊 勝 典	堀越3-8-8	43-7111	43-7700	
	竹内眼科医院	竹内 康 記	久能1976-1	44-5522	44-5525	
	くればやし内科循環器内科医院	紅 林 伸 丈	可睡の杜51-8	31-5123	31-5124	
	袋井東 (5人)	大草皮膚科	大草 康 弘	国本2009-1	44-1112	42-3528
		栗田眼科医院	栗田 邦 雄	新屋3-1-13	43-0120	43-0178
城所医院		城所 龍 一	広岡1463-2	44-2323	44-2335	
とりい痛みのクリニック		鳥居 英 文	久能1971-4	45-1777	45-1788	
小早川整形リウマチクリニック		小早川 知範	久能1969	43-5800	43-5801	
山梨 (9人)	森下整形外科	森下 浩 治	下山梨2-14-8	49-3311	49-3300	
	やまなしクリニック	家田 貴 子	上山梨1-8-2	30-1188	30-1187	
	いしづか小児科・内科クリニック	石塚 了 士	上山梨3-14-2	49-2099	49-2099	
	月見の里・消化器内視鏡クリニック	小島 由 光	上山梨1-3-4	48-5050	48-5051	
	堀尾医院	堀尾 英 克	上山梨1482-8	48-5119	48-5353	
	野草こども診療所	石垣 清 水	久能2855-1	48-5515	48-5541	
	ひろクリニック※	矢野 浩 樹	下山梨2070	48-5200	48-5201	
	森本耳鼻咽喉科	森本 雅 太	上山梨1-8-5	30-1100	30-1101	
	可睡の杜レディースクリニック	中村 潔 史	可睡の杜31-6	49-5656	49-2788	
浅羽北 (9人)	青葉こどもクリニック	伊藤 政 孝	高尾1780	41-0852	41-0853	
	浅羽医院	徳永 宏 司	浅羽1767-1	23-6320	23-1221	
	岩本外科医院	岩本 寛 人	諸井1154-1	23-6766	24-7140	
	上杉内科クリニック	上 杉 研	掛之上19-2	41-3000	41-3003	
	永田内科・消化器科医院	永田 成 治	川井856-9	43-2355	43-1328	
	神谷医院	神谷 純	岡崎2369-1	23-4019	23-4019	
	新木耳鼻咽喉科	新木 五 月	西田25-1	45-1180	45-1182	
	たなか循環器内科クリニック	田中 総一郎	高尾1766-1	41-0810	41-0811	
	うえだ眼科	上田 将 弘	浅羽1600-1	23-1111	23-1100	
浅羽南 (6人)	徳永医院	徳永 忠 司	西同笠149-1	23-2017	30-0133	
	溝口ファミリークリニック	溝口 哲 弘	浅岡45-1	23-8300	23-8301	
	みつはし医院※	川田 和 秀	西田20-1	43-1231	45-0594	
	白木内科循環器クリニック	白木 克 典	高尾259-2	43-9555	43-9556	
	犬塚皮膚科クリニック	犬塚 学	浅羽1626-4	30-2211	30-2213	
	あかばね腎・泌尿器科クリニック	赤羽 伸 一	高尾1760-2	41-2960	41-2961	

◇上記は順不同です。

◇上記のうち※に該当する医療機関の医師は、必要に応じ災害時透析医療の対応に就くこととします。

◇連絡網は、配置表の各救護所内で、上から順に行ってください。

付近の被害が甚大で医療救護対象者が多数発生していると予想される時は自主参集に努めてください。

◇袋井市医師会長の配置は災害対策本部室とし、必要に応じて指定の救護所に就くこととします。

【資料6】

救護所担当歯科医師配置表

【袋井市医療救護担当者】

小原 仁 住所：袋井市神長16-1 電話：44-8800 F A X：44-8811

【磐周歯科医師会袋井市支部長】

小原 仁 住所：袋井市神長16-1 電話：44-8800 F A X：44-8811

救護所	設置場所	連絡網	医療機関名	歯科医師名	電話
袋井北 (2人)	袋井北小学校	1	みどり歯科医院	鈴木 つや子	42-9910
		2	はやし歯科クリニック	林 晃 弘	44-1182
袋井西 (3人)	袋井西小学校	3	富田歯科	富田 貴之	44-4578
		4	いくかわ歯科医院	生川 善教	41-3400
		5	山本歯科医院	山本 明人	43-2725
山梨 (3人)	山名 コミュニティセ ンター	7	小原歯科医院 月見里診療所	小原 信	30-1375
		8	川瀬歯科医院	川瀬 昌洋	49-2800
		9	野末歯科医院	野末 章司	49-1110
袋井南 (3人)	高南小学校	A	おはら豊沢歯科医院	小原 仁	44-8800
		B	たしろ歯科医院	田代 悦章	42-4010
		C	すずき歯科医院	鈴木 龍	42-8400
袋井東 (3人)	袋井東小学校	D	宮本歯科医院	宮本 錦明	43-1931
		E	吉田歯科医院	吉田 充	45-0308
		F	西尾歯科医院	西尾 美由記	43-5050
浅羽北 (2人)	浅羽北 コミュニティセ ンター	G	まきの歯科クリニック	牧野 久史	23-0130
		H	スマイル歯科	牧野 真也	23-6480
浅羽南 (2人)	浅羽南小学校	I	たもつ歯科	内田 保	23-1188
		J	嶺田歯科医院	嶺田 久	23-3253

※ 上記は順不同です。

※ 支部員の参集は、磐周歯科医師会袋井市支部長（以下、「支部長」という。）が連絡する。

（連絡網は、支部長から1及びAに連絡し、その後各自1～9及びA～Jの順に回す。）

※ 市内で震度6弱以上が観測されたとき参集する。

その他必要な場合は、支部長を経て会員に連絡する。

付近の被害が甚大で医療救護対象者が多数発生していると予想される時は自主参集に努める。

※ 支部長又は袋井市医療救護担当者の配置は、災害対策本部室とする。

【資料7】

「袋井市医療救護計画」 救護所担当薬剤師配置表

救護所	薬局名	薬剤師名	所在地	電話	F A X
本部	上山梨薬局	渡 辺 浩 平	上山梨1-8-8	48-5280	48-5281
袋井南 (3人)	あすか薬局袋井南店	鈴 木 大	高尾513-1	43-8603	43-8610
	クローバー薬局	小 笠 原 俊 拓	豊沢1289-1	45-2300	45-2302
	よこの薬局	添 田 光 輝	高尾1744-1	45-2811	45-2812
袋井西 (3人)	すみれ薬局	福 岡 範 子	川井856-10	45-2500	44-7171
	V・drug 袋井久能薬局	淵 田 英 伸	久能1971-1	30-6811	30-6812
	ほうじょう薬局	畔 柳 純 子	方丈3-6-11	31-2296	31-2297
袋井北 (8人)	ナガイ薬局	永 井 昭 英	堀越3-8-3	43-6677	43-3748
	こぶた薬局袋井	杉 浦 弘 承	泉町1-7-15	45-3870	45-3871
	おおぞら薬局中田屋店	鈴 木 直 子	下山梨2111-1	24-7170	24-7180
	フラワー薬局堀越店	岡 拓 磨	堀越2-8-7	43-7330	43-8613
	まるや薬局久能店	木 野 省 三	久能2512-2	41-0631	41-0632
	杏林堂薬局袋井旭町店	竹 内 嵩	旭町2-1-1	41-2711	41-2712
	可睡の杜薬局	山 下 ゆ かり	可睡の杜4-34	49-4646	49-4647
	可睡の杜 みずき通り薬局	長 谷 川 貴 通	可睡の杜51-9	49-1188	49-1189
袋井東 (3人)	ヒロオカ薬局	石 原 聖 也	広岡1449-2	45-3077	45-3078
	東海中央薬局	望 月 志 須 雄	国本2016-1	44-1985	44-1986
	杏林堂薬局袋井国本店	都 田 晃 希	国本2758-1	45-0911	45-0912
山梨 (5人)	森川薬局月見の里店	森 川 皓 介	上山梨203-3	48-5225	48-5115
	本間薬局	本 間 久 史	上山梨843-1	48-6030	48-6242
	緑薬局太田袋井店	上 野 信 一 郎	春岡564-4	49-1771	49-1322
	ハロー薬局下山梨店	花 井 徹	下山梨2-14-3	49-3131	49-3130
	杏林堂薬局袋井下山梨店	漢 人 智 也	下山梨1952-4	49-5911	49-5912
浅羽北 (4人)	あすなろ森川薬局	森 川 和 美	浅羽1246-15	23-9721	23-9731
	小嶋薬局浅羽店	小 嶋 剛	諸井1204-5	23-3255	23-1833
	南山堂薬局浅羽店	福 田 寛 之	浅羽1761-2	30-2000	23-0310
	このみ薬局浅羽店	吉 岡 憲 吾	浅羽1627-1	86-5005	86-5007
浅羽南 (2人)	森川薬局笠原店	野 尻 太 生 良	岡崎2391	23-0112	23-0112
	南山堂薬局西同笠店	天 野 菊 恵	西同笠160-1	23-1900	23-1901

※上記は順不同です。

付近の被害が甚大で医療救護対象者が多数発生していると予想される時は自主参集に努める。

※災害薬事コーディネーターの配置は災害対策本部とし、必要に応じて指定の救護所に就く。

【資料8】

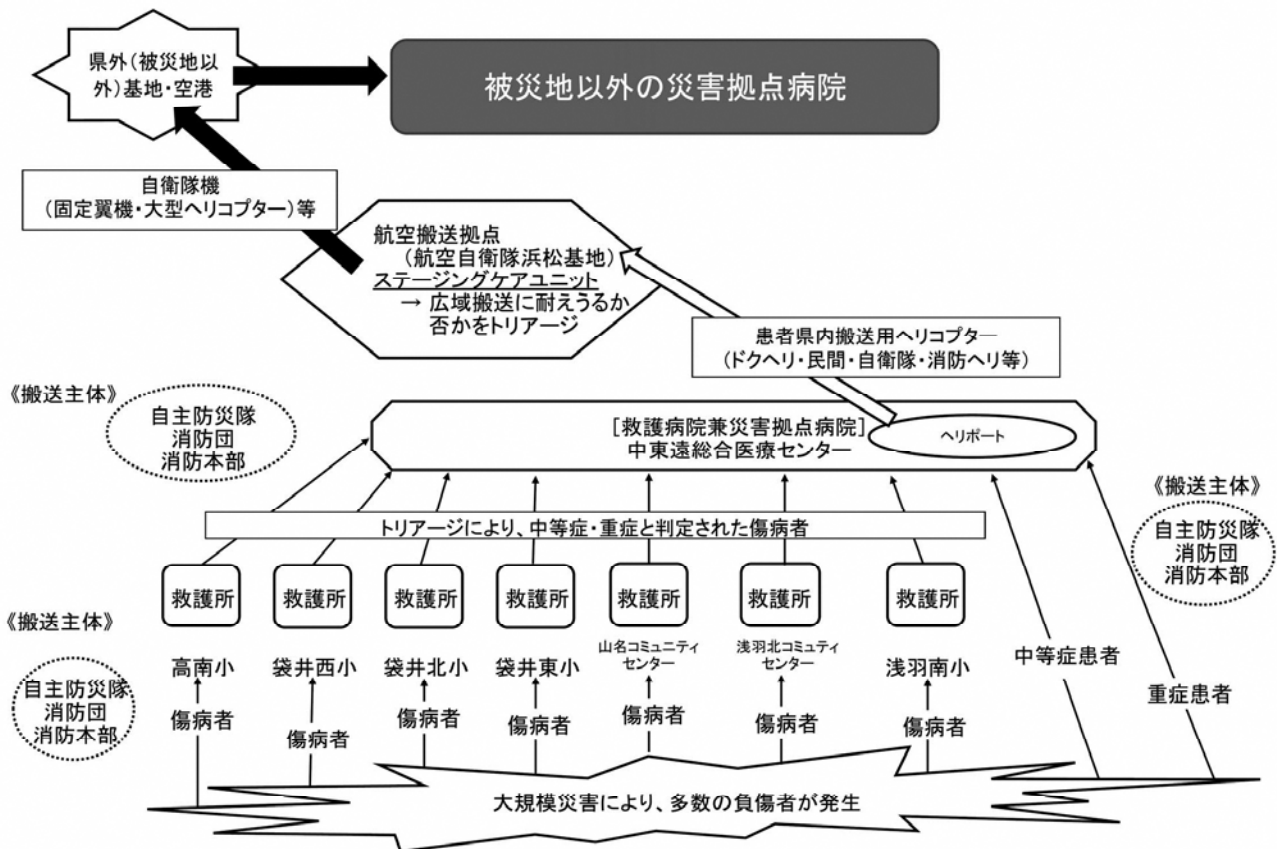
「袋井市医療救護計画」 救護所資器材一覧

《救護所》

	医療機器セット		テント		エアertent	
	数量	保管場所	数量	保管場所	数量	保管場所
袋井南救護所	2	給食室横倉庫	1	支部倉庫	1	避難所倉庫
袋井西救護所	1	和室(相談室)	1	支部倉庫	1	避難所倉庫
袋井北救護所	2	階段下倉庫	1	支部倉庫	1	避難所 備蓄防災倉庫
袋井東救護所	1	保健室	1	支部倉庫	1	避難所倉庫
山梨救護所	2	建物内倉庫	1	支部倉庫	1	支部倉庫
浅羽北救護所	2	建物内雑庫	1	支部倉庫	1	支部倉庫
浅羽南救護所	1	校舎内 医薬品倉庫	1	支部倉庫	1	支部倉庫

【資料9】

「袋井市医療救護計画」 患者搬送体制



資料5-4-2 医療施設一覧表

令和5年4月1日現在

No.	医療施設名	住 所	電 話	診療科目
1	中東遠総合医療センター	掛川市菖蒲ヶ池1-1	0537-21-5555	内、糖・内分泌内、腎内、血・腫瘍内、脳内、循内、消内、消外、呼内、呼外、外、血外、乳外、小、小外、整、リウ、脳外、産婦、泌、皮・皮腫瘍、眼、耳、放、腫瘍放、麻、リハ、歯外、精神、病理、臨床、救急
2	聖隷袋井市民病院	久能2515-1	41-2777	内、脳外、整、リハ、耳
3	休日急患診療室	久能2515-1	84-9131	内、小、外
4	愛野メイックリニック	愛野南1-3-1	31-2077	透析
5	青葉こどもクリニック	高尾1780	41-0852	小、アレ
6	あかばね腎・泌尿器クリニック	高尾1760-2	41-2960	泌、外、腎内、漢内
7	浅羽消化器内視鏡・内科医院	浅羽1767-1	23-6320	内、小、消内
8	新木耳鼻咽喉科	西田25-1	45-1180	耳
9	いしづか小児科・内科クリニック	上山梨3-14-2	49-2099	内、小
10	いちかわ医院	浅羽1245-1	23-8888	内、小、消内
11	犬塚皮膚科クリニック	浅羽1626-4	30-2211	皮、アレ
12	井原外科医院	三門町9-19	42-5601	内、胃内、外、皮
13	岩本外科医院	諸井1154-1	23-6766	外、整、肛外
14	上杉内科クリニック	掛之上19-2	41-3000	内、循内
15	うえだ眼科	浅羽1600-1	23-1111	眼
16	大草皮膚科	国本2009-1	44-1112	皮、形、アレ、性
17	小野クリニック	堀越2-8-7	43-9833	内、呼内、消内
18	笠原産婦人科医院	葵町1-7-1	42-3616	産婦
19	可睡の杜レディースクリニック	可睡の杜31-6	49-5656	婦
20	神谷医院	岡崎2369-1	23-4019	内、循内
21	からし種診療所	萱間1305	30-7080	内、泌、透析
22	城所医院	広岡1463-2	44-2323	内、消内
23	栗田眼科医院	新屋3-1-13	43-0120	眼
24	くればやし内科循環器内科医院	可睡の杜51-8	31-5123	内、循内、糖内
25	げんま内科・呼吸器内科クリニック	豊沢1289-41	41-0055	内、呼内、アレ
26	河野内科・消化器内科医院	方丈3-7-9	42-2277	内、消内
27	小早川整形リウマチクリニック	久能1969	43-5800	内、整、リウ、リハ
28	坂口医院	久能1510	42-3423	内、小
29	清水医院	袋井306	42-3600	産婦、耳、内、小
30	志村内科医院	久能1973-3	44-1159	内、呼内、小
31	白木内科循環器クリニック	高尾259-2	43-9555	内、循内
32	せきづか皮ふ科	久能1973-1	41-0011	皮、アレ、形
33	竹内眼科医院	久能1976-1	44-5522	眼
34	たなか循環器内科クリニック	高尾1766-1	41-0810	内、循内
35	月見の里・消化器内視鏡クリニック	上山梨1-3-4	48-5050	消外、胃内、外、肛外
36	徳永医院	西同笠149-1	23-2017	内、小、消内、皮、リハ
37	とりい痛みのクリニック	久能1971-4	45-1777	麻

No.	医療施設名	住 所	電 話	診療科目
38	永田内科・消化器科医院	川井856-9	43-2355	内、消内
39	ひろクリニック	下山梨2070	48-5200	内、透析
40	ふくろい旭眼科クリニック	旭町1-1-11	30-6363	眼
41	ふくろいマタニティクリニック	方丈6-10-27	41-2121	産、婦
42	袋井みつかわ病院	友永1111	49-2211	内、リハ
43	堀尾医院	上山梨1482-8	48-5119	外、内
44	三木小児科医院	泉町1-7-5	43-3797	小
45	溝口ファミリークリニック	浅岡45-1	23-8300	内、小、皮、糖内
46	みつはし医院	西田20-1	43-1231	透析、感泌
47	宮嶋耳鼻咽喉科	堀越2-8-5	43-7110	耳
48	森下整形外科	下山梨2-14-8	49-3311	外、整、リハ
49	森本耳鼻咽喉科	上山梨1-8-6	30-1100	耳
50	諸井医院	堀越3-8-5	43-8611	内、小
51	野草こども診療所	久能2855-1	48-5515	小、アレ
52	やまなしクリニック	上山梨1-8-2	30-1188	眼
53	山名診療所	春岡588-1	49-1331	内、循内、消内、リウ
54	よしむら整形外科	高尾1769-1	45-0550	整、リハ
55	渡辺整形外科	堀越3-8-8	43-7111	整、リハ、リウ、外
56	精神科診療所 こひつじ診療所	山崎5902-185	23-0660	精神、心内
57	風の森こころのクリニック	高尾1763-2	41-1111	心内、精神
58	いくかわ歯科医院	太田53-1	41-3400	歯、小歯
59	小原歯科医院 月見里診療所	上山梨2-11-3	30-1375	歯、矯歯、小歯、歯外
60	おはら豊沢歯科医院	神長16-1	44-8800	歯、小歯、歯外
61	川瀬歯科医院	春岡1-1-15	49-2800	歯、小歯
62	すずき歯科医院	高尾1780	42-8400	歯、矯歯、小歯、歯外
63	スマイル歯科	浅羽114-3	23-6480	歯、小歯、歯外
64	たしろ歯科医院	高尾町24-15	42-4010	歯
65	たもつ歯科	浅岡250-1	23-1188	歯
66	富田歯科	川井963-6	44-4578	歯、小歯
67	西尾歯科医院	方丈3-4-8	43-5050	歯、矯歯、小歯、歯外
68	野末歯科医院	下山梨2001-5	49-1110	歯
69	はやし歯科クリニック	旭町2-4-38	44-1182	歯、矯歯、小歯、歯外
70	ふくろい上山梨歯科	上山梨5-11-4	30-1818	歯、小歯、歯外
71	袋井第一歯科	葵町2-1-5	42-6688	歯、矯歯、小歯
72	ふくろい中央歯科	堀越2-21-13	43-4182	歯、小歯、歯外
73	袋井ファミリー歯科クリニック	上山梨4-1-2	49-5300	歯、矯歯、小歯、歯外
74	ふじもと歯科クリニック	国本2029-1	41-1188	歯、小歯、歯外
75	ほりこし歯科	堀越1-3-16	44-0164	歯、小歯、歯外
76	まきの歯科クリニック	浅名678-1	23-0130	歯
77	みどり歯科医院	堀越3-10-8	42-9910	歯、小歯
78	嶺田歯科医院	松原1567-1	23-3253	歯
79	みやた歯科こども歯科クリニック	鷺巣135-18	67-8014	歯、小歯
80	宮本歯科医院	旭町1-7-25	43-1931	歯、矯歯、小歯、歯外
81	山本歯科医院	栄町9-3	43-2725	歯
82	吉田歯科	愛野東1-14-2	45-0308	歯、矯歯、小歯

資料5-4-3 救護所一覧表

救護所名	袋井南	袋井西	袋井北	袋井東	山梨	浅羽北	浅羽南
設置場所	高南小学校	袋井西小学校	袋井北小学校	袋井東小学校	山名コミュニティセンター	浅羽北コミュニティセンター	浅羽南小学校
住所	上田町306-2	川井442	久能1580	広岡2317-1	上山梨4-3-1	浅羽2857	西同笠148
電話	43-4593	42-3009	42-3024	42-2345	49-3401	23-6099	23-2004
地域防災無線	606	607	608	609	610	611	612
管轄自治会数	26	22	26	17	27	40	16
管轄地区	高尾	袋井	袋井北	袋井東一	三川	笠原	浅羽東
	高南	川井	袋井北四町	袋井東二	上山梨	浅羽北	浅羽南
	豊沢	袋井西	今井	方丈	下山梨	浅羽西	
	愛野	田原			宇刈		
		駅前			今井の一部		
		高尾の一部					
自治会名	田端	新町	鷺巣上	上貫名	見取	五十岡	新堀
	大門一丁目	本町	鷺巣下	下貫名	大谷	西区	梅山第1
	大門二丁目	永楽町	可睡	新屋	友永	上区	梅山第2
	大門三丁目	川井東	上久能	久津部西	萱間	東区	松原第1
	大門五丁目	川井中	中久能	久津部東	川会	下区	松原第2
	柳原	川井西第一	下久能	名栗北原川	山田	南区	初越
	南町	川井西第二	堀越上	不入斗	上町	三沢	中新田
	青木町第1	木原	堀越中	菅ヶ谷	中町	三輪	大野第1
	青木町第2	土橋	堀越一丁目	久津部北	下町	柏木	大野第2
	小川町	西田	堀越二丁目	村松下	月見町	諸井第1	東同笠
	清水町	上新池	堀越三丁目	村松上	入古	諸井第2	西同笠
	砂本町	下新池	堀越五丁目	村松西	金屋敷	諸井第3	太郎助
	高尾台	松袋井	山科上	方丈東	沖山梨	諸井第4	湊東第1
	神長南	彦島	山科下	方丈中	下山梨上	諸井第5	湊東第2
	神長中	西通	北町	方丈南	下山梨下	浅羽第1	湊中
	神長北	東通	田町	方丈西	平宇	浅羽第2	湊西
	宝野	栄町	泉町	方丈北	春岡	浅羽第3	
	大通	睦町	葵町		可睡の杜南	浅羽第4	
	菩提	掛之上	旭町		可睡の杜北	浅羽山の手第1	
	法多	下地	太田		一色	浅羽山の手第2	
	上石野	三門町	太田東		宇刈三沢	浅羽南第1	
	祢宜弥	天神町	太田西		馬ヶ谷	浅羽南第2	
	下石野		延久		中村	浅名第1	
	山田川		横井		大日	浅名第2	
	寺前		徳光		深見北	浅名第3	
	小野田		小山		深見南	浅名第4	
					深見東	豊住第1	
						豊住第2	
						長溝第1	
						長溝第2	
						長溝第3	
						浅岡上	
						浅岡下	
						中	
						風の街	
						浅羽一色	
					富里上		
					富里中		
					富里下		
					西ヶ崎		

資料5-5-1 緊急輸送路一覧表

1 県指定1次緊急輸送路

番号	路線名	路線種別	区 間	延長(km)
1	東名高速道路	国 道	袋井市内区間全線 (掛川市境 ～ 磐田市境)	7.0
2	国道1号	〃	袋井市内区間全線 (掛川市境 ～ 磐田市境)	6.6
3	国道150号	〃	袋井市内区間全線 (掛川市境 ～ 磐田市境)	5.4
4	袋井春野線	主要地方道	磐田袋井線永楽町交差点 ～ 入古(森町境)	5.1
5	浜北袋井線	〃	東名高速道路袋井IC出入口信号機 ～ 国道1号線堀越IC交差点	0.7
6	袋井大須賀線	〃	磐田袋井線川井東交差点 ～ 西同笠浅羽線浅名交差点	5.7
7	西同笠浅羽線	〃	袋井大須賀線浅名交差点 ～ 国道150号線西同笠交差点	3.0
8	磐田袋井線	一般県道	袋井春野線永楽町交差点 ～ 袋井大須賀線川井東交差点	0.5

※新東名高速道路についても県指定1次緊急輸送路に指定されている

2 県指定2次緊急輸送路

番号	路線名	路線種別	区 間	延長(km)
1	浜北袋井線	主要地方道	国道1号線堀越IC交差点 ～ 磐田袋井線川井交差点	0.8
2	袋井大須賀線	〃	袋井大須賀線浅名交差点 ～ 三輪(掛川市境)	3.2
3	磐田袋井線	一般県道	国道1号線久津部東分岐点 ～ 袋井春野線永楽町交差点	1.4
			袋井大須賀線川井東交差点 ～ 浜北袋井線川井交差点	0.5

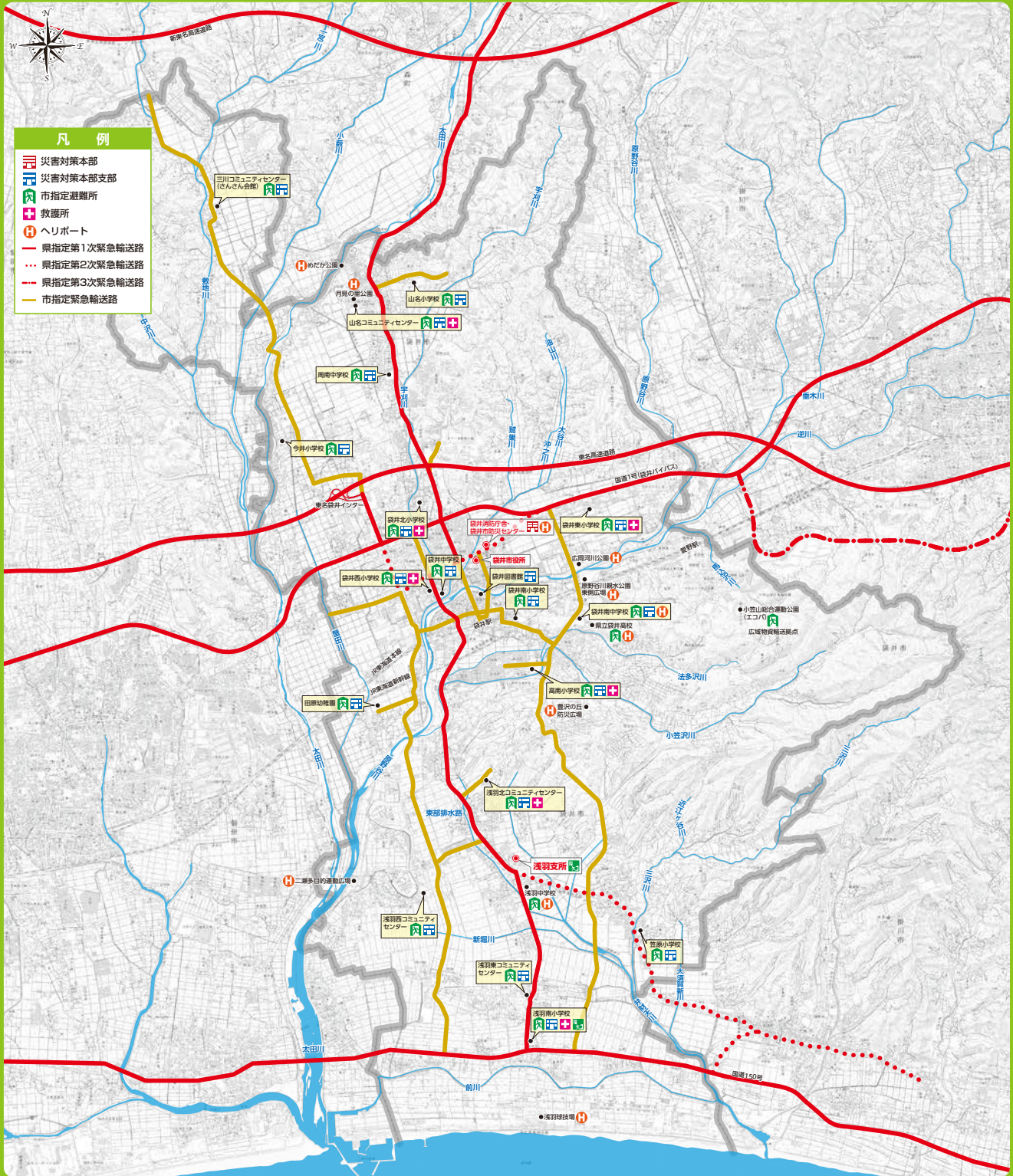
3 県指定3次緊急輸送路

袋井市内には、県指定3次緊急輸送路に指定されている路線なし。

4 市指定緊急輸送路

番号	路線名	路線種別	区 間	延長(km)
1	浜北袋井線	主要地方道	東名高速道路袋井IC出入口信号機 ～ 山田(磐田市境)	8.1
2	掛川山梨線	一般県道	袋井春野線上山梨交差点 ～ 村松宇刈線三沢交差点	1.3
3	袋井小笠線	〃	袋井停車場線西通交差点 ～ 東同笠油山線大門交差点	1.5
4	袋井停車場線	〃	袋井市内区間全線 (袋井駅～磐田袋井線永楽町交差点)	1.0
5	磐田掛川線	〃	袋井大須賀線浅名北交差点 ～ 市道湊川井線浅岡交差点	0.9
6	磐田袋井線	〃	県道袋井春野線・永楽町交差点 ～ 市境	2.3
7	東同笠油山線 (国本～神長)	市 道	国道1号久津部西交差点 ～ 柳原神長線神長交差点	2.7
8	柳原神長線	〃	袋井浅羽線清水町交差点 ～ 東同笠油山線神長交差点	0.7
9	久能可睡線	〃	袋井春野線可睡口交差点 ～ 袋井市民病院前信号機	0.6
10	東通久能線	〃	県道磐田袋井線市役所前交差点 ～ 袋井駅	1.1
11	小野田田原線	〃	県道袋井停車場線袋井駅北交差点 ～ 市道湊川井線新池東交差点	1.0
12	湊川井線(田原)	〃	小野田田原線新池東交差点 ～ 上新池彦島線新池南交差点	1.1
13	上新池彦島線	〃	市道湊川井線新池南交差点 ～ 市立田原幼稚園前	0.8
14	浅岡法多線	〃	県道袋井大須賀線掛川信金前交差点 ～ 市立浅羽東小学校前信号機	0.7
15	湊川井線(浅岡)	〃	県道磐田掛川線浅岡交差点 ～ 浅羽西公民館出入口交差点	0.4
16	湊川井線(川井)	〃	県道磐田袋井線川井交差点 ～ 市道湊川井線新池東交差点	0.7
17	湊川井線 (新池～浅岡)	〃	市道湊川井線新池南交差点 ～ 県道磐田掛川線浅岡交差点	2.8
18	湊川井線 (浅岡～湊)	〃	浅羽西公民館出入口交差点 ～ 国道150号湊東交差点	2.8
19	東同笠油山線 (神長～東同笠)	〃	市道東同笠油山線・柳原神長線交差点 ～ 国道150号・市道東同笠油山線 交差点	6.9

緊急輸送路図



緊急輸送路とは・・・
 緊急輸送路は、有事の際の緊急輸送を確保するため必要な道路(緊急輸送路)として、あらかじめ指定されたものです。
 静岡県が指定する第1次緊急輸送路、第2次緊急輸送路、第3次緊急輸送路と、袋井市が指定する市指定緊急輸送路があります。

資料5-5-2 緊急通行車両の事前届出手続

(県地域防災計画資料編Ⅱ10-3-5より)

(県警察本部)

指定行政機関等が行う災害応急対策の迅速化及び発災後の確認手続きの効率化に資するため、緊急通行車両の事前届出を推進するものとする。

1 事前届出対象車両

事前届出対象車両は次のいずれにも該当する車両であること。また、車両使用の本拠地は県内とする。

- (1) 指定行政機関等が所有し、若しくは指定行政機関等が契約により常時指定行政機関等の活動のために専用に使用される車両又は災害時に他の関係機関・団体等から調達する車両であること。
- (2) 大規模地震対策特別措置法第21条に定める地震防災応急対策に係る緊急輸送又は災害対策基本法第50条に定める災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両であること。

2 届出の方法

- (1) 警察署交通課に備え付けてある緊急通行車両事前届出書により届け出る。
- (2) 緊急通行車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署交通課に提出する。

3 緊急通行車両事前届出済証（以下「届出済証」という。）の交付

- (1) 審査を経た緊急通行車両については届出済証（10-3-8）を警察署を経由して交付する。
- (2) 届出済証の交付を受けた車両は届出済証を自動車検査証と一体保管する。

4 届出済証の返納

届出済証の交付を受けた者は、次の場合に公安委員会に対し届出済証を返納するものとする。

- (1) 当該車両が、緊急通行車両に該当しなくなったとき。
- (2) 当該車両が廃車となったとき。
- (3) その他の理由により緊急通行車両としての必要性がなくなったとき。

資料5-5-3 緊急通行車両の確認申請及び確認手続

(県地域防災計画資料編Ⅱ10-3-6より)

(県警察本部)

大規模地震対策特別措置法又は災害対策基本法に基づく通行禁止が実施された場合における緊急通行車両の確認申請及び確認手続は次によるものとする。

1 緊急通行車両事前届出済証（以下「届出済証」という。）を携帯している緊急通行車両の場合**(1) 確認申請の方法**

確認申請は公安委員会に対し届出済証を提示して行うものとし、次の場所で受理する。

- ア 警察本部
- イ 各警察署
- ウ 交通検問所

(2) 確認の方法

- ア 届出済証を携帯している緊急通行車両の確認は他に優先して行うものとする。
- イ 前記申請に基づき公安委員会は、緊急通行車両にあたることを確認した場合には、所定の緊急標章（10-3-9）以下「標章」という。）及び緊急通行車両確認証明書（10-3-10）以下「確認証明書」という。）を車両1台につき1通交付する。

(3) 確認証明書及び標章の有効期限

原則として、発行の日の翌日から起算して1か月後の日を有効期限とする。

(4) 標章の掲示等

標章は当該車両の見やすい箇所に掲示するものとし、確認証明書は当該車両に備え付けるものとする。

(5) 標章の返納

有効期間の終了した標章は警察本部、警察署のいずれかに返納するものとする。

2 事前届出をしていない緊急通行車両の場合

(1) 確認申請の方法

確認申請は、警察署交通課に備えてある緊急通行車両確認申請書に必要事項を記入の上、当該車両が指定行政機関等の災害応急対策に使用するものであることの疎明資料を添え、次の場所に提出する。

- ・各警察署

(2) 確認の方法

公安委員会は、申請書及び添付書類に基づき当該車両が緊急通行車両であるかを審査し、緊急通行車両にあることを確認した場合には、所定の標章及び緊急通行車両確認証明書を車両1台につき1通交付する。

(3) 確認証明書及び標章の有効期限

原則として、発行の日の翌日から起算して1か月後の日を有効期限とする。

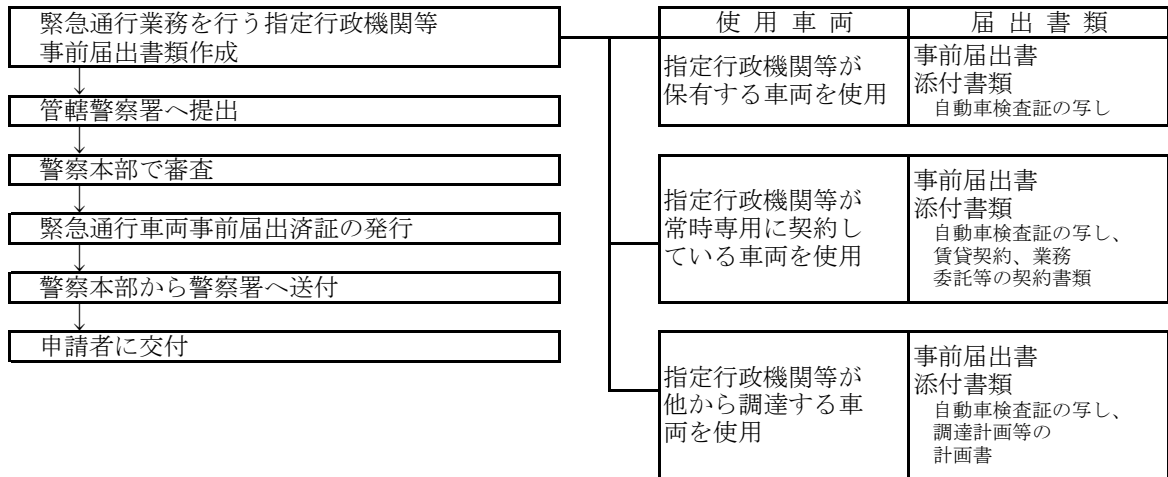
(4) 標章の掲示等

標章は当該車両の見やすい箇所に掲示するものとし、緊急通行車両確認証明書は当該車両に備え付けるものとする。

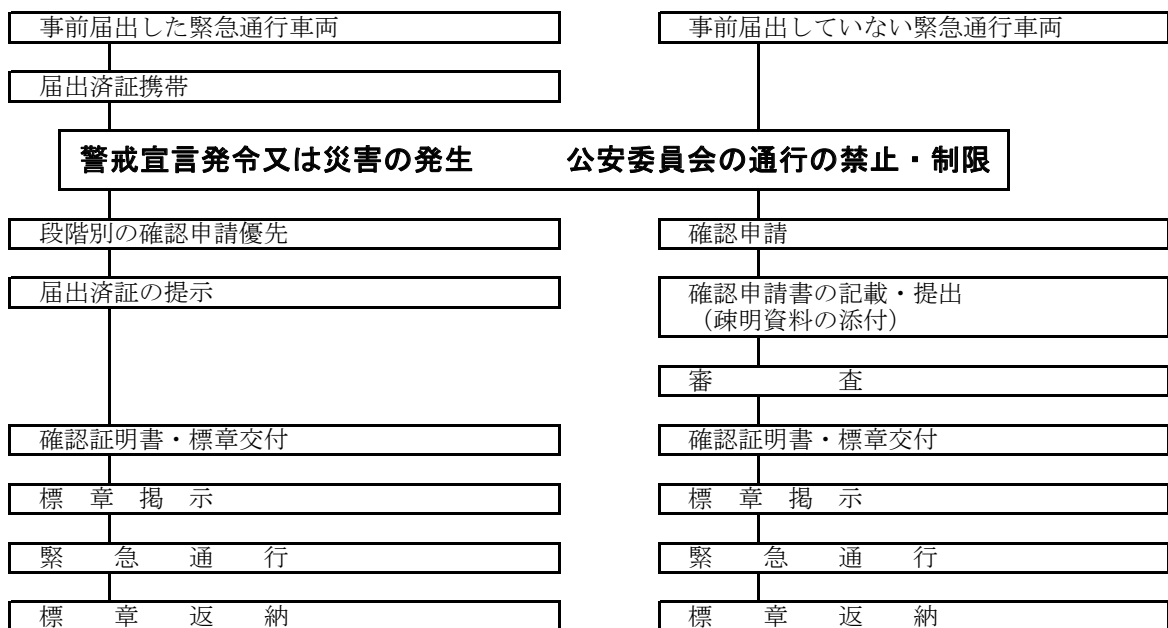
(5) 標章の返納

有効期間の終了した標章は警察本部、警察署のいずれかに返納するものとする。

緊急通行車両事前届出チャート



緊急通行車両確認チャート



資料5-5-4 緊急通行車両の緊急標章等

緊急通行車両等事前届出書・緊急通行車両等事前届出済証

(県地域防災計画資料編Ⅱ10-3-8より)
(県警察本部)

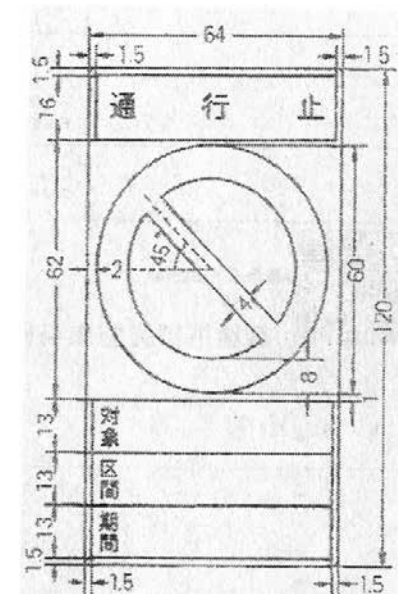
様式第1号(第2系関係)(用紙 日本工業規格A4横型)

災 害 地震防災 応急対策用 原子力災害 国民保護 標章用 緊急通行車両等事前届出書 年 月 日 静岡県公安委員会 殿 届出者住所 (電柱) 氏名		災 害 地震防災 応急対策用 原子力災害 国民保護 標章用 緊急通行車両等事前届出済証 左記のとおり事前届出を受けたことを証する 年 月 日 静岡県公安委員会	
番号種に表示されている番号		(注) 1 大規模地震対策特別措置法、災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づき交通規制が行われたときには、この届出済証を携帯するの警察本部、警察署、交通機関所等に提出して所要の手続を受けてください。 2 届出内容に変更が生じ、又は本届出済証を亡失し、滅失し、行儀し、若しくは破損した場合には、公安委員会(警察本部経由)に届け出て再交付を受けてください。 3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。 (1) 緊急通行車両等に該当しなくなったとき。 (2) 緊急通行車両等が廃車となったとき。 (3) その他緊急通行車両等としての必要性がなくなったとき。	
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)			
使用者	住所 () 番 番 氏名		
出発地			
(注) この事前届出書は2部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を説明する書状を添付の上、車両の使用の本拠の位置を記載する警察本部又は警察署に提出してください。 (注) 届出者は、氏名を記載し及び押印することによって、署名することができます。			

通行の禁止又は制限についての標示の様式 (県地域防災計画資料編Ⅱ10-3-7より)
(県警察本部)

災害対策基本法施行規則
第5条に基づく標示

大規模地震対策特別措置法施行規則
第5条に基づく標示



- 備考1 色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。
 2 縁線及び区分線の太さは、1センチメートルとする。
 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
 4 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又は図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。
 (備考4は「災害対策基本法施行規則第5条に基づく標示」のみ適用)

(県地域防災計画資料編Ⅱ10-3-9より)

(県警察本部)

緊急通行車両の緊急標章



備考1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。

2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。

3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

緊急通行車両確認証明書

(県地域防災計画資料編Ⅱ10-3-10より)

(県警察本部)

様式第3

第 号		年 月 日
緊急通行車両確認証明書 静岡県公安委員会		
番号標に表示されている番号		
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)		
使用 者	住所	〒() -
	氏名	
通 行 日 時		
通 行 経 路	出 発 地	目 的 地
備 考		

資料5-5-5 市有車両台数

令和5年4月1日現在

(単位:台)

車種	本庁	浅羽支所	教育会館	総合健康センター	その他	他機関	合計
自家用乗合	2				5		7
普通乗用	11	1	1	2			15
普通貨物	4				13		17
小型乗用	11		1		1		13
小型貨物	7			1	2		10
軽乗用	24	1	2	6	5		38
軽貨物	26	1	6	4	2	8	47
特種自動車	6					29	35
大型特殊	2				1		3
小型特殊	0				4		4
合計	93	3	10	13	33	37	189

※市有車両の明細は、資料3-2-4「防災行政無線、デジタル地域防災無線配置状況(車載無線)」を参照のこと。

資料5-5-6 車両の用途別配車計画

車両別 配車別	普通車 (貨物含)	広報車	軽四輪	バス	タクシー	ダンプ	トラック	塵芥車 バキュームカー	霊柩車
動員	○		○		○				
広報		○							
避難者輸送				○					
物資運搬	○		○			○	○		
給水							○		
資材運搬						○	○		
患者輸送	○				○				
り災物件						○			
塵芥し尿処理						○		○	
遺体運搬						○			○

※市有車両以外の車両の調達については、資料4-3-1「災害時における応援協定締結先一覧表」の応援協定先や資料4-3-6「袋井市防災協力事業所」等に支援を要請する。

資料5-6-1 袋井市緊急物資集積場所

令和5年7月3日現在

	施設名	住所	電話	集積場所	備考
1	袋井市役所本庁	新屋1-1-1	43-2111	庁舎西側駐車場	雨天対策として駐車棟の利用含む
2	愛野公園 東側エリア (Aゾーン)	豊沢1727	43-1900	管理棟以外の 空地部分	
3	豊沢の丘防災倉庫	豊沢1056-1	43-2111	倉庫内	臨時防災ヘリポート隣接
4	静岡県経済農業協同組合連合会 西部総合事務所	堀越454	43-8511	建物外の空地部分	災害時支援協定締結
5	松本油脂製菓(株)静岡工場	山科2530	43-4170	建物外の空地部分	災害時支援協定締結
6	遠州中央農業協同組合 (市内各支店及び茶ピア)	久能1385	42-4121	建物外の空地部分 及び倉庫の空き部分	災害時支援協定締結
7	小笠山総合運動公園	愛野2300-1	41-1800	西第一駐車場	災害時支援協定締結

※被害状況により、国道1号「袋井バイパス高架下」使用可能

但し、国土交通省中部地方整備局浜松河川国道事務所へ占用許可の申請を行う。

資料5-6-2 生活必需品等調達協定対象業者一覧表

令和5年4月1日現在

No.	会社名	住所	電話	備考
1	(有) サイトウ	袋井市上山梨1457-2	48-6739	飲料
2	寺沢商店	袋井市西同笠371-3	23-2064	飲料
3	ヤマジ酒店	袋井市川井416	43-3534	飲料等
4	(有) 岡本商店	袋井市高尾町11-5	42-3018	運動靴等
5	塚本靴店	袋井市上山梨767	48-6541	運動靴等
6	杉本電器	袋井市高尾町9-15	42-2527	懐中電灯、乾電池
7	高橋金物店	袋井市永楽町194	42-2626	金物
8	ナベヤ(株)	袋井市湊357	23-4773	金物
9	丹羽屋呉服店(株)	袋井市高尾町6-18	42-5720	サラシ
10	いくみや呉服店	袋井市高尾町3-6	43-3030	サラシ、タオル
11	するがや洋品店	袋井市高尾町3-5	42-2557	下着類、タオル等
12	洋品の店クレマツ	袋井市豊住481	23-3055	下着類
13	遠鉄ストアー浅羽店	袋井市浅岡350	23-8951	食品全般
14	パロー 袋井店	袋井市旭町2-4-79	43-5010	食品全般、下着等
15	春日屋青果店	袋井市上山梨1186-4	48-6502	食品

No.	会社名	住所	電話	備考
16	(有)きのや	袋井市永楽町195	42-2960	食品
17	桑原ストアー	袋井市長溝492-1	23-3051	食品
18	コープしずおか袋井田町店	袋井市田町1-10-7	43-8000	食品、金物全般
19	セブンイレブン袋井下山梨店	袋井市下山梨1876-2	49-2888	食品、生活用品
20	セブンイレブン袋井北浅羽店	袋井市浅羽357-1	23-7781	食品、生活用品
21	せんべいや	袋井市大野3424	23-2041	食品
22	福松屋食品	袋井市国本237-1	42-3648	食品、生活用品
23	ピアゴ 袋井店	袋井市新池1158-1	43-9211	食品、金物全般
24	カインズホーム 袋井店	袋井市川井1263-1	44-3000	生活用品全般
25	(有)スルガヤ商店	袋井市高尾町3-4	43-3500	生活用品全般
26	ナカダナ清水商店	袋井市岡崎2390	23-4034	生活用品全般
27	ナガイ薬局	袋井市堀越3-8-3	43-6677	洗剤、おむつ、粉乳等
28	本間薬品	袋井市上山梨843-1	48-6030	洗剤、おむつ、粉乳等
29	袋井ガス(株)	袋井市高尾1940-1	42-8410	燃料
30	ふとんの杉田	袋井市高尾町10-11	42-6937	毛布
31	正木屋(株) 袋井店	袋井市田町1-1-11	42-2805	毛布

※網掛け…協定締結済み事業者

資料5-6-3 主食(米穀)の調達先

令和5年4月1日現在

No.	会社名	住所	電話	備考
1	遠州中央農協	袋井市久能1385	42-4121	袋井営農センター (TEL48-6636)

資料5-7-1 ごみの収集業者

1 一般廃棄物(事業系可燃ごみ)収集運搬許可業者(市内)

令和5年4月1日現在

No.	会社名	住所	電話	FAX	備考
1	(株)袋井清掃	袋井市豊沢1914	43-2518	43-2543	
2	(有)小久江清掃	袋井市東同笠934	23-4575	23-7975	
3	アンドー物流(有)	袋井市広岡2564-1	44-1130	44-1244	
4	(有)西谷商店	袋井市田町2-2-14	42-5025	43-1972	
5	ヤマヒロ産業	袋井市春岡526	48-6971	48-6971	
6	(株)プラントフードニシムラ	袋井市大谷1243-8	48-6626	49-1888	
7	山美商店(株)	袋井市国本2550-2	44-3353	44-3352	
8	松尾美装(株)	袋井市方丈6-5-17	43-3669	43-3679	
9	(株)共同クリーン	袋井市久能2330-1	42-8838	42-8838	
10	(株)フクエイ	袋井市広岡1452-5	42-0164	43-0278	

2 一般廃棄物(可燃ごみ)収集運搬委託業者

令和5年4月1日現在

No.	会社名	住所	電話	FAX	備考
1	(有)西谷商店	袋井市田町2-2-14	42-5025	43-1972	北部地域
2	山美商店(株)	袋井市国本2550-2	44-3353	44-3352	南部地域

3 一般廃棄物(資源ごみ・埋立ごみ)収集運搬委託業者

令和5年4月1日現在

No.	会社名	住所	電話	FAX	備考
1	(株)袋井清掃	袋井市豊沢1914	43-2518	43-2543	北部地域
2	松尾美装(株)	袋井市方丈6-5-17	43-3669	43-3679	南部地域
3	(株)共同クリーン	袋井市久能2330-1	42-8838	42-8838	南部地域

資料5-7-2 し尿の収集業者

令和5年4月1日現在

No.	会社名	住所	電話	FAX	備考
1	(株)フクエイ	袋井市広岡1452-5	42-0164	43-0278	バキューム車台数 12台
2	(株)袋井清掃	袋井市豊沢1914	43-2518	43-2543	バキューム車台数 10台

*袋井市内バキューム車台数 22台(総積載量 71.4t)

資料5-7-3 死亡獣畜処理業者

令和5年4月1日現在

No.	会社名	住所	電話	FAX	備考
1	(株)豊橋レンダリング	豊橋市大岩町字大穴104-1	(0532)41-0973	(0532)41-3118	

資料5-8-1 応急教育施設の予定場所

令和5年4月1日現在

No.	応急教育施設名	住 所	電 話	備 考
1	尊永寺	袋井市豊沢2777	43-3601	
2	油山寺	袋井市村松1	42-3633	
3	可睡斎	袋井市久能2915-1	42-2121	
4	天理教山名大教会	袋井市三門町7-1	42-4151	

資料5-8-2 応急教育材料の調達予定先

令和5年4月1日現在

No.	業 者 名	住 所	電 話	備 考
1	(有) 安間書店	袋井市袋井139	42-2323	教科書、教材品
2	(株) 江崎書店 袋井店	袋井市川井1416-4	42-9100	教科書、教材品
2	(有) 磐周教育用品 袋井営業所	袋井市山科3488-1	84-9200	文房具、学用品
3	(株) ヨシダ 袋井店	袋井市川井1418-3	44-0111	文房具、学用品
4	(株) 伊勢屋 袋井営業所	袋井市方丈3-2-5	43-5111	文房具、学用品
5	岡本商店	袋井市梅山207	23-2035	文房具、学用品
6	事務機のマックス	袋井市浅羽1624-3	23-2446	文房具、学用品

資料5-8-3 給食(炊き出し)施設

令和5年4月1日現在

No.	施 設 名	住 所	電 話	調理(炊飯)能力
1	中部学校給食センター	袋井市豊沢2289-2	44-3231	6,000食/日
2	袋井学校給食センター	袋井市深見237	49-0105	3,000食/日
3	浅羽学校給食センター	袋井市新堀166-3	23-3049	2,000食/日

*調理機材等の整備状況

洗浄機、消毒機、調理台、野菜裁断機、釜、冷蔵庫、ミキサー、蒸し焼き機等

資料5-9-1 袋井市災害時給水対策要綱

(令和5年4月1日現在)

I 警戒本部環境水道部水道班分掌表

1 水道係

①経営管理係

初動体制の円滑化を図るため、次の業務を行う。

- (1) 的確な情報の収集を行う。
- (2) 袋井市水道事業協同組合に協力を要請すると共に人員、保有資機材等の応援の確認をする。
- (3) 必要資機材、燃料等を確保するための手配をする。
- (4) 備蓄資材等貯蔵品の出庫準備をする。
- (5) 市民への広報を行う。
- (6) その他、他の係に属さない事項の業務を行う。

応急給水の円滑化を図るため次の業務を行う。

- (1) 車輛及び給水機器を確保するための手配をする。
- (2) 応急給水用タンクへ水を確保する。
- (3) その他応急給水で必要とする事項の業務を行う。

②水道工事係

水道施設の保安及び水の確保のため、次の業務を行う。

- (1) 水道施設の点検を行う。
- (2) 配水池等の貯水量を確保する。
- (3) 基幹管路の仕切弁の点検を行う。
- (4) 滅菌装置の点検を行い、管末における残留塩素量を0.2ppm以上にする。
- (5) 作業車輛、作業用機器、装置等の点検及び配備を行う。
- (6) 仮設応急給水栓を点検、準備する。
- (7) 水道施設及び管路管理図の配布、その他水道工事係が必要とする事項の業務を行う。

II 注意情報発表後の行動規範

1 水道係

①経営管理係

- (1) 袋井市警戒本部、支部、水道班、自主防災組織、静岡県警戒本部並びに日本水道協会等からの指示及び伝達事項の情報収集を行い、必要な情報は速やかに市民及び報道機関へ広報する。
 応急給水の確保、応急給水拠点箇所、応急給水箇所
- (2) 給水活動、応急復旧に関する各関係機関及び関係業界へ応援要請をし応援体制を確立する。
 静岡県、日本水道協会、相互応援協定機関
 袋井市水道事業協同組合、袋井市建設事業協同組合、浅羽町建設事業協同組合、袋井電設会
 水道用資機材等業者
- (3) 応急給水に必要な資機材を点検し、給水車両を確保する。
 給水タンク(1,000ℓ～2,000ℓ)、発電機、燃料
 揚水ポンプ、滅菌機、次亜塩素酸ソーダ
 残留塩素測定器、照明器具、工具一式
- (4) 復旧用備蓄資材を点検し、必要な資材の調達準備をする。
- (5) 事前配備に要した経費及び災害発生後における調査記録事項の準備をする。

②水道工事係

- (1) 点検すべき水道施設は以下のとおり
 ア 水源10箇所(取水量 10,080m³/日)
 (ア) 袋井第1水源(取水量 1,000m³/日)
 (イ) 袋井第2水源(取水量 1号井:700m³/日・2号井:1,440m³/日)
 (ウ) 袋井第3水源(予備※遠州水道受水のみ)
 (エ) 袋井第5水源(取水量 1号井:330m³/日・2号井:1,000m³/日)
 (オ) 三川水源(取水量 750m³/日)

- (カ) 萱間水源 (取水量 340m³/日)
- (キ) 笠原水源 (取水量 1,120m³/日)
- (ク) 浅羽第1水源 (※予備)
- (ケ) 浅羽第2水源 (取水量 1,600m³/日)
- (コ) 浅羽第4水源 (取水量 1,800m³/日)
- イ 配水池11箇所 (貯水量 21,468m³/日)
 - (ア) 第1配水池 (満水貯水量 4,500m³/日)
 - (イ) 第2配水池 (満水貯水量 2,000m³/日)
 - (ウ) 第3配水池 (満水貯水量 1,300m³/日)
 - (エ) 第4配水池 (満水貯水量 2,800m³/日)
 - (オ) 第5配水池 (満水貯水量 1,500m³/日)
 - (カ) 三川配水池 (満水貯水量 600m³/日)
 - (キ) 萱間配水池 (満水貯水量 288m³/日)
 - (ク) 小笠山配水池 (満水貯水量 1,600m³/日)
 - (ケ) 観音山配水池 (満水貯水量 5,000m³/日)
 - (コ) 笠原配水池 (満水貯水量 780m³/日)
 - (サ) 平芝配水池 (満水貯水量 1,100m³/日)
- (2) 水道施設点検の基本項目及び行動規範
 - ア 各水源及び配水池、加圧場の施設状況を確認する。(故障等の有無)
 - イ 各配水池の水位を確認後、配水池への送水ポンプを手動操作し、配水池を満水とする。
 - ウ 各水源の取水ポンプは、各井戸水位を確認しバルブ操作等により、取水量を高める。
 - エ 次亜塩素酸ソーダ備蓄量を確認し、相当量を確保する。(袋井第1水源・浅羽第1水源)
 - オ 袋井第1水源及び浅羽第1水源の次亜塩素酸ソーダ備蓄タンクから20%入りポリタンクに相当量を確保する。
 - カ 非常用発電機の動作確認及び燃料を確認し、確保する。
 - キ 遠州水道流入バルブを操作し、流入量を上げる。

2 留意事項

- (1) 各施設の受電設備のメイン遮断機は遮断しない。
- (2) 点検操作に必要な機材工具類は、各施設に確保する。
- (3) 各施設への搬入搬出等、緊急車両の通路を確保し、必要に応じて交通規制をする。
- (4) 各施設の点検操作と待機に長時間を要することが予測されるため、必要な生活物資を現地に用意する。
- (5) 従事者の健康管理のため、必要に応じ交替するものとする。

Ⅲ 災害対策本部環境水道部水道班事務分掌

① 経営管理係

担当者、班編成は注意情報発表後の行動規範によるものとし、その他は災害対応マニュアルによる

(1) 情報の収集及び整理

- ア 施設の被害状況
- イ 管の被害状況 (導水管・送水管・配水管及び給水管)
- ウ 道路及び通信の状況
- エ 応急給水及び応急復旧に関する情報を速やかに市民に広報する。

(2) 応急給水

- ア 応急給水の確保を中心とした活動を行う。
- イ 派遣応援要員は、係長の指示に従って給水活動に従事する。

(3) 連絡調整

- ア 本部、上部機関、自主防災組織及び報道機関との協議・連絡調整。
- イ 職員、公共機関、民間団体、ボランティア及び業者への協力要請。
- ウ 車輛、給水機器及び工事中機材の借り上げ手配。

- (4) 調達
 - ア 復旧資材、その他資材及び物品の調達。
- (5) 記録の取りまとめ及び報告
 - ア 前記事項について随時本部に報告し、記録を整理する。
 - イ 応急給水対策及び復旧工事対策の資料作成。
- (6) 経理事務
 - ア 応急給水に要した費用
 - イ 応急復旧に要した費用
 - ウ 恒久復旧に要した費用
 - エ 事務費

- ② 水道工事係

担当者、班編成は注意情報発表後の行動規範によるものとし、その他は災害対応マニュアルによる。

 - (1) 水道施設及び管路の被害状況調査を行う。
 - (2) 復旧係の編成を行う。
 - (3) 復旧作業
 - ア 復旧作業は、対策本部の指示に基づいて開始する。
 - イ 復旧作業の進捗状況は、その都度本部に報告する。
 - ウ 派遣応援要員は、係長の指示に従って作業に従事する。

IV 水道施設及び管路の応急復旧計画

1 水道施設等諸元

(1) 水源 8 箇所 (現在稼働中)

番号	名称	容量	処理	番号	名称	容量	処理
1	袋井第1水源	1,000	pH・塩素	4	三川水源	750	除鉄・塩素
2	袋井第2水源	1号 700	pH・塩素	5	萱間水源	340	塩素
		2号 1,440		6	笠原水源	1,120	塩素
3	袋井第5水源	1号 330	除鉄・塩素	7	浅羽第2水源	1,600	塩素
		2号 1,000		8	浅羽第4水源	1,800	塩素
合 計						10,080	

※浄水処理 : 塩素 (次亜塩素酸ソーダによる滅菌処理)
 pH (消石灰注入によるpH調整)
 除鉄 (除鉄・除マンガン設備による鉄・マンガン除去)

(2) 配水池11箇所 (現在稼働中)

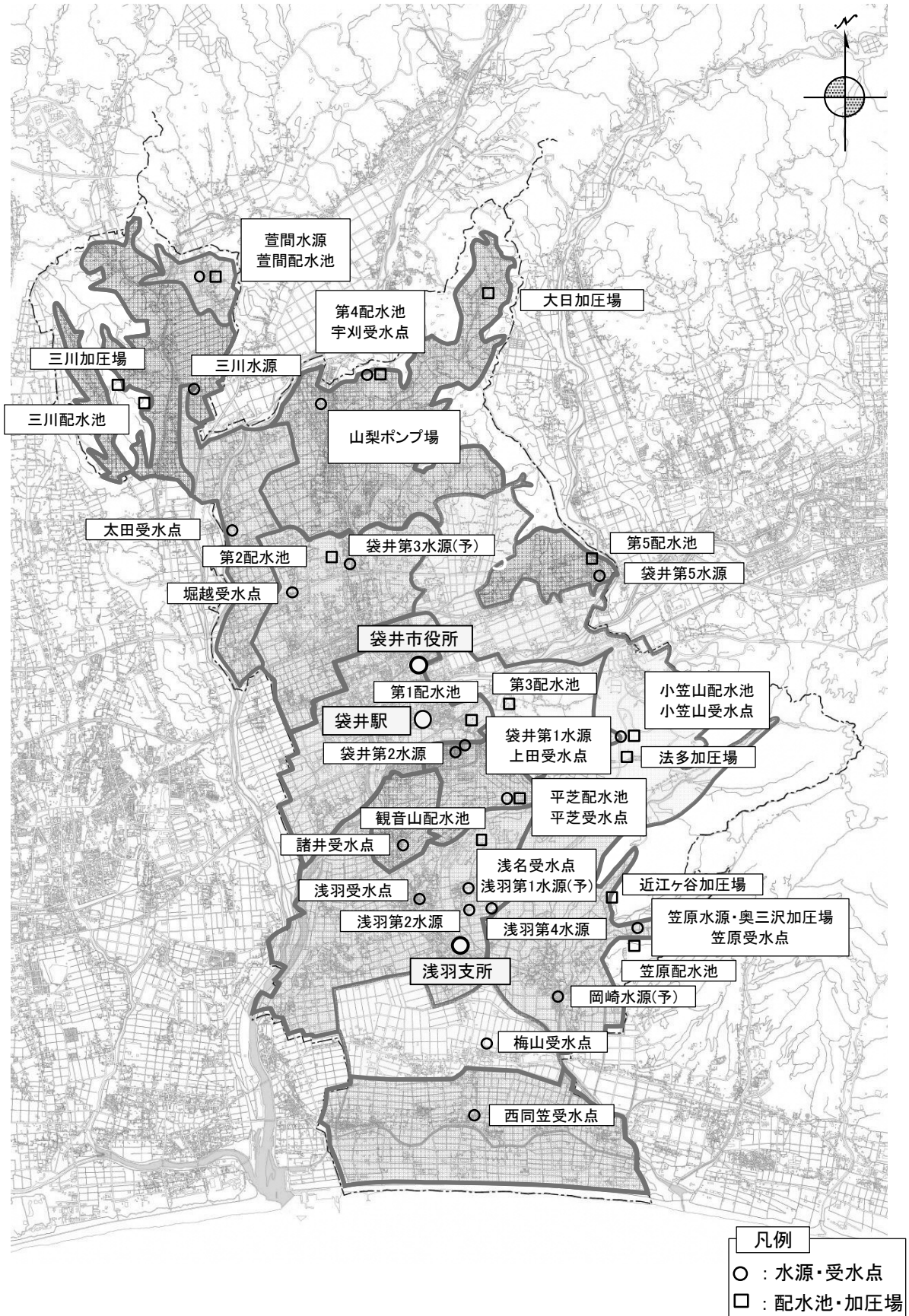
番号	名称	容量	処理	番号	名称	容量	処理
1	第1配水池	4,500	2,250	7	萱間配水池	288	150
2	第2配水池	2,000	1,000	8	小笠山配水池	1,600	800
3	第3配水池	1,300	650	9	観音山配水池	5,000	2,500
4	第4配水池	2,800	1,400	10	笠原配水池	780	390
5	第5配水池	1,500	750	11	平芝配水池	1,100	600
6	三川配水池	600	300	合 計		21,468	10,790

(3) 耐震性防火兼飲料貯水槽 (一般給水用水源)

番号	名称	容量	基	容量	容量
1	耐震性防火水槽	40m ³	338 基	13,520m ³	8,112m ³
2	耐震性防火水槽	60m ³	5 基	300m ³	180m ³
3	耐震性防火水槽	100m ³	41 基	4,100m ³	2,460m ³
合 計			383 基	17,880m ³	10,728m ³

※危機管理課整理中 前年度数値そのまま記載

(4) 水道施設配置図及び配水区域図



2 応急復旧計画（詳細は災害対応マニュアルによる）

(1) 応急復旧順位

- 1位 【水道施設】 水源、配水池
- 2位 【管路】 導水管、送水管
- 3位 【管路】 配水本管（配水池～全19支部及び医療福祉施設） → 【管路】第1次応急復旧工事（混乱期）
- 4位 【管路】 配水支管（配水池～全19支部及び医療福祉施設）
- 5位 【管路】 配水本管（支部を除く避難所） → 【管路】第2次応急復旧工事（復旧期）
- 6位 【管路】 配水支管（支部を除く避難所）
- 7位 【管路】 配水本管（上記以外） → 【管路】第3次応急復旧工事（復旧期）
- 8位 【管路】 配水支管（上記以外）

※配水本管は、口径150mm以上の管路、配水支管は口径100mm以下の管路

(2) 応急復旧スケジュール

ア 水道施設及び導送水管復旧工事 → 地震発生から3日まで

地震発生から3日までを目標に水道施設及び導送水管の応急復旧工事を実施し、使用可能な状態とする。

イ 【管路】第1次応急復旧工事（混乱期） → 地震発生から7日まで

水道施設及び導送水管の応急復旧が完了後、配水池から災害拠点・医療福祉施設までの管路の被害状況調査・漏水箇所の応急復旧工事を実施し、給水可能となるまでを目途とする。

ウ 【管路】第2次応急復旧工事（復旧期） → 7日目から14日まで

全19支部・医療福祉施設までの給水が完了後、配水池から支部を除く避難所までの管路の被害状況調査・漏水箇所の応急復旧工事を実施し、給水可能となるまでを目途とする。

エ 【管路】第3次応急復旧工事（復旧期） → 14日目から1ヶ月まで

避難所までの給水が完了後、診療機関・公共施設・一般住宅等までの管路の被害状況調査・漏水箇所の応急復旧工事を実施し、給水可能となるまでを目途とする。

【仮設応急給水栓】支部及び避難所から遠い住宅等に対応するため、状況に応じて自治会単位に1箇所を目安として、仮設応急給水栓を設置する。

オ 【管路】第4次応急復旧工事（復旧期） → 1ヶ月から完全復旧まで

第3次応急復旧工事までに未復旧の配水本管・支管及び応急復旧工事が完了している管路に接続している給水管の応急復旧工事を面的に行う。

V 応急給水計画

1 応急給水期間と水量

1人当たりの水量（リットル/日）	3リットル/日～10リットル/日
給水の用途	生命維持のための最低必要水量
応急給水の方法	各家庭の備蓄飲料水及び自主防災組織による災害拠点施設等の自己貯水による給水



1人当たりの水量（リットル/日）	3リットル/日～20リットル/日
給水の用途	調理・洗面等の生活に必要な最低水量
応急給水の方法	各水道施設から医療福祉施設及び災害拠点施設の自己貯水施設までを給水車による運搬給水

1人当たりの水量 (ℓ/日)	20ℓ/日～100ℓ/日
給水の用途	調理・洗面・浴用・洗濯等の生活に必要な水量
応急給水の方法	医療福祉施設及び災害拠点、給水拠点までの管路復旧による給水、自治会単位に1箇所を目安として設置する 仮設応急給水栓 による給水

1人当たりの水量 (ℓ/日)	100ℓ/日～被災前水量
給水の用途	通常生活に必要な水量とほぼ同量
応急給水の方法	仮設応急給水栓による給水及び配水管からの通常給水

2 応急給水の基本項目（詳細は災害対応マニュアルによる）

管路の被害状況調査及び通水を行うまでの応急給水は、給水車による運搬給水とする。給水車は、自己及び日本水道協会からの車両とし、応急給水先の注水施設である受水槽または非常用給水タンクへ注水可能な加圧給水車とする。

(1) 応急給水順位

- 1位 一般病院（病床有り）、人工透析病院
- 2位 福祉施設（滞在型）、全19支部の災害拠点施設（救護所含む）
- 3位 避難所
- 4位 診療機関
- 5位 公共施設

(2) 地震発生から【給水】第2次応急給水まで → 地震発生から7日目まで

給水車による運搬給水は、応急給水順位に基づき実施し、応急給水先から最も近い配水池から給水車へ給水を行う。ただし、配水池または配水池進入路が被災している場合は、近接する配水池からの給水とする。

(3) 【給水】第3次応急給水以降 → 7日目から完全復旧まで

応急復旧工事により配水本管及び配水支管からの給水が可能となった場合には、運搬給水の応急給水計画の変更を行う。

給水車の台数不足により、運搬給水対象範囲に応急給水を実施していない施設へは上記の応急給水計画の変更により、給水車による運搬給水を実施する。

【仮設応急給水栓】支部及び避難所から遠い住宅等に対応するため、状況に応じて**自治会単位に1箇所を目安として、仮設応急給水栓**を設置する。

3 応急給水資機材表

種別	容量	台数	保管場所
給水タンク			
〃 アルミ製	2,000ℓ	2台	袋井第1水源地倉庫
〃 〃	1,000ℓ	2台	袋井第1水源地倉庫
〃 〃	〃	1台	豊沢防災倉庫
〃 〃	〃	1台	浅羽第1水源地倉庫
〃 〃	〃	1台	浅羽第3水源地倉庫
ポリタンク	20ℓ	16個	本庁倉庫
〃	10ℓ	14個	本庁倉庫
可搬揚水ポンプ	100ℓ/分	5台	豊沢防災倉庫
〃 エンジン付	600ℓ/分		
〃	1,000ℓ/分		
発電機(ヤマハ)	2.0kw	2台	豊沢防災倉庫
発電機(スズキ)	0.5kw	1台	
復旧資材			袋井第1水源地倉庫
DIP	φ100～φ75	一式	
VP	φ150～φ13	一式	
SP			
PE			
継手			
仮設応急給水栓	蛇口4個付き	9基	豊沢防災倉庫(給水車へ2基車載)
給水車	3,000ℓ	1台	本庁車庫
給水袋	60,000ℓ	10ℓ×6,000袋	豊沢防災倉庫
〃	7,500ℓ	5ℓ×1,500袋	

資料5-9-2 袋井市災害時下水道排水対策要綱

(令和5年4月1日現在)

I 警戒本部環境水道部水道班分掌表

1 下水道係

①経営管理係

初動体制の円滑化を図るため、次の業務を行う。

- (1) 的確な情報の収集を行う。
- (2) 下水処理場の運転状況を確認する。
- (3) 下水処理場及びマンホールポンプの自家発電機用燃料確保、必要資機材を確保するための手配をする。
- (4) 袋井市・浅羽町建設事業協同組合に協力を要請すると共に人員、保有資機材等の応援の確認をする。
- (5) 市民への広報を行う。
- (6) その他、他の係に属さない事項の業務を行う。

②下水道工事係

下水道施設の保安及び排水系統の確保のため、次の業務を行う。

- (1) 下水道施設点検のための準備を行う。(下水道台帳)
- (2) 排水可能地点から下水処理場までの排水経路の確認を図面上で行う。
- (3) 作業車両、作業用機器、装置等の点検及び準備を行う。
- (4) その他下水道工事係が必要とする事項の業務を行う。

II 第三次配備後の行動規範

1 下水道係

①経営管理係

- (1) 袋井市警戒本部、支部、水道班、自主防災組織、静岡県警戒本部並びに静岡県交通基盤部都市局生活排水課からの指示及び伝達事項の情報収集を行い、必要な情報は速やかに市民及び報道機関へ広報する。

下水処理場運転状況、災害規模・状態、排水経路等

- (2) 下水処理場の運転状況を確認(包括業務：三菱化工機アドバンス㈱へ)すると共に、必要燃料の確保を災害対策本部へ要請する。

袋井浄化センター：軽油6800(280/時間)

アクアパークあさば：A重油3,800(1340/時間)

市内28箇所のマンホールポンプのうち、必要燃料：軽油4,800(2000/時間)

- (3) 点検・調査、応急復旧等に関する各関係機関及び、関係業界へ応援要請をし、応援体制を確率する。

国土交通省、静岡県交通基盤部都市局生活排水課、袋井土木事務所都市計画課

袋井市建設事業協同組合、浅羽町建設事業協同組合、日本下水道協会、日本下水道事業団

日本下水道管路管理業協会

- (4) 必要な資機材の調達資材を準備する。
- (5) 事前の配備に要した経費及び災害発生後における調査記録事項の準備をする。

②下水道工事係

- (1) 下水道施設の点検を行う。(管渠、マンホールポンプ、マンホール)
- (2) 排水可能地点から下水処理場までの排水経路の確認を行う。

III 災害対策本部環境水道部水道班事務分掌

1 下水道係・・・担当者、班編成は注意情報発表後の行動規範による。

①経営管理係

- (1) 情報の収集及び整理

ア 施設の被害状況

イ 下水道施設の被害状況(下水処理場、管渠、マンホールポンプ、マンホール)

ウ 道路(マンホール蓋周辺の隆起、陥没)の状況

エ 応急復旧に関する情報を速やかに市民に広報する。

(水道情報と共に。上下水道課広報車、情報広報へ)

- (2) 連絡調整
- ア 本部、上部機関、自主防災組織及び報道機関との協議
 - イ 職員、公共機関、民間団体、ボランティア及び業者への協力要請
 - ウ 工事事業機材の借り上げ手配
- (3) 調達
- ア 復旧資材、その他資材及び物品の調達
- (4) 記録のとりまとめ及び報告
- ア 前記事項について随時本部に報告し、記録を整理する。
- (5) 経理事務
- ア 応急復旧に要した費用
 - イ 事務費

②下水道工事係・・・担当者、班編成は注意情報発表後の行動規範による。

- (1) 下水道施設の緊急調査を行う。(管渠、マンホールポンプ、マンホール)
- (2) 下水道施設の緊急措置を行う。(管渠、マンホールポンプ、マンホール)
- (3) 1次2次調査(派遣された支援者の協力による)
- (4) 査定資料作成及び災害査定
- (5) 本復旧
 - ア 復旧作業は、対策本部の指示に基づいて開始する。
 - イ 復旧作業の進捗状況は、その都度本部に報告する。
 - ウ 派遣応援要員は、係長の指示に従って作業に従事する。

IV 下水道施設及び管路

1 下水道施設等諸元

本要綱の対象施設は袋井市公共下水道及び大日農業集落排水とする。

(1) 下水処理場

名称	所在地	処理能力	排除方式	処理方法
袋井浄化センター	新池880-1	10,000m ³ /日最大	分流式	標準活性汚泥法
アクアパークあさば	梅山1111	6,600m ³ /日最大	分流式	標準活性汚泥法

(2) 大日農業集落排水処理施設

名称	所在地	処理能力	排除方式	処理方法
環境保全センター やまなみ	宇刈3332-1	94.5m ³ /日	分流式	接触ばっ気式 (沈殿分離槽前置式)

(3) 下水道の主な基幹管路

処理区	幹線名	口径	処理区	幹線名	口径	
袋井	第1汚水幹線	φ 800～1350	袋井	第14汚水幹線	φ 200～600	
	第3汚水幹線	φ 200～400		第15汚水幹線	φ 200	
	第4汚水幹線	φ 400		第16汚水幹線	φ 200～350	
	第6汚水幹線	φ 200～250		第17汚水幹線	φ 150	
	第7汚水幹線	φ 450～800		第19汚水幹線	φ 200	
	第9汚水幹線	φ 500～800		第21汚水幹線	φ 350～400	
	第10汚水幹線	φ 300～350		浅羽	第1汚水幹線	φ 250～900
	第11汚水幹線	φ 200～1350			第3汚水幹線	φ 450～500
	第12汚水幹線	φ 300			第7汚水幹線	φ 400～800
第13汚水幹線	φ 200～300	第9汚水幹線	φ 250～800			

(4) マンホールポンプ及び必要発電機(電気で下水を揚げる、圧送する施設)

令和5年4月1日現在

番号	公共下水道事業 ポンプ機場	図面呼称	ポンプ出力(kw)	台数(台)	ポンプ運転方法	発動発電機(KVA)	摘要
1	小笠山No.1マンホールポンプ場	小笠山No.1	11	2	常時:単独交互 異常時:2台同時運転	70	圧送
2	小笠山No.2マンホールポンプ場	小笠山No.2	15	3	常時:単独交互 異常時:2台同時運転	100 (市保有)	圧送
3	小笠山No.3マンホールポンプ場	小笠山No.3	15	3	常時:単独交互 異常時:2台同時運転	100 (市保有)	圧送
4	柵宜弥No.1マンホールポンプ場	柵宜弥	2.2	2	常時:単独交互 異常時:2台同時運転	30	圧送
5	小野田No.1マンホールポンプ場	小野田No.1	1.5	2	常時:単独交互 異常時:2台同時運転	15	圧送
6	小野田No.2マンホールポンプ場	小野田No.2	7.5	2	常時:単独交互 異常時:2台同時運転	60	圧送
7	永楽町マンホールポンプ場	永楽町	0.75	2	常時:単独交互 異常時:2台同時運転	10	圧送
8	旭町マンホールポンプ場	旭町	1.5	2	常時:単独交互 異常時:2台同時運転	15	圧送
9	新池No.1マンホールポンプ場	新池No.1	1.5	2	常時:単独交互 異常時:2台同時運転	15	揚水
10	新池No.2マンホールポンプ場	新池No.2	1.5	2	常時:単独交互 異常時:2台同時運転	15	揚水
11	新池No.3マンホールポンプ場	新池No.3	3.7	2	常時:単独交互 異常時:2台同時運転	30	揚水
12	上石野マンホールポンプ場	上石野	0.75	1	単独運転	10	-
13	小川町マンホールポンプ場	小川町	15	2	常時:単独交互 異常時:2台同時運転	100 (市保有)	圧送
14	新町マンホールポンプ場	新町	0.75	1	単独運転	10	-
15	山科下マンホールポンプ場	山科	0.75	2	常時:単独交互 異常時:2台同時運転	10	揚水 バイパスあり
16	上久能マンホールポンプ場	上久能	0.75	2	常時:単独交互 異常時:2台同時運転	10	揚水
17	神長北マンホールポンプ場	神長北	3.7	2	常時:単独交互 異常時:2台同時運転	30	圧送
18	神長南マンホールポンプ場	神長南	2.2	2	常時:単独交互 異常時:2台同時運転	30	圧送
19	諸井マンホールポンプ場	諸井	0.75	2	常時:単独交互 異常時:2台同時運転	10	揚水 バイパスあり
20	下山梨マンホールポンプ場	下山梨	0.75	2	常時:単独交互 異常時:2台同時運転	10	揚水 バイパスあり

※異常通報装置:バッテリーを装備しているが、停電後数時間でバッテリーの電力を消費してしまい異常通報しなくなるので注意すること。

上石野MP・新町MPは異常通報装置が付いていないため、停電の際には現地を直接確認すること。

機械起動時に電力をかなり必要とするので、自動運転(2台同時運転)で動かさないように手動で1台ずつ動かすこと。

番号	農業集落排水事業 ポンプ機場	図面呼称	ポンプ出力(kw)	台数(台)	ポンプ運転方法	発動発電機(KVA)	摘要
農-1	1号中継ポンプ	大日	1.5	2	常時:単独交互 異常時:2台同時運転	15	異常通報装置付 無線タイプ 子機
農-2	2号中継ポンプ	大日	1.5	2	常時:単独交互 異常時:2台同時運転	15	異常通報装置付 無線タイプ 子機
農-3	3号中継ポンプ	大日	1.5	2	常時:単独交互 異常時:2台同時運転	15	異常通報装置付 無線タイプ 子機
農-4	4号中継ポンプ	大日	1.5	2	常時:単独交互 異常時:2台同時運転	15	異常通報装置付 無線タイプ 子機
農-5	5号中継ポンプ	大日	3.75	2	常時:単独交互 異常時:2台同時運転	30	異常通報装置付 無線タイプ 子機
農-6	6号中継ポンプ	大日	0.75	1	単独運転	10	異常通報装置付 無線タイプ 子機
農-7	7号中継ポンプ	大日	0.75	1	単独運転	10	異常通報装置付 無線タイプ 子機
農-8	8号中継ポンプ	大日	1.5	2	常時:単独交互 異常時:2台同時運転	15	異常通報装置付 無線タイプ 親機

※異常通報装置:バッテリーを装備しているが、停電後数時間でバッテリーの電力を消費してしまい異常通報しなくなるので注意すること。

番号	処理施設	内容	発動発電機(KVA)	摘要
処-1	袋井浄化センター	主ポンプ1台、フローア、送風機1台	400V 150KVA以上	浄化センター内に有
処-2	アクアパークあさば	自家発電 250kVA(全体計画)	-	
農-9	農業集落排水処理施設 やまなみ		100	

※農-9 大日処理場 機械起動時に電力をかなり必要とするので、自動運転(2台同時運転)で動かさないように手動で1台ずつ動かすこと。

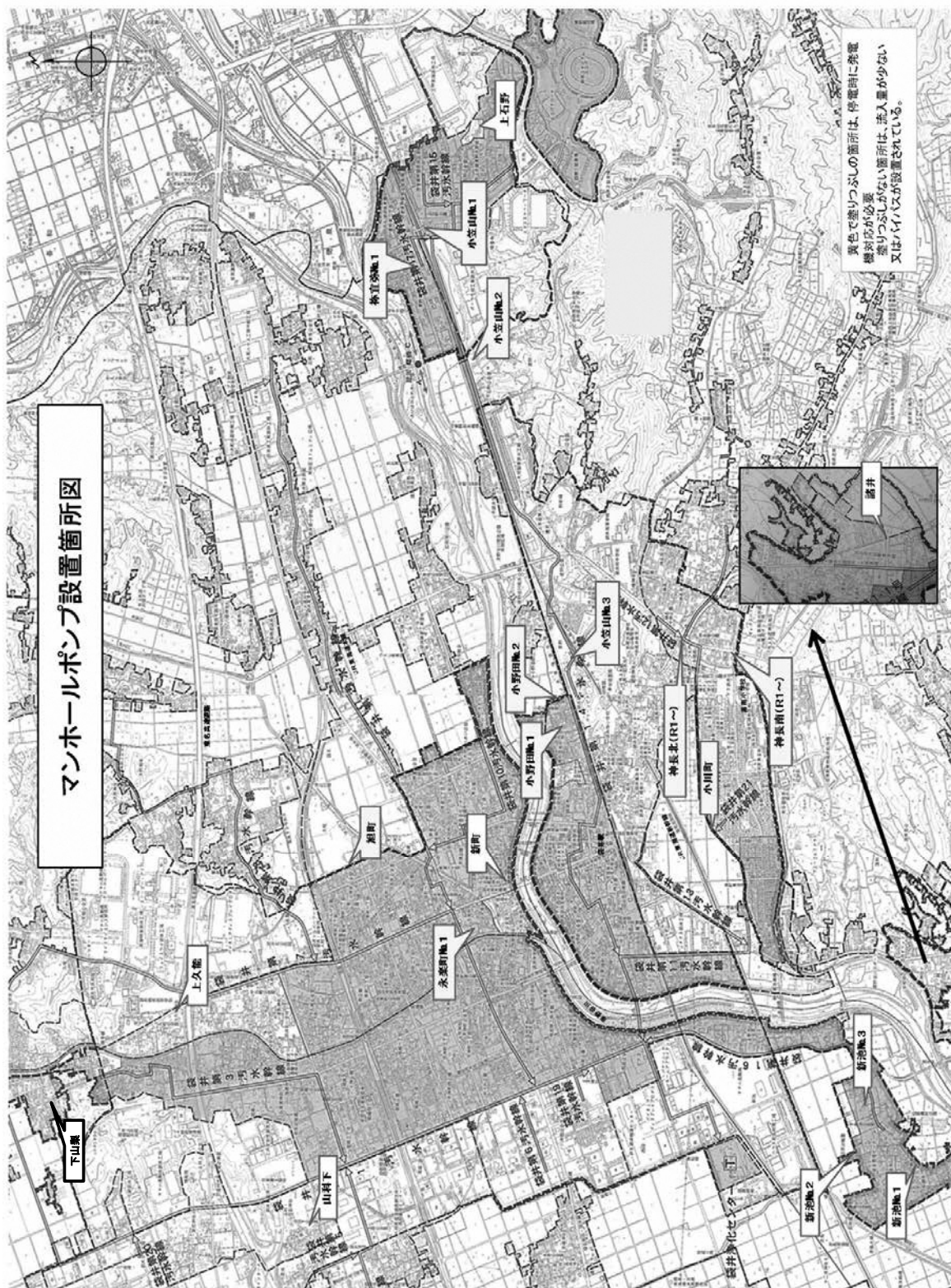
発電機必要個数一覧

ポンプ	規格(KVA)	10	15	30	60	70	100	150
	参考重量(kg)	520	540	1150	1600	1720	2200	3000
台数		9	9	5	1	1	4	1

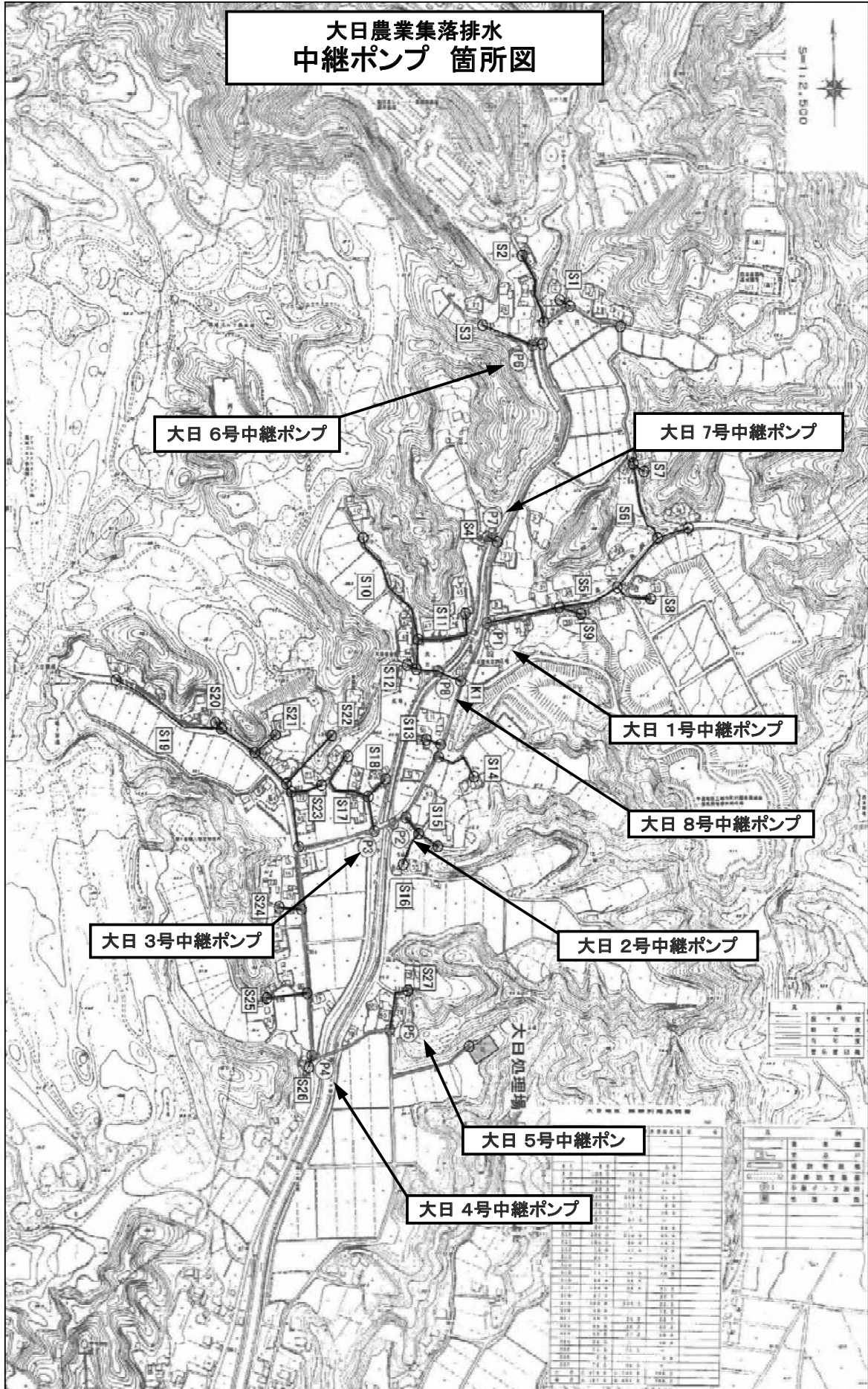
注) 発電機の容量については、財団法人下水道新技術推進機構発行の下水道マンホールポンプ施設 技術マニュアルによる。

2 下水道施設箇所図

(1) 下水道マンホールポンプ設置箇所図

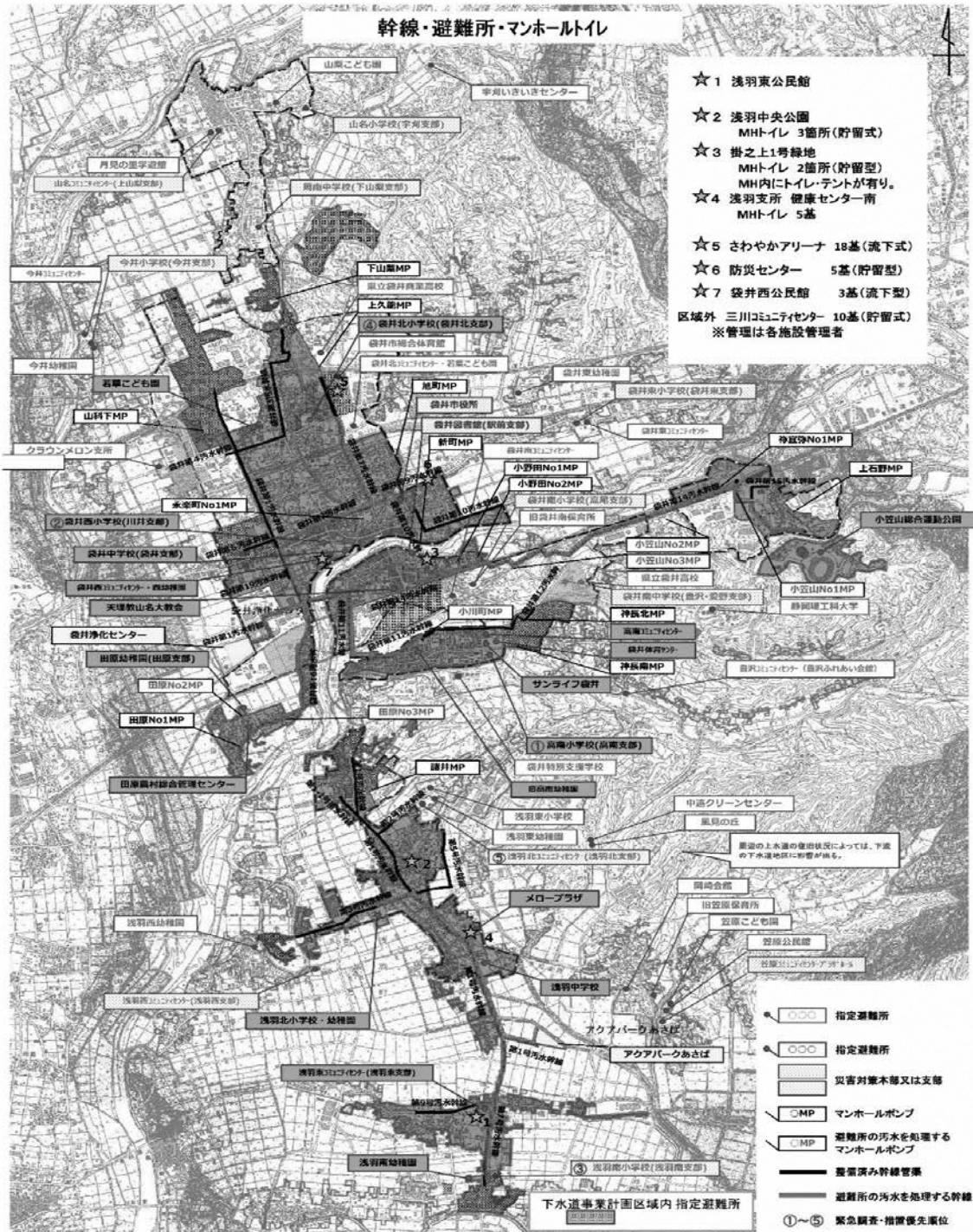


(2) 農業集落排水マンホールポンプ設置箇所図



3 下水道幹線と避難所

下水道幹線と避難所の配置を表す。マンホールトイレの管理は各施設管理者。



資料5-9-3 袋井市水道事業協同組合名簿

令和5年4月1日現在

No.	会社名	住所	電話	備考
1	(株)旭設備工業所	袋井市国本3243-5	42-2510	水道工事
2	(有)ウノ設備	袋井市久能1291-7	42-8423	〃
3	大場配管(株)	袋井市下山梨1653	48-6601	〃
4	設備カタギリ	袋井市友永10-7	49-1156	〃
5	(株)鴻池設備	袋井市上久能2296-1-1-1	42-7048	〃
6	(有)鈴木設備工業所	袋井市春岡1170-2	49-0355	〃
7	鈴木配管	袋井市広岡2953-1	42-3097	〃
8	(有)原田興管設備	袋井市高尾町6-17	42-2026	〃
9	袋井設備(株)	袋井市袋井313-4	42-6725	〃
10	(有)山崎配管	袋井市高尾町17-21	43-3332	〃
11	(有)山下住宅設備	袋井市天神町2-8-15	42-7859	〃
12	(有)浅羽管工	袋井市浅羽242-1	23-4165	〃
13	(株)渥美	袋井市豊住851	23-3921	〃
14	タイセーメンテナンス(株)	袋井市梅山566	23-0487	〃

資料5-9-4 袋井市水道用資機材等購入先一覧表

令和5年4月1日現在

No.	会社名	住所	電話	備考
1	丸尾興商(株)	袋井市川井981	43-3121	水道資材
2	(株)村松商店	浜松市東区常光町188	053-431-0311	〃
3	(株)一色機材	浜松市東区小池町871	053-467-5111	〃
4	大学産業(株)	浜松市南区芳川町723	053-425-0021	浄水薬品、機器
5	(株)磯村 掛川工場	掛川市大池743-6	0537-22-5131	〃 〃
6	袋井市薬業組合	袋井市川井43	42-3654	〃 (マルヤ薬局)
7	誠興電機(株)	浜松市南区金折町226	053-425-9977	電気工事、資材